官報

政令

微生物病研究所官制等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年七月三日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百二十号

第一條　微生物病研究所官制の一部を次のように改正する。

第三條中「專任十一人　專任十二人」を「專任十二人　專任十四人」に改める。

第二條　產業科學研究所官制の一部を次のように改正する。

第三條中「專任二十人　專任二十二人」を「專任二十二人　專任二十四人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

文部大臣　森戸　辰男

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百二十一号

官立大学官制の一部を次のように改正する。

別表第一今沢医科大学の理文部教官の教授の欄中「二十六人」を「二十七人」に、同項文部教官の助教授の欄中「二十四人」を「二十五人」に、同項文部教官の三級の欄中「五十八人」を「六十人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

文部大臣　森戸　辰男

内閣総理大臣　片山　哲

帝國図書館官制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年七月三日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百二十二号

帝國図書館官制の一部を次のように改正する。

第二條中「文部事務官　專任三人　專任十六人　二級　三級」を「文部事務官　專任四人　專任十九人　二級　三級　文部教官　專任一人　專任一人　二級　三級」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

文部大臣　森戸　辰男

内閣総理大臣　片山　哲

電波物理研究所官制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年七月三日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百二十三号

電波物理研究所官制の一部を次のように改正する。

第四條中「專任二十一人　專任三十人」を「專任二十二人　專任三十二人」に、「專任六人　三級」を「專任一人　六人　二級　三級」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

文部大臣　森戸　辰男

内閣総理大臣　片山　哲

保健婦助産婦看護婦令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年七月三日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百二十四号

保健婦助産婦看護婦令

第一章　總則

第一條　國民医療法第二十七條に基く保健婦、助産婦及び看護婦に関する命令は、この政令の定めるところによる。

第二條　保健婦とは、保健婦の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする女子をいう。

第三條　助産婦とは、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導をなすを業とする女子をいう。

第四條　看護婦は、甲種看護婦及び乙種看護婦とする。

第五條　甲種看護婦とは、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすを業とする女子をいう。

第六條　乙種看護婦とは、医師、歯科医師又は甲種看護婦の指示を受けて、前條に規定すること（急性且つ重症の傷病者又はじよく婦に対する療養上の世話を除く。）をなすを業とする女子をいう。

第二章　免許

第七條　保健婦、助産婦又は甲種看護婦になろうとする者は、保健婦試験、助産婦試験又は甲種看護婦試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならない。

第八條　乙種看護婦になろうとする者は、乙種看護婦試験に合格し、都道府縣知事の免許を受けなければならない。

第九條　精神病者、聾者、啞者又は盲者には、前二條の規定による免許（以下免許という。）を與えない。

第十條　左の各号の一に該當する者には、免許を與えないことがある。

一　罰金以上の刑に処せられた者

二　業行が著しく不良である者

三　傳染性の疾患ある者

第十一條　厚生省に、保健婦籍、助産婦籍及び甲種看護婦籍を備え、保健婦免許、助産婦免許及び甲種看護婦免許に関する事項を登録する。

第十二條　都道府縣に、乙種看護婦籍を備え、乙種看護婦免許に関する事項を登録する。

第十三條　免許は、保健婦籍、助産婦籍若しくは甲種看護婦籍又は乙種看護婦籍に登録することによつて、これをなす。

第十四條　厚生大臣又は都道府縣知事は、免許をなしたときは、免許を與えた者に対して、夫々保健婦免許証、助産婦免許証若しくは甲種看護婦免許証又は乙種看護婦免許証を交付する。

第十五條　保健婦、助産婦又は甲種看護婦が、第九條の規定に該當するときは、厚生大臣は、その免許を取り消す。

保健婦、助産婦又は甲種看護婦が、第十條各号の一に該當し、又は保健婦、助産婦若しくは甲種看護婦としての品位を損するような行爲のあつたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて業務を停止することができる。

前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゅんの情が顕著であるときは、再免許を與えることがある。

厚生大臣は、前二項の規定による処分をなすには、保健婦助産婦甲種看護婦試験委員の意見を聴かなければならない。

第十六條　乙種看護婦が、第九條の規定に該当するときは、都道府縣知事は、その免許を取り消す。

乙種看護婦が、第十條各号の一に該当し、又は乙種看護婦としての品位を損するような行爲のあつたときは、都道府縣知事は、その免許を取

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

り消し、又は期間を定めて業務を停止することができる。

前項の規定による取消処分を受けた者であつても、疾病がなおり、又は改しゅんの情が顕著であるときは、再免許を與えることがある。

都道府縣知事は、前二項の規定による処分をなすには、乙種看護婦試験委員の意見を聴かなければならない。

第十七條　この章に規定するもののの外、免許に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章　試験

第一節　總則

第十八條　保健婦試験、助産婦試験、甲種看護婦試験又は乙種看護婦試験は、夫々保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦として必要な知識及び技能についてこれを行う。

第十九條　保健婦試験、助産婦試験及び甲種看護婦試験は、厚生大臣が、都道府縣知事をしてこれを行う。

第二十條　乙種看護婦試験は、都道府縣知事をしてこれを行う。

第二十一條　保健婦試験は、甲種看護婦試験に合格した者又は第二十三條各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において二年以上保健指導に関する学科を修めた者

二　命令の定めるところにより、厚生大臣の指定した保健婦養成所を卒業した者

三　外國の保健婦学校を卒業し、又は外國において保健免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

第二十二條　助産婦試験は、甲種看護婦試験に合格した者又は第二十三條各号の一に該当する者であつて、さらに左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において一年以上助産に関する学科を修めた者

二　命令の定めるところにより、厚生大臣の指定した助産婦養成所を卒業した者

三　外國の助産婦学校を卒業し、又は外國において助産婦免許を得た者で、厚生大臣が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

第二十三條　甲種看護婦試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において三年以上看護に関する学科を修めた者

二　命令の定めるところにより、厚生大臣の指定した甲種看護婦養成所を卒業した者

三　免許を得た後三年以上業務に従事している乙種看護婦で、高等学校を卒業し、前二号に規定する学校又は養成所において一年以上修業した者

四　外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者で、厚生大臣が第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

第二十四條　乙種看護婦試験は、左の各号の一に該当する者でなければ、これを受けることができない。

一　文部大臣の指定した学校において二年以上看護に関する学科を修めた者

二　命令の定めるところにより、厚生大臣の指定した乙種看護婦養成所を卒業した者

三　前條第一号、第二号又は第四号に該当する者

四　外國の看護婦学校を卒業し、又は外國において看護婦免許を得た者のうち、前條第四号に該当しない者で、厚生大臣が適当と認めた者

第二十五條　この章に規定するもののの外、保健婦試験、助産婦試験、甲種看護婦試験又は乙種看護婦試験に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第二節　審議会

第二十六條　厚生大臣の管理に属する保健婦助産婦看護婦試験審議会（以下審議会という。）を置く。

審議会は、厚生大臣の諮問に應じて、保健婦試験、助産婦試験、甲種看護婦試験及び乙種看護婦試験に関する重要事項を調査審議する。

第二十七條　審議会は、会長一人及び委員十五人以内を以て、これを組織する。

第二十八條　委員は、左に掲げる者を以て、これにあてる。

一　厚生省医務局長

二　文部省学校教育局長

三　医師、保健婦、助産婦及び看護婦各一人　四人

四　厚生大臣の定める九地区において、夫々業務に従事する医師、保健婦、助産婦及び看護婦について、各地区ごとに一人　九人

前項第三号及び第四号の規定による委員は、厚生大臣の申出により、内閣総理大臣がこれを命ずる。

第二十九條　会長は、委員の互選による。但し、厚生省医務局長又は文部省学校教育局長である委員は、会長となることができない。

第三十條　会長は、会務を総理する。

会長欠員のとき又は会長事故あるときは、前條の規定に準じて選ばれた者が、その職務を代理する。

第三十一條　会長の任期は、一年とする。

第二十八條第一項第三号又は第四号の規定による委員の任期は、二年とする。

委員は、任期満了後は、引き続き委員となることができない。

補欠の会長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三十二條　審議会に幹事一人を置き、厚生省の二級官吏のうちから、厚生大臣がこれを命ずる。

幹事は、会長の指揮を受け、庶務を整理する。

第三十三條　審議会に書記を置き、三級の厚生事務官のうちから、厚生大臣がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

第三節　試験委員

第三十四條　厚生大臣の管理に属する保健婦助産婦甲種看護婦試験委員（以下試験委員という。）を置く。

試験委員は、保健婦試験、助産婦試験及び甲種看護婦試験の実施に関する事務を掌る。

第三十五條　試験委員は、委員長及び委員を以て、これを組織する。

第三十六條　委員長は、審議会会長を以て、これにあてる。

委員は、厚生大臣の定める九地区において、夫々業務に従事する医師、保健婦、助産婦及び看護婦のうちから、各地区につき六人ずつ、厚生大臣がこれを命ずる。

厚生大臣は、前項の規定による任命をなす場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

第三十七條　委員の任期は、二年とする。

委員は、任期満了後は、引き続き委員となることができない。

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第三十八條　委員長は、試験委員の事務を総理する。

第三十九條　委員は、委員長の監督を受け、試験委員に属する事務を分掌する。

第四十條　試験委員に主事一人を置き、厚生省の二級官吏のうちから、厚生大臣がこれを命ずる。

主事は、委員長の指揮を受け、庶務を整理する。

第四十一條　試験委員に書記を置き、三級の厚生事務官のうちから、厚生大臣がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を受け、庶務に従事する。

第四節　乙種看護婦試験委員

第四十二條　都道府縣知事の管理に属する乙種看護婦試験委員を置く。

乙種看護婦試験委員は、乙種看護婦試験の実施に関する事務を掌る。

第四十三條　厚生大臣は、都道府縣知事に対し、乙種看護婦試験の実施について必要な事項を指示し、又は試験委員をして、乙種看護婦試験の基準に関して、乙種看護婦試験委員を指導させることができる。

厚生大臣は、前項の規定による指示をなし、又は指導をさせる場合には、審議会の意見を聞かなければならない。

第四章　業務

第四十四條　保健婦でなければ、保健婦又はこれに類似する名称を用いて、第二條に規定する業をすることはできない。

第四十五條　助産婦でなければ、第三條に規定する業をすることはできない。但し、他の法令に規定する者については、この限りでない。

第四十六條　甲種看護婦でなければ、第五條に規定する業をすることはできない。但し、他の法令に規定する者については、この限りでない。

保健婦又は助産婦は、前項の規定にかかわらず、第五條に規定する業をすることができる。

第四十七條　乙種看護婦でなければ、第六條に規定する業をすることはできない。但し、他の法令に規定する者については、この限りでない。

第四十八條　保健婦、助産婦、甲種看護婦又は乙種看護婦が、その業務を開始しようとする場合又は廃止した場合には、命令の定めるところにより、就業地の都道府縣知事に届け出なければならない。

前項の規定による開始に関する届出をなした者が、業務を継続する場合においては、命令の定めるところにより、二年ごとに、就業地の都道府縣知事に届け出なければならない。

都道府縣知事は、就業保健婦名簿、就業助産婦名簿、就業甲種看護婦名簿又は就業乙種看護婦名簿を設けて、前二項の規定による届出に関する事項を記載し、業務開始の届出をなした者に対しては、保健婦業務従事証、助産婦業務従事証、甲種看護婦業務従事証又は乙種看護婦業務従事証を交付し、業務継続の届出をした者に対しては、夫々従事証にその旨を記入する。

前項の名簿及び従事証に関する事項は、命令でこれを定める。

第四十九條　保健婦は、傷病者の療養上の指導を行うに当つて、主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第五十條　保健婦は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示があつたときには、これに従わなければならない。但し、前條の規定の適用を妨げない。

第五十一條　保健婦は、その業務を行うに当つては、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、診療器械を使用し、薬品を授與し、又は薬品について指示をすることができない。但し、臨時救急の手当は、この限りでない。

第五十二條　助産婦は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に異常があると認めたときは、医師の診療を請わしめることを要し、自らその処置をすることはできない。但し、臨時救急の手当は、この限りでない。

第五十三條　助産婦は、妊婦、産婦、じよく婦、胎児又は新生児に対して手術を行い、産科器械を用い、又は医師の指示を受けないで薬品を與え、若しくは薬品について指示をすることができない。但し、消毒を行い、へそのおを切り、かん腸を施すの類はこの限りでない。

第五十四條　助産婦は、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導の需があつた場合には、正当の事由なくしてこれを拒むことができない。

分娩の介助又は死胎の検案をなした助産婦は、死産証書又は死胎検案書の請求を受けたときは、正当の事由なくしてこれを拒むことはできない。

第五十五條　助産婦は、自ら分娩の介助又は死胎の検案をしないで、死産証書又は死胎検案書を交付することはできない。

第五十六條　助産婦は、妊娠四箇月以上の死産児を検案して異常があると認めたときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

第五十七條　看護婦は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合の外、被看護者についてはじめて診療器械を使用し、薬品を授與し、又は薬品について指示をすることができない。但し、臨時救急の手当はこの限りでない。

附　則

第五十八條　この政令は、学校及び養成所の指定に関する部分は、公布の日から、看護婦に関する部分は、昭和二十四年九月一日から、その他の部分は、昭和二十五年九月一日から、これを施行する。

第五十九條　最初に任命された第二十八條第一項第三号又は第四号の規定による委員のうち、七人の任期は、第三十一條第二項の規定にかかわらず、一年とし、その決定はくじによる。

最初に任命された試験委員のうち、各地区ごとに三人の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、一年とし、その決定はくじによる。

第六十條　保健婦規則及び助産婦規則は、昭和二十五年八月三十一日限り、これを廃止する。

第六十一條　看護婦規則は、昭和二十四年八月三十一日限り、これを廃止する。但し、看護婦試験に関する規定は、昭和二十五年八月三十一日まで、なおその効力を有する。

第六十二條　旧保健婦規則により都道府縣知事（地方長官を含む。以下同じ。）の保健婦免許を受けた者は、第四十四條の規定にかかわらず第二條に規定する業をなすことができる。

前項の者については、この政令中保健婦に関する規定を準用する。

第一項の者は、第二十一條の規定にかかわらず保健婦試験を受けることができる。

第六十三條　昭和二十五年九月一日現に助産婦名簿に登録を受けている者は、第四十五條の規定にかかわらず、第三條に規定する業をなすことができる。

前項の者については、この政令中助産婦に関する規定（第四十六條第二項の規定を除く。）を準用する。

第一項の者は、第二十二條の規定にかかわらず、助産婦試験を受けることができる。

第六十四條　旧看護婦規則により都道府縣知事の看護婦免許を受けた者は、看護婦の名称を用いて、第四十六條の規定にかかわらず、第五條に規定する業をなすことができる。

前項の者については、その従事する業務の範囲以外の事項に関しては、この政令のうち乙種看護婦に関する規定を準用する。但し、就業乙種看護婦名簿は就業看護婦名簿と、乙種看護婦業務従事証は看護婦業務従事証と読み替えるものとする。

第一項の者は、第二十三條の規定にかかわらず甲種看護婦試験を受けることができる。

第六十五條　昭和二十五年九月一日現に、旧保健婦規則第三條第二号若しくは第二号に該当する者、旧保健婦規則第三條第一号の養成所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者又は昭和二十五年九月一日以後に旧保健婦規則第三條第二号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧保健婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第六十六條　昭和二十五年九月一日現に、旧助産婦規則第一條ノ二第一号若しくは第二号に該当する者又は旧助産婦規則第一條第二号の学校若しくは講習所において修業中であつて、引き続き修業し卒業するに至つた者は、当分のうち、なお旧助産婦規則により助産婦名簿に登録を受けることができる。

第六十七條　昭和二十四年九月一日現に、旧看護婦規則第二條各号に該当する者、旧看護婦規則第二條第二号の学校若しくは講習所に於て修業中であつて、昭和二十五年三月三十一日迄に卒業するに至つた者又は昭和二十四年九月一日以後看護婦規則第二條第一号に該当するに至つた者は、当分のうち、なお旧看護婦規則により都道府縣知事の免許を受けることができる。

第六十八條　旧保健婦規則、旧助産婦規則又は旧看護婦規則によつてなした業務停止の処分は、この政令の相当規定によつて、なしたものとみなす。この場合において停止の期間は、なお従前の例による。

第六十九條　旧助産婦規則第十九條により地方長官の免許を受けた者については、なお従前の例による。

第七十條　旧看護婦規則による准看護婦については、なお従前の例による。

第七十一條　男子である看護人については、この政令中看護婦に関する規定を準用する。

旧看護婦規則による看護人については、第六十四條及び第六十七條の規定を準用する。

文部大臣　森戸　辰男
厚生大臣　一松　定吉
内閣総理大臣　片山　哲

総理廳令

◉総理廳令第八号

人口動態調査令施行細則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年七月三日
内閣総理大臣　片山　哲

「府縣知事」を「都道府縣知事」に、「内閣統計局」を「総理廳統計局」に、「内閣統計局長」を「総理廳統計局長」に改める。

第一條第四項中「監督裁判所」を「司法事務局」に改める。

第十九條中「閣令」を「総理廳令」に改め、「府縣知事」には、東京都長官及び北海道廳長官を、」を削り、同條を第二十條とする。

第十九條　人口動態調査票及び人口動態統計月報の作成及び送付の正確を期するために、総理廳事務官を現地に派し、適當區域内の都道府縣又は市町村を巡回して、當該事務の現地指導に當らせる。

附則

この総理廳令は、公布の日から、これを施行する。

訓令

◉総理廳訓令第一号

各戸災復興院建築監視官月額旅費支給規程を次のように定める。

昭和二十二年七月三日
内閣総理大臣　片山　哲

戸災復興院建築監視官月額旅費支給規程

第一條　建築監視官が不正建築取締りのため、常時出張する場合の旅費は、この規程の定めるところにより、月額を以てこれを支給する。

第二條　月額旅費は別表に掲げる区分に従い、これを支給する。

前項の区分は建築監視官の担当区域毎に、その面積の廣狹、交通の便否及び築造中の建物の多寡等により、建築出張所長が、これを定める。

第三條　臨時に他の担当区域を兼務するもの又は特殊の区域に勤務するものに対しては、前條の月額に百円以内を加給することができる。

第四條　月額旅費はその従務が全月にわたらないとき又は他の用務により旅行をなし普通旅費の支給をうけるときは、日割でこれを計算する。日割計算の方法は、定額にその従務した日数又は普通旅費の支給をうけない日数を乗じこれを三十分するものとする。

第五條　特別の事情により必要があるときは、建築出張所長は月額旅費の全部又は一部を支給しないことができる。

附則

この規程は、昭和二十二年七月一日から、これを適用する。

別表

区分	地域	金額
甲額	面積著しく廣く、交通著しく不便、築造中建物著しく多い地域	二百六十円
乙額	面積廣く、交通不便、築造中建物多い地域	二百三十円
丙額	面積比較的狹く、交通比較的便利、築造中建物比較的少い地域	二百円
丁額	面積狹く、交通便利、築造中建物少い地域	百七十円

◉内務省訓令第八号

警視廳　道府縣

経済監視官及経済監視官補証票規程を次のように定める。

昭和二十二年七月三日
内務大臣　木村小左衛門

第一條　経済監視官及び経済監視官補に所持させる証票はこの規程の定めるところによる。

第二條　証票の制式は、次の通りとする。

白色厚紙製　縦八糎・横六糎

表上部に径一糎五粍の金色略日章を、左下部に其の廳道府縣名を表示する。

形状図の通りである。

第三條　職務執行に当つて、経済監視官及経済監視官補たるもの証票を示す必要のあるときは、本票を提示するものとする。

第四條　本証票は取扱を慎重にし、職務に服するときは必ず携帯するものとする。

表面

第　号

官名　氏名

廳道府縣
経済監視官之証
印

廳道府縣名

裏面

注意

一、本証票は内務省訓令第　号経済監視官及経済監視官補証票規程に依り作成したものである。

一、本証票は取扱に注意し若し紛失したときは遅滞なく所属長に届出ること。

一、轉任退職の際は必ず本証票を所属長に返納すること。

表面

第　号

官名　氏名

廳道府縣
経済監視官補之証
印

廳道府縣名

裏面

注意

一、本証票は内務省訓令第　号経済監視官及経済監視官補証票規程に依り作成したものである。

一、本証票は取扱に注意し若し紛失したときは遅滞なく所属長に届出ること。

一、轉任退職の際は必ず本証票を所属長に返納すること。

告示

◉物價廳告示第三百四十号

昭和二十二年六月物價廳告示第二百八十三号（價格調整公團法第一條第二十三條及び第二十四條の規定による定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年七月三日
物價廳長官　和田　博雄

第一、（價格調整公團において調整をなす價格等）に次のように加える。

二十七の二、アセトン（医薬及び写眞フイルムの製造に供せらるもののみ）

◉物價廳告示第三百四十一号

昭和二十一年十二月物價廳告示第二百十七号（昭和二十一年以降産の大豆、小豆等豆類及びそば（生鮮にして蔬菜たるものを除く。）の生産者及び生産者團体等の販賣價格の統制額指定の件）の一部を、次のように改正する。

昭和二十二年七月三日
物價廳長官　和田　博雄

附記の四及び五を削る。

◉物價廳告示第三百四十二号

昭和二十二年五月物價廳告示第二百五十七号（農機具の販賣價格の統制額指定の件）を次のように改正する。

昭和二十二年七月三日
物價廳長官　和田　博雄

「二、」の項を次のように改める。

二、中央價格査定委員会が物價廳長官の定める査定基準に基づき本表の統制額の範囲内で銘柄別の價格を査定し、物價廳長官の承認を受けたときは、その銘柄のものの統制額は、その査定の額によるものとする。

告示の末尾に左の一項を加える。

八、中央價格査定委員会の査定を受けないものの統制額は、本表統制額の一割とする。

◉内務省告示第二百一号

砂防法第二條に依り砂防設備を要する土地を左の通り指定する。

昭和二十二年七月三日
内務大臣　木村小左衛門

岐阜縣

惠那郡　中津町大字中津川字惠下二、五六四ノ三一番地地先起点標柱より下流黒澤川合流点に至る区間、同町同大字同字二、五七一ノ四〇番地先起点標柱より下流同字二、七六七ノ一番地先と同字二、七五三ノ一番地先とを結びたる線に至る区間黒澤川國有河川敷全部但し道路敷を控除、同大字駒馬字後一、四三八番地地先起点標柱より下流同字一、六三四ノ四番地地先と同字一、二六五番地地先とを結びたる線に至る区間後田川國有河川敷全部　落合村大字山ノ田一、〇八八ノ二番地地先と同大字一、〇八〇ノ四四番地地先とを結びたる線より下流同大字四九一ノ一番地地先と同大字四六一ノ一番地地先と結びたる線に至る区間下谷落合川國有河川敷全部但し鉄道並びに道路敷を控除

武儀郡　南武儀村大字八幡字一、七一三番地地先より下流同大字字乾田一、四〇五ノ一番地地先に至る区間八幡谷官有川敷全部並びに同大字字神ノ洞五八六ノ三同大字字東流一、七〇六、一、六六七、一、七〇二、一、七〇三ノ二、一、六九八、一、六九七ノ一、一、六九七ノ二、一、六八九ノ一同大字字乾田一、三九一各番地全部、小金田村大字山田字岩一、五二七番地先より神津保川合流点に至る桐谷川國有川敷全部。

◎大蔵省告示第百三十九号

昭和二十一年勅令第二百九十四号（昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合國財産の返還等に関する勅令）第一條第一項第二号の規定によつて次のように指定する。

昭和二十二年七月三日

大蔵大臣　栗栖　赳夫

私立聖心女子学院の所有に属したことのある左の財産

種類	数量	所在地
一、土地（山林）	七段九畝二十六歩	東京都板橋区東大泉町七百六十四番地
二、同右	一段歩	同所八百二十六番地
三、土地（畑地）	一町五段六畝四歩	同所七百七十番地ノ一
四、同右	一畝八歩	同所七百九十六番地ノ四
五、同右	六段六畝十五歩	同所八百二十番地
六、同右	一段二畝九歩	同所八百二十九番地ノ十六
七、同右	一段二十六歩	同所八百三十三番地ノ二
八、土地（宅地）	四十五坪	同所七百六十九番地
九、同右	百九十八坪	同所八百二十三番地ノ二
一〇、同右	十五坪	同所同番地ノ三
一一、同右	九百十八坪	同所八百二十七番地ノ一
一二、同右	五百二十二坪三合七勺	同所八百二十九番地ノ三
一三、同右	四百六十三坪	同所八百三十二番地ノ一
一四、建物（倉庫）	一棟四十二坪七合五勺	同所八百二十九番地ノ三

◎大蔵省告示第百四十号

連合國財産の返還等に関する件施行規則第二條第一項第五号の規定によつて次のように指定する。

昭和二十二年七月三日

大蔵大臣　栗栖　赳夫

名称	主たる事務所の所在地
私立聖心女子学院	東京都港区芝白金三光町四百二十五番地

◎農林省告示第九十六号

木材需給調整規則第三條の規定により次のように定める。

昭和二十二年七月三日

農林大臣　平野　力三

農林大臣又は都道府縣知事が特に許可した場合にはその規格

◎逓信省告示第二百十四号

昭和二十二年六月一日から、次の郵便局を移轉した。

昭和二十二年七月三日

逓信大臣　三木　武夫

名称	現在位置	移轉位置
佐世保郵便局	佐世保市塩浜町	佐世保市宮崎町

◎逓信省告示第二百十五号

昭和二十二年七月一日から、次の郵便局を移轉、改称した。

昭和二十二年七月三日

逓信大臣　三木　武夫

現名称	現在位置	移轉位置	改称
名古屋松軒郵便局	名古屋市千種区松軒町四丁目	名古屋市千種区都通一丁目	名古屋都通郵便局

辞令

総理廳事務官　齋藤　逸朗

二十一号俸を給する

同　山崎　丹照

勧五部不動産課長事務取扱を命ずる

同　小島要太郎

十八号俸を給する

近畿地方物價事務局勤務を命ずる（以上六月二十七日物價廳）

経済安定本部部員　太山　修策

経済安定本部総裁官房庶務課長兼経済安定本部総裁官房会計課長を命ずる

同　德永　久次

経済安定本部総裁官房企画課長を命ずる

同　大來佐武郎

経済安定本部総裁官房調査課長を命ずる

同　小林　秀弥

経済安定本部建設局建築課長を命ずる

同　菊池　淳一

経済安定本部建設局産業施設課長を命ずる

同　山中　四郎

経済安定本部総裁官房統計課長を命ずる

同　奥田　孝

経済安定本部総裁官房指導課長を命ずる

同　佐藤　太郎

経済安定本部総裁官房情報部長心得を命ずる

同　石黒　四郎

経済安定本部総裁官房連絡部長を命ずる

同　都留　重人

経済安定本部部員　稲葉　秀三

経済安定本部総裁官房次長を命ずる

同　東畑　四郎

同　石原　武夫

経済安定本部生産局次長を命ずる

同　今井　善衛

経済安定本部生産局需給課長を命ずる

同　堀　立身

経済安定本部生産局化学第二課長を命ずる

同　八東　陽一

経済安定本部生産局化学第一課長を命ずる

同　佐々木義武

経済安定本部生産局機械課長を命ずる

同　影木　鹿吉

経済安定本部生産局機維課長を命ずる

同　竹内　二郎

経済安定本部生産局農産課長を命ずる

同　稲村　徃吾

経済安定本部生産局水産課長を命ずる

同　小瀧　武夫

経済安定本部生産局林産課長を命ずる

同　内田　常雄

同　雨森　常夫

経済安定本部建設局次長を命ずる

同　伊藤　剛

経済安定本部建設局計画課長を命ずる

同　杉山知五郎

経済安定本部建設局公共事業課長を命ずる

同　木村　川澄己知雄

経済安定本部生活物資局次長を命ずる

同　安田善一郎

経済安定本部生活物資局民生課長兼経済安定本部生活物資局主食品課長を命ずる

同　德安健太郎

経済安定本部生活物資局生鮮食品課長を命ずる

同　田中　麗

経済安定本部生活物資局加工食品課長を命ずる

同　杉村正一郎

経済安定本部生活物資局衣料課長を命ずる

同　三浦　忠夫

経済安定本部生活物資局家庭燃料課長を命ずる

同　秋山　武夫

経済安定本部生活物資局日用品課長を命ずる

同　木下　忍

経済安定本部監査局次長を命ずる

同　山口幾四郎

経済安定本部監査局総務課長を命ずる

同　関口八太郎

経済安定本部監査局監査第一課長を命ずる

同　原田　章

経済安定本部監査局監査第二課長を命ずる

同　松尾泰一郎

経済安定本部貿易局貿易政策課長を命ずる

同　佐藤　徳雄

経済安定本部貿易局輸出課長を命ずる

同　深瀬　晃

経済安定本部貿易局輸入課長を命ずる

同　津田　弘孝

経済安定本部交通局次長を命ずる

同　堀口　大八

経済安定本部交通局陸運課長を命ずる

同　朝田　静夫

経済安定本部交通局海運課長を命ずる

同　中島　征帆

経済安定本部動力局次長を命ずる

同　皆川　良三

経済安定本部動力局石炭生産課長を命ずる

同　今井　善衛

経済安定本部動力局燃料第一課長兼務を命ずる

同　芝原　忠夫

経済安定本部動力局燃料第二課長を命ずる

同　吉岡　俊男

経済安定本部動力局電力課長を命ずる

同　山下　武利

経済安定本部財政金融局財務課長を命ずる

同　福田　久男

経済安定本部財政金融局資金課長を命ずる

同　原　博

経済安定本部財政金融局産業金融課長を命ずる

同　橋本　龍伍

経済安定本部財政金融局企業課長を命ずる

同　塞谷　直光

経済安定本部物價局次長を命ずる

同　下村　治

経済安定本部物價局價格政策課長兼経済安定本部物價局生計費課長を命ずる

同　木村忠二郎

経済安定本部労働局次長を命ずる

同　宮崎　憲三

経済安定本部労働局労政課長を命ずる

同　海老塚政治

経済安定本部労働局雇傭安定課長を命ずる

（各通）同　木村　川澄己知雄

経済安定本部生活物資局次長を命ずる

同　安田善一郎

経済安定本部生活物資局民生課長兼経済安定本部生活物資局主食品課長を命ずる

経済安定本部監査局総務課勤務を命ずる

同　菅原　琢爾

経済安定本部監査局公團監査課長事務取扱を命ずる

経済安定本部部員　野間　忠誠

経済安定本部監査局在庫品課長を命ずる

（各通）同　内山　省吾

同　小倉　武

経済安定本部物價局生計費課勤務を命ずる

（以上六月二十日同）

総理廳事務官　山下　武利

同　福田　久男

同　松尾泰一郎

同　杉山知五郎

（各通）同　堀口　大八

同　朝田　静夫

二十三号俸を給する

（各通）同　今井　善衛

同　秋山　武夫

二十二号俸を給する

同　杉村正一郎

同　深瀬　晃

同　菊池　淳一

二十一号俸を給する

同　堀　立身

十九号俸を給する

[illegible]

[illegible]

[illegible]

Matters Concerning the Imperial Ordinance
No. 311 of 1946 (Ref. Official Gazette, 21 June, 1947)

Subject: Confiscation of Propaganda Publication-Supplement No. 26

To: Central Liaison Office, Imperial Japanese Government (Attn: Mr. Toru Furuya, Chief of Police Section, Political Division, Central Liaison Office)

1. Reference;
   a. Memorandum AG 311.7 (17 Mar 46) CI (SCAPIN-824), subject as above.
   b. Memorandum AG 311.7 (27 Mar 46) CIS (SCAPIN-843), subject as above-Supplement No. 1.

June 16, 1947

1. SHIN SEKAI CHITSUJO E NO KYOKA (A Torch light to a New Order for the World) by Kojiro SUGIMORI. Published by Ikuseisha Kotekaku, 20, 3-chome, Nishikicho, Kanda-ku, Tokyo; 15 Sept. 1941.

2. NIPPON O YOGEN SU (Prophecy on Japan) by Minetaro NAKAYAMA. Published by Kaiseisha, 2, 2, Takara-machi, Kyobashi-ku, Tokyo; 20 November 1937.

3. YUSOSEN DAN (Convoy) by Takeshi SATO. Published by Hinode Shoin, c/o Mie Bldg., 36, 2-chome, Haruki-cho, Hongo-ku, Tokyo; 18 May 1942.

4. SEIGI NIHON TO SENSO NO HAIGO (Righteous Japan and the Background of War) by Seiji FURUKAWA. Published by Ishin Kai, 95, Owasa-cho, Shibuya-ku, Tokyo; 6 September 1938.

5. SHIN TOA KENSETSU NO DAIDO (Grand Road to the Establishment of New East Asia) by Lieutenant Colonel, Tokutaro SAKURAI, instructor at the Military College. Published by Genkai Shobo, 20, 2-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 22 August 1938.

6. MANSHU JUJIGUN O OKOSE (Organize A Crusade Manchuria) by Shigeki HARIHARA and Saburo SENUMA. Published by Jiji Shimpo Sha, 8, 2-chome, Marunouchi, Kojimachi-ku, Tokyo; 28 December 1931.

7. SHINA JIHEN TO SEKAI SENSO NO KIKI (China Incident and Crisis of the World War) by Ryuji NAGASHIMA. Published by Kyomeikaku, 108 Wakamatsu-cho, Ushigome-ku, Tokyo; 10 October 1937.

8. NIHON NI MUCHIUTSU (Whipping Japan) by Shuichi NOYORI. Published by Shubunkaku Shobo, 10, 5, Shibakoen, Shiba-ku, Tokyo; 9 July 1940.

9. KOKUSAI KOWA (Lectures on National Polity) by Sadasuke IMAIZUMI. Published by Dai Nippon Undo Hombu (Headquarters for Greater Japan Move), 3, Kioi-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 1 December 1938.

10. IKOKU NO SENSO (The War of Foreign Countries) by Omi KOMAKI. Published by Nihon Hyoron Sha, Showa Bldg., Marunouchi, Tokyo; 15 November 1930.

11. KOKUMIN SEISHIN NO TAIHON (The Basic Principles of National Spirit) by Noriyoshi IWATAKE. Published by Meguro Shoten, 11, 3-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 28 June 1939.

12. SENKA NI TATSU (Amid the Fire and Sword) by Keizo MATSUSHIMA. Published by Modern Nihon Sha, c/o Asaka Bldg., Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo.

13. SENSO NO YOKOGAO (The Profile of War) by Koki NAGANUMA. Published by Takayama Shoin, 10, 2-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 8 October 1939.

14. DANSO JUGUN KI (Records of Memories by a Woman in Male Attire) by Minako NAGATA. Published by Nihon Hyoronsha Showa Bldg., Marunouchi, Kojimachi-ku, Tokyo; 29 July 1932.

15. COKOKU NO HIKARI-GUNSHIN KOGA RENTAICHO (Regimental Commander Koga, Godly Soldier, Died Gloriously for the Country) Compiled by Zentaro YAMAZAKI. Published by Shijo Shobo, 16, Surugadai-fukuro-cho, Kanda-ku, Tokyo; 12 March 1932.

16. SENJO NO RINRI (Code of Conduct at the Battle-front) by Seiken NAGAO. Published by Meguro Shoten, 1, 3, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 11 Feb. 1942.

17. NIPPON NO RISO (An Ideal of Japan) by Takanobu MUROBUSHI. Published by Gengen Shobo, 4, Saemon-cho, Yotsuya-ku, Tokyo; 13 April 1942.

18. SEKAI SAI BUNKATSU JIDAI (The Era of Redistribution of World) by Kiyoshi KIYOSAWA. Published by Chikura Shobo, Daiichi Sogo Bldg., Kyobashi-ku, Tokyo; 19 November 1938.

19. TOKIMUNE SHINRON (A New Discourse on Tokimune) by Takashi SUZUKI. Published by Takachiho Shobo, 17, Ueno-Sakuragi-cho, Shitaya-ku, Tokyo; 10 June 1941.

20. NAMPO KYOEIKEN (Mutual Prosperity Sphere in the Southern Areas) by Toshiji OTANI. Published by Sanseido, 1, 1-chome, Jimbocho, Kanda-ku, Tokyo; 15 May 1941.

21. SENJI SENGO NO KIKAI KOGYO (The Mechanical Industry During and After the War) by Seiichi KOJIMA. Published by Showa Tosho Kabushiki Kaisha, 1, 2, Fujimi-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 25 June 1939.

22. NIPPON KOKUTAI E NO HANSEI (Reflection on the National Polity of Japan) by Kenji MAKI. Published by Seinen Kyoiku Fukyu Kai, c/o Kyoiku Kaikan, Hitotsubashi, Kanda-ku, Tokyo; 28 March 1935.

23. JISSEN KOMINDO (Practical Way of Imperial Subjects) by Sha MAKINO. Published by Shuyo-dan, 663, 4-chome, Sendagaya, Shibuya-ku, Tokyo; 28 July 1939.

24. WAGA TOSO (My Struggle) (Mein Kampf) Vol. I. Part II. Published by Toa Kenkyu Sho, 1, 2-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 25 August 1943.

25. WAGA TOSO (My Struggle) (Mein Kampf) Vol. II. Part I. Published by Toa Kenkyu Sho, 1, 2-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 25 April 1944.

26. WAGA TOSO (My Struggle) (Mein Kampf) Vol. II. Part II. Published by Toa Kenkyu Sho, 1, 2-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 25 April 1944.

27. BEIKOKU NI OKERU SHISO SEN (War of Propaganda of America) Edited by Yutaka OSHIMA and Saburo YAMAYA. Published by Toa Kenkyu Sho (East Asia Research Inst.); 20 August 1943.

28. EIKOKU KAIUN NO KOBO (Vicissitudes of British Maritime Power) by Toa Kenkyujo (East Asia Research Institute). Published by Toa Kenkyu Jo, 1, 2-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 4 July 1942.

29. KOKUMINTO SHINA NO KYOIKU SEISAKU (Education Policy of Kuomintang in China) by Shingo KAWAI. Published by Toa Kenkyujo (East Asia Research Institute), 1, 2-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 20 September 1941.

◉昭和二十二年政令第二百十一号（昭和二十二年六月二十三日内閣総理大臣）

昭和二十二年三月十七日

右発禁処分の出版物に関する件

右の書籍に関する昭和二十二年六月十六日政令第二百十一号の規定に基き昭和二十二年六月十六日付官報掲載の出版物として指定された次の出版物

一 下記の通りである。

番号	書名	著者	発行者	発行年月日
1	新世界秩序への炬火	杉山参次郎	東京市神田区錦町二ノ一	昭六・九・一五
2	日本の予言	山中美太郎	東京市京橋区宝町二ノ一	一一・一一・一〇
3	護国聖戦	佐藤武	東京市大森区梅木町二ノ一	一七・五・一八
4	正義日本と聖戦の真義	占部満会	東京市渋谷区大和田町九ノ一	一三・九・六
5	新興亜建設の大道	佐藤清勇	東京市麻布区霞町二ノ一	一三・八・四
6	国難十字軍を征す	三田英彦	東京市麹町区丸ノ内二ノ一	一一・一一・二六

7	支那事變と世界戰爭の危機	長島　隆二	東京市牛込区若松町一〇八 共聖閣	一二、一〇、一〇	
8	日本に賴つ	野依　秀市	東京市芝区芝公園五号一〇 秀文閣書房	一五、八、五	
9	國体講話	今泉　定助	東京市麹町区紀尾井町三 大日本運動本部	一三、一二、一	
10	亞國の戰爭	小牧　近江	東京市丸ノ内昭和ビル	五、一一、一五	
11	國民精神の大本	岩淵　憲德	東京市神田区淡河臺三ノ一 日本評論社	一四、六、二八	
12	戰火に立つ	松島　慶三	東京市麹町区内幸町大阪ビル モダン日本社	一三、五、一九	
13	戰爭の横顔	長沼　弘毅	東京市神田区小川町二ノ一〇 高山書院	一四、一〇、八	
14	男装從軍記	永田美那子	東京市丸ノ内昭和ビル	七、七、二九	
15	護國の光軍神古賀聯隊長	山崎善太郎編	東京市神田区淡河臺三ノ一 日本評論社	七、三、一二	
16	戰場の倫理	長尾　正德	東京市神田区淡河臺袋町一六 四條書房	一七、二、一一	
17	日本の理想	室伏　高信	東京市四谷区左門町四 黒書店	一七、四、一八	
18	世界再分割時代	清澤　洌	東京市京橋第一相互館 千倉書房	一〇、一一、一九	
19	時宗新論	鈴木　鑑	東京都下谷区上野櫻木町一七 高千穗書房	一九、六、一〇	
20	南方共榮圏視察と探訪	大谷　敏治	東京市神田區神保町一ノ一 三省堂	一六、五、一五	
21	戰時戰後の機械工業	小島　精一	東京市麹町區富士見町二ノ一 昭和図書株式会社	一八(五版)	
22	日本國体への反省		東京市神田區一ッ橋教育会館内 青年教育普及会	一四、六、二五	
23	実践皇民道	牧野　秀	東京市澁谷區千駄ヶ谷四ノ六六 修養閣	一〇、三、二八	
24	我が闘爭第一巻 下	同	東亞研究所訳	一四、七、二八	
25	同 第二卷 上	同	同	一八、八、二五	
26	同 第二卷 下	同	同	一九、四、二五	
27	米國に於ける思想戰	同	同	一九、一〇、一五	
28	英國海運の興亡	同	同	一八、八、二〇	
29	國民党支那の教育政策 特にその民族主義的傾向を中心として	同	同	一七、七、四	
				一六、九、二〇	

國会

○衆議院

◉議案提出　六月二十六日議員から提出した議案は次の通りである。衆議院規則案（浅沼稲次郎外六名提出）

◉政府委員承認　六月二十七日松岡議長は、片山内閣総理大臣申出の、次の者を政府職員に任命することを承認した。

厚生事務官（保險局年金課長）　岩瀬　繁一
厚生技官（引揚援護院検疫局長）　阿部　敏雄
農林事務官（食品局長）　三堀　參郎

◉議事日程　六月二十八日の議事日程は次の通り
議事日程　第六号
昭和二十二年六月二十八日（土曜日）
午後一時開議
第一　衆議院規則案（浅沼稲次郎外六名提出）

地方行政

◉縣会　群馬縣において、六月十七日招集の定例縣会は議事結了同十九日閉会した。（群馬縣）◉山梨縣において、六月二十八日定例縣会を招集した。（山梨縣）◉岡山縣において、「岡山縣税賦課徴收條例改正について」外六件附議のため六月三十日臨時縣会を招集した。（岡山縣）◉福岡縣において、六月三十日第二回定例縣会を招集した。（福岡縣）

廣告

◉公示送達

東京都中央区日本橋馬喰町三丁目三番地　高須　元
右の者に送達する昭和二十一年二月二十一日附昭和十八年特許願第九七四号拒絶査定謄本

神戸市葺合区國香通六丁目五の二　淺田　滝吉
右の者に送達する昭和二十年一月二十日附昭和十九年特許願第一二一四号拒絶査定謄本

東京都北区稲付西町三丁目五四番地　岡田　正人
右の者に送達する昭和二十年二月十日附昭和二十年特許願第三六二号拒絶査定謄本

兵庫縣武庫郡住吉村字梅木八四二の一　淺井　彬
右の者に送達する昭和二十年三月十七日附昭和十七年特許願第七三三三号拒絶査定謄本

大津市追分町五四番地　平井　清吉
右の者に送達する昭和二十年二月十二日附昭和十九年特許願第一一五一号拒絶査定謄本

神戸市兵庫区關屋町一九　香川　武夫
右の者に送達する昭和二十一年六月二十八日附昭和十九年特許願第一〇七八六号拒絶査定謄本

神戸市兵庫区關屋町十九　香川　武夫
右の者に送達する昭和二十一年一月二十八日附昭和十九年特許願第二七八二号拒絶査定謄本

大阪市北区樋ノ上町二番地の一　越智　明茂
右の者に送達する昭和二十一年三月二十八日附昭和十九年特許願第一八四八号拒絶査定謄本

布施市荒川二丁目三六番地　安藤　敷義
右の者に送達する昭和十九年十二月十九日附昭和十八年特許願第一七〇一九号拒絶査定謄本

右の書類は何時でも送達を受ける者にこれを交付する。
右特許法施行規則第二十一條の規定により公告する。
昭和二十二年七月三日　特許標書局

◉鉄道及び軌道抵当権設定登録

昭和二十二年三月十二日官報第六千四十六号で公告した土佐交通株式会社所有の鉄道及び軌道財團に対し抵当権設定を認可したが、当事者の申請により本年六月二十三日第一順位の鉄道及び軌道抵当権を登録した。

右、鉄道抵当法第三十六條及び軌道抵当法第三十六條ノ二に関する法律第一條により公告する。
昭和二十二年七月三日　運輸省

◉公示催告

解散並債権請求申出催告公告
当会社儀昭和二十一年九月二十日開催の臨時株主総会の決議に基き昭和二十二年四月二十九日解散致候間当社に対し債権を有せらるる向は、本公告掲載の翌日より二箇月以内に請求の御申出相成度若し右期間内に申出なきときはその債権は清算より除外せらるべきに付き御諒承相成度此段公告候也
昭和二十二年七月三日
東京都品川区大井鎮町三千四百七十五番地　清算株式会社
代表清算人　本木　誠三

◉公示催告期日変更

太籠彰住居栃木縣下都賀郡寺尾村大字五百二十八番地　田村政太郎家督相続人
右ノ者ノ申立ニ係ル公示催告事件ニ付昭和二十二年六月二十四日付官報掲載ノ公示催告期日ヲ昭和二十三年六月一日午前九時ト変更ス
昭和二十二年六月二日
宇都宮地方裁判所栃木支部

◉公示送達

現住居不明（元住居大阪市大正区泉尾中通泉南寮内）　被告人　栗原　誠
右の者に対する有毒飲食物等取締令違反被告事件に付昭和二十二年九月二日午前九時公判を開廷するから当廷第三号法廷に出頭されたい。
昭和二十二年五月二十日　大阪地方裁判所第一刑事部

◉復権申立

大阪府中河内郡野田村大字丈六六百九十八番地　破産者　豊田留三郎
右ノ者昭和二十二年六月二十四日復権ノ申立ヲ爲シタリ
昭和二十二年六月二十七日　大阪地方裁判所

公告

六月十九日の産業官報に伴い、同省関係の本協議会協議員は次の通り変更されたので公告する。
新　商工省總務局長　松田　太郎
旧　商工省産業復興局長　和田　太郎
昭和二十二年六月十九日
東京都千代田区日比谷公園二番地　証券処理調整協議会

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
◉号外　六月二十四日発行衆議院会議録六号二頁●七月一日発行政令、廣告二頁
定價　一ヶ月十五円　一部六十錢
廣告料　本文活　八ポイント　一行十七字詰　一行十四字詰　六円六十錢　五円五十錢
実費
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局　電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　図書課
國定規格A4判

官報

政令

商工部内臨時職員等設置制の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年七月二十九日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百四十八号

商工部内臨時職員等設置制の一部を次のように改正する。

第一條ノ三中「專任三人」を「專任五人」に、「專任八人」を「專任十人」に、「專任十七人」を「專任十九人」に改める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

商工大臣　水谷長三郎

内閣総理大臣　片山　哲

省令

◉農林省令第六十二号

昭和二十二年内閣訓令第三号指定配給物資配給手続規程に従い、臨時物資需給調整法に基いて、加工水産物配給規則を次のように制定する。

昭和二十二年七月二十九日

農林大臣　平野　力三

加工水産物配給規則

第一章　総則

第一條　加工水産物の需給調整については、別段の定があるものを除くの外、この規則の定めるところによる。

第二條　この規則で指定水産物とは、左に掲げるものをいう。

一　いわし製品（煮乾いわし、いわし節、塩乾いわし、塩蔵いわし及び素乾いわし）

二　にしん製品（身欠にしん、ほかわりにしん、ほしかずのこ及び塩蔵にしん）

三　いか製品（するめ、塩蔵いか及びいか塩辛）

四　たら（すけそうだら）製品（塩蔵たら、塩乾たら及び素乾たら）

五　焼竹輪

六　食料魚粉（そぼろ及び脱脂食料魚を含む）

七　冷凍水産物

八　こんぶ

九　寒天

十　寒天原藻（てんぐさ、おご、えご、いぎす、おにくさ、とりあし、ひらくさ及びどらくさ）

十一　その他農林大臣の指定する加工水産物

この規則で加工水産物とは、前項各号に掲げるもの及び海産性動植物に加工を施したものであつて、主として食用に供するものをいう。但し鮮魚介配給規則第二條第三号乃至第五号に掲げるもの、びん詰及びかん詰は、これを除く。

第三條　農林大臣は、大都市その他の必要の地に対する指定水産物の集荷及び出荷を円滑にし、又は輸出水産物を確保するため、指定水産物の各品目につき主要生産地域を指定する。

都道府縣知事は、必要があると認めるときは、前項により農林大臣が指定した生産地域以外の生産地域を指定することができる。

第四條　前條により農林大臣が指定した生産地域（以下甲級生産地域という。）又は都道府縣知事が指定した生産地域（以下乙級生産地域という。）において、指定水産物をその地域で生産し又はその地域に搬入するものから、業として指定水産物を買受け又は委託を受けてこれを販売し又は販売の委託をするものは、指定水産物の集荷機関として、甲級生産地域については農林大臣、乙級生産地域については都道府縣知事に登録を受けなければならない。

前項の登録を受けることができる指定水産物の生産者の團体であつて、甲級生産地域については農林大臣、乙級生産地域については都道府縣知事が指示する集荷の最低責任数量を完遂するに必要な設備及び従業員を有するものでなければならない。

公認集荷機関の資格は、甲級生産地域については農林大臣が、乙級生産地域については都道府縣知事が、これを公示する。

第一項の登録を受けようとするものは、その氏名（團体にあつては團体名及び代表者の氏名）を記載し、定款その他これに準ずる書類を添付すること。

集荷地域、営業所の所在地、品種別集荷計画数量その他農林大臣又は都道府縣知事が必要と認める事項を記載した集荷機関登録申請書を、農林大臣又は都道府縣知事に提出しなければならない。

農林大臣又は都道府縣知事は、第二項の集荷の最低責任数量を、すべてのものに対し、平等に決定し、これを公示しなければならない。

第五條　前條第一項の登録を受けたもの（以下公認集荷機関という。）は、その取り扱う指定水産物の各品目について四半期ごとの月別集荷計画数量、出荷先の荷受機関別出荷数量の月報その他農林大臣又は都道府縣知事が指示する事項を、甲級生産地域については都道府縣知事を経由して農林大臣に、乙級生産地域については都道府縣知事に報告しなければならない。

前項の報告の方法、様式、期日その他必要な事項は、農林大臣又は都道府縣知事がこれを定める。

第六條　農林大臣は甲級生産地域の公認集荷機関に対し、前條第一項の報告及び都道府縣知事の提出する生産見込数量を基準として、毎月の指定水産物の出荷先、出荷数量、出荷時期その他出荷に関し必要な事項を都道府縣知事を経由して命ずる。

都道府縣知事は、乙級生産地域の公認集荷機関に対し、指定水産物の出荷数量、出荷時期その他出荷に関し必要な事項を命じなければならない。

第七條　販売（加工又は調理して販売する場合を含む。）の目的を以て、指定水産物を指定生産地域で生産し又はこの地域に搬入するものは、その生産し又は搬入した指定水産物を、当該指定生産地域の公認集荷機関に販売し又は販売の委託をしなければならない。但し左に掲げる場合はこの限りでない。

一　当該生産地域を中継地として輸送する指定水産物であつて、出荷割当を受けたとき。

二　農林大臣が第二十四條の規定に基き加工原料として割当たとき。

三　その他農林大臣又は当該都道府縣知事が経済安定本部総務長官の承認を得て許可したとき。

第八條　公認集荷機関若しくは指定生産地域からの出荷の割当を受けたもの、又はこれらのものから輸送の委託を受けたものでなければ、指定水産物が生産され又は搬入された市町村の地域から、これを搬出することができない。但し左に掲げる場合はこの限りでない。

一　自家用消費に充てるため一貫以内の指定水産物を当該都道府縣知事の許可を得て搬出するとき。

二　当該指定生産地域を中継地として輸送する指定水産物であつて、出荷割当を受けたとき。

三　その他農林大臣又は当該都道府縣知事が経済安定本部総務長官の承認を得て許可したとき。

指定生産地域以外の市町村の地域から指定水産物を搬出するものは、その搬出につき当該都道府縣知事の証明を受けなければならない。但し自家用消費に充てるため一貫以内の指定水産物を当該都道府縣知事の許可を得て搬出する場合はこの限りではない。

第三章　消費地域における荷受及び配給

第九條　農林大臣は、鮮魚介と同様に冷凍水産物を供給して、その配給を確保することを要する消費地域を指定する。

都道府縣知事は、前項により農林大臣が指定した地域以外の冷凍水産物の消費地域及び冷凍水産物以外の指定水産物の消費地域を指定することができる。

第十條　前條により農林大臣又は都道府縣知事が指定した消費地域（以下指定消費地域という。）において、業として指定水産物を買い受け又は委託を受けて卸売するものは、指定水産物の荷受機関として、当該都道府縣知事により登録を受けたものでなければならない。

前項の登録を受けることができるものは、都道府縣知事が指示する集荷の最低責任数量を完遂するに必要な設備及び従業員を有するものでなければならない。

第一項の登録を受けようとするものは、氏名（團体にあつては團体名及び代表者の氏名）を記載し、定款その他これに準ずる書類を添付すること。

営業所の所在地、取り扱う指定水産物の品目、各品目別生産地域別集荷計画数量その他都道府縣知事が必要と認める事項を記載した荷受機関登録申請書を、当該都道府縣知事に提出しなければならない。

都道府縣知事は、前項の集荷の最低責任数量を、すべてのものに対し平等に決定し、これを公示しなければならない。

第十一條　指定消費地域において、加工水産物を消費者に対し直接販売することを業とするものは、加工水産物の小売店舗として、都道府縣知事により登録を受けたもの（以下登録小売店舗という。）でなければならない。

前項の登録を受けることができるものは、当該指定消費地域において、都道府縣知事が定める一定順位以上の消費者の自由意志に基く登録人口を得たものでなければならない。

都道府縣知事は、前項の一定順位を、すべてのものに対し平等に決定し、これを公示しなければならない。

都道府縣知事は、少くとも六箇月ごとに登録小売店舗の登録を実施し、第二項の一定順位以上の登録人口を得なかつた小売店舗の登録を取消さねばならない。

第一項の登録を受けようとするものは、氏名（團体にあつては團体名及び代表者の氏名）を記載し、定款そ

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

の他これに準ずる書類を添付すること。）、店舗所在地、販売品目、業態するものにあつてはその業種名を記載した小賣店舗登錄申請書に、第二項の一定順位以上の登錄人口を証する書類を添付して当該都道府縣知事に提出しなければならない。

二　以上の店舗において第一項の業務を營うとするものは、各店舗ごとに登錄を受けなければならない。

都道府縣知事は、第一項の登錄に際し、加工水産物の配給施設、一消費者に対する配給數量、配給方法等配給に関し必要な命令をすることができる。

第十二條　登錄小賣店舗は、都道府縣知事の交付する登錄票を保存し、登錄番号、その取り扱う加工水産物の小賣統制價格、販賣日における指定水産物の販賣數量その他都道府縣知事の指示する事項を、店頭その他見易い場所に表示しなければならない。

第十三條　公認荷受機関は、指定水産物の毎月の指定生産地域の集荷計画別集荷計画を、都道府縣知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

都道府縣知事は、前項の集荷計画に基き公認荷受機関に対し、毎月の責任集荷數量その他集荷に関し必要な事項を命ずることができる。

第十四條　指定消費地域に指定水産物を搬入するものは、当該都道府縣知事の指定する場所（以下指定市場という。）に搬入し、これを指定市場に営業所を有する公認荷受機関に販賣し又は販賣の委託をしなければならない。但し左に掲げる場合はこの限りでない。

一　自家用消費に充てるため一賣以内の指定水産物を当該都道府縣知事の許可を得て搬入するとき。

二　当該指定消費地域を中継地として輸送する指定水産物であつて、出荷割当を受けたとき。

三　農林大臣が第二十四條の規定に基き加工用原料として割当てたとき。

第十五條　公認荷受機関は、都道府縣知事の定めるところにより、指定水産物が指定市場に入荷したつど遅滞なくその種類別、出荷者別數量を都道府縣知事に報告し、且つ種類、數量、品質その他につき検査を受けなければならない。

第十六條　都道府縣知事は、前條の検査を受けた指定水産物の家庭向、地方的大口消費向、加工向、非食用向その他の分荷計画を定め、荷受機関に対し種類、數量及び譲渡先を記載した指図書を交付して、運搬、保藏、輸送その他分荷の指図を実施するに必要な事項を命ずることができる。

第十七條　都道府縣知事は、前條の分荷計画に基き登錄小賣店舗、地方的大口消費者、加工業者その他のものに対し、種類、數量、買受先その他必要な事項を記載した配給割当票を交付することができる。

前項に掲げるものは、配給割当票に記載する買受先から配給割当票と引換でなければ、指定水産物を譲り受けることができない。

第十八條　都道府縣知事は、指定消費地域の消費者に対し、指定水産物の予約購入票を発給しなければならない。

消費者は、都道府縣知事の定めるところに従い、前項の予約購入票を任意の登錄小賣店舗に提出して、指定水産物の購入を予約することができる。

登錄小賣店舗は、前項の購入の予約があつたときは、その受けとつた予約購入票を取まとめて提出し、都道府縣知事から配給割当票の交付を受けなければならない。

登錄小賣店舗は、前項の配給割当票と引換に買い受けた指定水産物を、遅滞なく当該店舗に購入を予約した消費者に販賣しなければならない。

第十九條　都道府縣知事は、農林大臣の承認を受けたときは、指定消費地域以外の地域における指定水産物の荷受及び配給の施設、一消費者に対する配給數量、荷受及び配給の方法等、荷受及び配給に関し指定水産物の生産者、販賣業者又は消費者に対し、指定水産物の荷受及び配給の実施に必要な事項を命ずることができる。

第二十條　農林大臣は指定水産物につき、一消費者当りの基準配給數量、消費部門別配給數量、地域別配給數量その他配給事務に必要な事項を都道府縣知事に対し指示することができる。

都道府縣知事は前項の指示を受けたときは、その指示に従い第六條第二項の出荷に関する命令、第十六條の分荷の命令、第十七條第一項の配給割当票の交付、第十八條第一項の予約購入票の発給等の処分をしなければならない。

第二十一條　都道府縣知事は、冷凍水産物の配給に当り、これを鮮魚介の登錄小賣店舗に取り扱わせると共に、鮮魚介と同一の方法により配給しなければならない。

第四章　雑則

第二十二條　輸入水産物の荷受及び配給に関し必要な事項は、農林大臣がこれを定める。

第二十三條　指定水産物の生産者及び販賣業者は、特に原料又は材料として指定水産物の割当を受けた場合を除くの外、その所有する指定水産物を原料又は材料として他の物品を生産することができない。

第二十四條　指定水産物を原料若しくは材料として、他の物品を生産するもの若しくはその團体又は指定水産物の生産者であつて、その取り扱う指定水産物の全國的大口消費者であつて、その取り扱う指定水産物を公認集荷機関から直接譲り受けようとするものは、農林大臣により指定水産物の割当を受けなければならない。

指定水産物の輸出業者又はその團体であつて、その取り扱う指定水産物を公認集荷機関から直接譲り受けようとするものは、農林大臣により指定水産物の割当を受けなければならない。

農林大臣は、前二項の規定による割当の申請者に対し、指定水産物を公平に割り当てなければならない。

農林大臣は、前項の割当をしたときは、これを公示しなければならない。

農林大臣は、第一項及び第二項の規定により、指定水産物の割当を受けるための申請の様式、買受手続及び当該指定水産物の配給方法を指示し、これを公示する。

第二十五條　何人でも、農林大臣により第二十四條又は都道府縣知事により第二十四條の規定に基き割当を受けなければ、指定水産物を業として生産することができない。

農林大臣により第二十四條又は都道府縣知事により第十六條の規定に基き割当られたもの以外の指定水産物は、これを加工水産物の生産に使用してはならない。

第二十六條　農林大臣は、食料魚粉の生産を業とするものの資格を定め、これを公示する。

何人でも、前項に規定する資格に合致しないものは、業として食料魚粉の生産をすることができない。

第二十七條　農林大臣又は都道府縣知事は、指定水産物の需給調整上必要があると認めるときは、指定水産物の生産者、業荷機関又は荷受機関に対し、その貯藏を命ずることができる。

第二十八條　農林大臣又は都道府縣知事は、公認集荷機関、公認荷受機関、登錄小賣店舗、第十六條の規定に依り割当を受けたもの、第二十四條第一項又は第二項の規定により割当を受けたもの若しくは第二十五條第一項の割当を受けた生産者が、この規則に基く指示若しくは命令又は物價統制に関する法令に違反したときは、登錄の取消、業務の停止その他必要な措置を講ずることができる。

第二十九條　正当な理由がなくて、農林大臣又は都道府縣知事により、公認集荷機関、公認荷受機関又は登錄小賣店舗としての登錄を受けることができなかつたもの、第十六條又は第二十四條第一項若しくは第二項の規定により割当を受けることができなかつたもの、又は前條の処分に不服のあるものは、その処分を受けた日から二十日以内に経済安定本部総務長官に対し不服の申立をすることができる。

経済安定本部総務長官は、いつでも、この規則に基いてする計画、指示その他の措置についてその可否を調査することができる。

附　則

第三十條　この規則は、昭和二十二年八月一日から、これを施行する。

第三十一條　この規則施行の際、現に水産物統制令（以下令という。）第五條第一項の規定により、農林大臣の指定した指定水産物の統制機関であるもの、又は令第六條第一項の規定により、農林大臣の指定を受けて指定水産物の配給に関し指図するものは、この規則施行の日から一箇月間は、第四條第一項の規定にかかわらず従前の業務を行うことができる。

第三十二條　この規則施行の際、現に令第七條の規定により都道府縣知事の指定した配給地域は、この規則第九條第一項又は第二項の規定により、農林大臣又は都道府縣知事が指定するまでの間、この規則による指定消費地域とみなす。

第三十三條　この規則施行の際、現に令第七條の規定により都道府縣知事が指定した指定水産物の荷受機関であるものは、この規則施行の日から一箇月間は、第十條第一項の規定にかかわらず、公認荷受機関としての業務を行うことができる。

第三十四條　この規則施行の際、現に令第九條の規定により都道府縣知事の許可を受けて加工水産物を消費者に対し、直接販賣することを業として居るものは、この規則施行の日から一箇月間は、第十一條第一項の規定にかかわらず従前の業務を行うことができる。

告　示

◉総理廳告示第二十四号

特別都市計画法第一條第三項の規定によつて鹿兒島縣鹿屋市を指定する。

昭和二十二年七月二十九日

内閣総理大臣　片山　哲

◉物價廳告示第四百二十七号

昭和二十一年七月大蔵省告示第五百八十九号（昭和二十一年二月商工省告示第三十六号中一部改正の件）中歯刷子の項を次のように改める。

昭和二十二年七月二十九日

物價廳長官　和田　博雄

（單位一本）

歯刷子	骨柄又は合成樹脂柄	柄の長さ五寸二分以上　一〇・〇〇円
〃	〃	柄の長さ四寸九分以上　九・〇〇
〃	〃	柄の長さ四寸七分以上　七・五〇
〃	セルロイド柄	柄の重量三匁二分以上　八・五〇

〃　〃　〃　

◎通信省告示第二百四十四号
昭和二十二年七月十日から、次の郵便局分室を設置した。
昭和二十二年七月二十九日
通信大臣　三木　武夫

名称	位置
門司郵便局西新岸分室	門司市生命保険及 び年金事務。但し、郵便物集配事務を取扱わない。
門司市西海岸通	

◎通信省告示第二百四十五号
昭和二十二年七月十六日から、閉鎖中の次の郵便局を再開した。
昭和二十二年七月二十九日
通信大臣　三木　武夫

名称	位置
千里山郵便局	吹田市千里山

敍任及辞令

◎昭和二十二年六月二十八日
通信事務官　岸本　鎮一
二級に陞敍する
◎昭和二十二年七月二十二日
外務事務官　山中　一郎
総理廳事務官に任命する
二級に敍する
大藏事務官　篠川　正次
外務事務官兼大藏事務官に任命する
二級に敍する
（各通）
司法教官に任命する
二級に敍する
検事　長谷川一雄
同　福島　寺夫
文部教官　小野　勝次
文部技官に兼ねて任命する
二級に敍する
地方教官　大久保堅二　同
同　小林幸治良　同
同　尾形良範　同
同　安良巍一　同
（各通）同　黒羽茂　同
同　村井延雄　同
同　三浦良一　同
同　松本照男　同
同　田中千金　同
文部教官に任命する
二級に敍する
文部教官　笹尾　修道　同
（各通）同　西本濃雄　同
同　清水時夫　同
同　島崎鋭次郎　同
同　小坪政惠　同
同　渡邊哲雄　同
同　楠山雅和　同
同　綱本日陽
二級に陞敍する
臨時郵務官に任命する
二級に敍する　玉井　彰兒
（各通）
商工技官に任命する
二級に敍する
運輸技官に任命する
二級に敍する　北村　健
文部教官　立入　肇人　同
同　渡邊　武
同　田村　大藏　同
同　山本　英雄　同
同　海老原治三郎　同
同　持館　泰　同
同　浅妻　實　同
同　増澤　協　同
同　薄井　儀吾　同
同　龍　宋雄　同
同　加藤　惣一　同
同　小川　順市　同
同　中尾　隆定　同
同　本多　康雲　同
同　有坂　行雄　同
同　泉　清　同
同　渡邊　義一　同
同　江藤　次男　同
同　太田　等　同
同　谷口　隆道　同
同　芦田　邦一　同
同　能勢　修一　同
同　八木澤久雄　同
同　亀井多喜雄　同
同　小田　義雄　同
同　對馬　勇三　同
同　吉井　熊二　同
地方教官に任命する
二級に敍する
（各通）
文部教官　島居　駿逸
同　大久保敏章　同
同　瀧　猪一　同
地方教官に兼ねて任命する
二級に敍する
地方教官　越智　通久　同
同　渡邊　豊吉　同
同　関谷　清見　同
同　吉武トシエ　同
同　植木　勝　同
同　鈴木　龍三　同
同　村上　勝巳　同
同　安富　一夫　同
同　瀧川　武　同
同　太田　績　同
同　飯間　明　同
同　鍵野　一義　同
同　平田　茂　同
同　豊島武次郎　同
同　脇　秀雄　同
同　長尾米太郎　同
同　大野　義治　同
同　稲澤　謙次　同
同　高橋　清造　同
同　楠本　洋芳　同
同　高田　重之　同
同　向井　明夫　同
同　山崎　平太　同
同　羽鹿　義一　同
同　馬場　秀一　同
同　中塚　守　同
同　片岡　圭二　同
同　向原　政男　同
同　横山　財治　同
同　瀬尾　義國　同
同　川崎　善男　同
同　樂川　瀧　同
同　來島　忠善　同
同　福家　正夫　同
同　大西　輝　同
同　薦田　秀明　同
同　貞廣　秀一　同
同　圖子光治郎　同
同　署下　和雄　同
同　豊島　忠夫　同
同　大林　宣雄　同
同　橋爪　直　同
同　各務　哲　同
同　大西　秀雄　同
同　平尾信太郎　同
同　白井　一雄　同
同　大西　靜雄　同
同　安藤　忠孝　同
同　大倉　喜市　同
同　松尾　利夫　同
運輸技官　桑野實代嗣
二級に敍する
（各通）
運輸技官に任命する
二級に敍する
運輸事務官　齋藤勇一郎
同　谷口筆太郎　同
同　山口　熊作　同
同　松村　久治　同
同　鈴木　民弥　同
同　澤口　嘉男　同
同　渡邊　正之　同
同　山崎　正義　同
同　成瀬　志朗　同
運輸教官　小美濃　操　同
同　今中　茂　同
運輸技官　松浦　精溝　同
地方事務官　高瀬　孝吉　同
（各通）
文部教官兼地方教官　太田　勇愛
本官を免ず
地方教官に任命する
二級に敍する
（各通）
文部教官　藤井　章
昭和二十二年政令第六十二号第三條第一項に依り本官を免ず
運輸事務官　齋藤勇一郎　同

十一号俸下賜　同
宮崎縣勤務ヲ命ス　富士本猪德
鹿兒島縣勤務ヲ命ス　同
同　少瀧正人
十五号俸下賜　阿野進
鹿兒島縣勤務ヲ命ス　柚木秋雄
十一号俸下賜　住吉友吉
鹿兒島縣勤務ヲ命ス　財田益穂
（各通）　同
十七号俸下賜　七字三郎
島取地方世話部勤務ヲ命ス
東海北陸地方商工局勤務ヲ命ス　清水寛
二十一号俸下賜　太田長四郎
東京都勤務ヲ命ス　保科小一郎
十八号俸下賜　宮下撥一
北海道廳勤務ヲ命ス　本田辰雄
十七号俸下賜　栗林久潤
北海道廳勤務ヲ命ス　野坂宗一郎
十五号俸下賜　白波瀬三郎
北海道廳勤務ヲ命ス　森今井秀樹直治
（各通）　清水藤吉
十四号俸下賜　堀道紀
北海道廳勤務ヲ命ス　立松宗一
十三号俸下賜　近藤稔
北海道廳勤務ヲ命ス　松崎正一
十七号俸下賜　竹内成夫
京都府勤務ヲ命ス　古河健三
（各通）　板垣榮
十二号俸下賜　同
京都府勤務ヲ命ス　松本喜代冠
二十二号俸下賜　同
大阪府勤務ヲ命ス　富田武夫
二十号俸下賜　古川元
大阪府勤務ヲ命ス　豐田論平
十九号俸下賜　田坂次門
大阪府勤務ヲ命ス　寺西宗登
十八号俸下賜　中島嘉臣
大阪府勤務ヲ命ス　片岡榮太郎
十七号俸下賜　濱本保男
大阪府勤務ヲ命ス　氏家愛治
十六号俸下賜　内田久吉
大阪府勤務ヲ命ス　永岡義次
十五号俸下賜　北尾治郎
大阪府勤務ヲ命ス　櫛爪徹
（各通）　同
十四号俸下賜　同
大阪府勤務ヲ命ス　大谷實三
十三号俸下賜　中田正一
大阪府勤務ヲ命ス　池田克己
（各通）　同
十二号俸下賜　東家明秀
大阪府勤務ヲ命ス　及川駒男
十一号俸下賜　鎮下精三郎
大阪府勤務ヲ命ス　大戸健一
（各通）　同
十五号俸下賜　廣瀬利正
神奈川縣勤務ヲ命ス　鳥海敏男
十四号俸下賜　西澤彦士郎
神奈川縣勤務ヲ命ス　日野加瀬次郎
十二号俸下賜　富所克己
神奈川縣勤務ヲ命ス　齋藤勇
（各通）　同
十一号俸下賜　永岡義次
神奈川縣勤務ヲ命ス　北尾治郎
（各通）　同
近畿地方商工局勤務ヲ免シ兵庫縣本務ヲ命ス　奥村秀一
十一号俸下賜　地方事務官　堀村秀一
兵庫縣勤務ヲ命ス　地方技官　庵瀧寛
二十号俸下賜　五十嵐眞作
新潟縣勤務ヲ命ス　金澤源太郎
十八号俸下賜　松永美佐男
新潟縣勤務ヲ命ス　關根寛藏
十四号俸下賜　亀田仲平
新潟縣勤務ヲ命ス　清水藤吉
（各通）　堀道紀
十三号俸下賜　立松宗一
新潟縣勤務ヲ命ス　宵木勇
十二号俸下賜　佐々木恆
新潟縣勤務ヲ命ス　小林藤作
（各通）　同
十一号俸下賜　水野德男
新潟縣勤務ヲ命ス　國山雅雄
（各通）　同
十号俸下賜　鹽崎勇
新潟縣勤務ヲ命ス
九号俸下賜　同
新潟縣勤務ヲ命ス　十九号俸下賜　同
埼玉縣勤務ヲ命ス　大谷實三
十八号俸下賜　同
埼玉縣勤務ヲ命ス　中田正一
十一号俸下賜　同
埼玉縣勤務ヲ命ス　池田克己
十号俸下賜　同
埼玉縣勤務ヲ命ス　東家明秀
十九号俸下賜　同
埼玉縣勤務ヲ命ス　及川駒男
十九号俸下賜　同
群馬縣勤務ヲ命ス　鎮下精三郎
十七号俸下賜　同
群馬縣勤務ヲ命ス　大戸健一
十四号俸下賜　同
群馬縣勤務ヲ命ス　廣瀬利正
（各通）　同
十二号俸下賜　鳥海敏男
群馬縣勤務ヲ命ス　西澤彦士郎
十一号俸下賜　同
千葉縣勤務ヲ命ス　日野加瀬次郎
（各通）　同
十号俸下賜　富所克己
千葉縣勤務ヲ命ス　齋藤勇
十九号俸下賜　同
茨城縣勤務ヲ命ス　飯田隆
十八号俸下賜　同
茨城縣勤務ヲ命ス　中島浩
十六号俸下賜　同
茨城縣勤務ヲ命ス　長塚三郎
（各通）　同
十五号俸下賜　大津章
茨城縣勤務ヲ命ス　長峰政次
（各通）　同
十一号俸下賜　坂野重信
茨城縣勤務ヲ命ス　原十郎
（各通）　同
十号俸下賜　巽麗
茨城縣勤務ヲ命ス　佐野藤之助
（各通）　同
十五号俸下賜　二平武次
栃木縣勤務ヲ命ス　同
（各通）　同
十三号俸下賜　新井菊次郎
栃木縣勤務ヲ命ス　大賀佐助
（各通）　同
十二号俸下賜　小島清重郎
栃木縣勤務ヲ命ス　小口四夫
十二号俸下賜　同
栃木縣勤務ヲ命ス　武井喜十
（各通）　荒牧久惠
十一号俸下賜　八尾猛
栃木縣勤務ヲ命ス　電見通
（各通）　同
十号俸下賜　早川正藏
栃木縣勤務ヲ命ス　藤島章
十九号俸下賜　同
栃木縣勤務ヲ命ス　藤代久男
十五号俸下賜　同
栃木縣勤務ヲ命ス　西浦清之助
十三号俸下賜　上田繁
栃木縣勤務ヲ命ス　同
（各通）　同
十一号俸下賜　袴田恒夫
山梨縣勤務ヲ命ス　米波幹一
十号俸下賜　同
山梨縣勤務ヲ命ス　長崎正義
十二号俸下賜　同
山梨縣勤務ヲ命ス　渡邊一
（各通）　金井彦重
十一号俸下賜　同
山梨縣勤務ヲ命ス　功力一彦
十号俸下賜　同
山梨縣勤務ヲ命ス　西村剛
二十一号俸下賜　同
滋賀縣勤務ヲ命ス　平川廣
十八号俸下賜　同
滋賀縣勤務ヲ命ス　休職地方技官　坪井明
復職ヲ命ス
十五号俸下賜　地方技官　坪井明
滋賀縣勤務ヲ命ス　前田利子
十八号俸下賜　同
岐阜縣勤務ヲ命ス　岩田稔
十五号俸下賜　同
岐阜縣勤務ヲ命ス　林眞雄
（各通）　宮澤四一
十四号俸下賜　同
岐阜縣勤務ヲ命ス　田上一生
十二号俸下賜　同
岐阜縣勤務ヲ命ス　塚原正
十一号俸下賜　同
岐阜縣勤務ヲ命ス　鬼頭慶男
十号俸下賜　同
岐阜縣勤務ヲ命ス　平林達郎
十七号俸下賜　同
長野縣勤務ヲ命ス　竹内住人
（各通）　宵木重俊
十六号俸下賜　同
長野縣勤務ヲ命ス　松浦與四郎
十五号俸下賜　同
長野縣勤務ヲ命ス　石槻之助
十四号俸下賜　同
長野縣勤務ヲ命ス　小澤高雄
（各通）　伊澤清
十二号俸下賜　吉田正忠
長野縣勤務ヲ命ス（四月三十日内務省）　大久保誓
大藏事務官　小錢靜夫
二十号俸ヲ給スル　渡邊榮次
（各通）　同　縣村健一
十九号俸ヲ給スル　同

（各通）

十五号俸を給する

同　同　同　同　同　同

官房書記官　向井孝治

大蔵事務官　木内　清

同　佐藤　信夫

同　高橋　文雄

同　鵜飼　清

同　地曳　武夫

同　篠原　武

同　高橋　一郎

同　佐藤　五郎

同　武藤　義一

同　石井　春吉

同　加藤　三郎

同　江川　重智

同　堀川　長弘

同　伊東　時三郎

同　佐藤　忠重

同　栗原　正雄

同　小林　茂

同　藤原　義一

同　篠崎　時中

同　岩倉　長三郎

同　大沢　久

同　渡辺　清二

同　佐藤　傳

同　平井　茂

同　谷口　久

同　須藤　一

同　高橋　敬

同　三村　清一

同　佐伯　盛

同　時弓　梧

同　鶴吉　朝

同　柏木　良

（各通）

十六号俸を給する

同　同　同　同　同　同

官房事務官　笠間　治

大蔵事務官　栗林　磐三

同　宅間　吉治

同　三宅　氏規

同　後藤　克己

同　相澤　眞末

同　井上　正

同　田中　正人

同　諸方　義光

同　和田　眞

同　近藤　辰記

同　藤原　兵熊

同　藤原　藏

同　村上　義

同　小林　武

同　谷口　一郎

同　岡本　治

同　大竹　吉

同　小野　健

同　相澤　眞

同　村田　均

同　奥谷　太

同　大橋　貞

同　杉山　一

同　大橋　一

同　野中　太

同　渡邊　治

同　下田　茂

同　佐藤　信夫

同　川田　金介

同　堀内　孝

同　山本　保

同　佐藤　金

同　田中　弘

同　齋藤　和

同　櫛崎　佐

同　田中　寛

同　天野　二

同　東山　榮

同　安田　爲

同　井澤　實

同　山下　正

同　玉川　義

同　水城　雄

同　平田　助

同　佐久間　兵

同　桐田　吾

同　藤井　龍

同　宮本　三

同　内田　武

同　笹原　治

同　石井　郎

同　山崎　久

同　藤井　八

同　中澤　勝

同　山本　求

同　川崎　政

同　後藤　直

同　永野　志

同　岡崎　登

（各通）

十七号俸を給する

同　同　同　同　同　同

官房事務官　栗林　磐三

同　鈴木　吉田

同　小池　興

同　伊藤　義

同　曾根　正

同　齋藤　繁

同　小野田　男

同　白鳥　太

同　牛込　郎

同　赤橋　信

同　增山　俊

同　内川　義

同　中澤　茂

同　水落　秀

同　山本　四

同　三澤　省

同　堀井　郎

同　高橋　二

同　村井　雄

同　山木　藏

同　竹鼎　良

同　森川　政

同　酒井　藏

同　神山　克

同　岡崎　一

同　佐藤　己

同　田中　克

同　田中　己

同　田中　政

同　川崎　直

同　藤井　志

同　後藤　登

同　永野　政

（各通）

十八号俸を給する

同　同　同　同　同　同

官房事務官　向井　孝治

大蔵事務官　木内　孝治

同　佐藤　和

同　猪俣　和

同　伊藤　信

同　栗原　信

同　佐藤　靜

同　石井　近

同　墨田　進

同　上野　信

同　日本　玉

同　佐藤　成

同　石井　三

同　藤原　近

同　仁藤　玉

同　大村　茂

同　大下　助

同　近藤　一

同　進士　司

同　井口　郎

同　山本　良

同　日本　泰

同　佐藤　忠

同　石井　郎

同　上田　貫

同　伊藤　一

同　猪俣　夫

同　佐藤　誠

同　藤原　治

同　高橋　郎

同　鵜飼　良

同　地曳　一

同　篠原　隱

同　武藤　次

同　宮田　郎

同　高橋　義

同　齋藤　郎

同　鵜飼　一

同　地曳　隱

同　篠原　次

（各通）

十九号俸を給する

同　同　同　同　同　同

官房事務官　小川　宗義

同　才賀　重夫

同　堀江　吉雄

同　柏木　浩

同　鈴木　千芳

同　大濱　榮

同　佐々木　倉五郎

同　伊藤　正

同　三浦　清一

同　松坂　正見

同　佐藤　著夫

同　厨川　顯文

同　菅井　吉治

同　伊藤　育

同　岡田　盈賀

同　近藤　武雄

同　越山　一男

同　久世　昇

同　阿部　靖村

同　大塚　榮二

同　藤井　宇一

同　山本　雅雄

同　若山　信次

同　沙魚川　利作

同　木藤　清次

同　阿川　淵平

同　大石　太郎

同　美濃　稔

同　信永　信久

同　横田　海三

同　光永　大輔

同　秋山　弘

（各通）

二十号俸を給する

同　同　同　同　同　同

官房事務官　高橋　清文

同　千葉　正守

同　星　定雄

同　池田　三郎

同　佐藤　省三

同　松本　良治

同　松本　金久

同　齋藤　吉郎

同　小松　榮助

同　佐藤　幸重

同　菊地　盛武

同　佐藤　鐵夫

同　菅原　實留

同　今井　宗一

同　橋山　行

同　齋木　英三

同　石田　貞

同　日本　俊一

同　大澤　一

同　角田　廣

同　前田　繁

同　吉川　正

同　小川　達一

同　神田　巽

同　國分　計

同　伊藤　覺

同　武田　弘三郎

同　東田　保

同　二瓶　之輔

同　石川　富次

同　森　慎作

同　野口　丑

同　赤木　太郎

同　田中　作十郎

同　今立　榮

同　小川　才賀　堀江　柏木　鈴木　柏木　伊藤　佐々木　伊藤　三浦　松坂　佐藤　厨川　菅井　岡田　近藤　越山　久世　阿部　大塚　藤井　山本　若山　沙魚川　木藤　阿川　大石　美濃　信永　横田　光永　秋山　佐藤　鈴木　小池　白鳥　牛込　赤橋　增山　内川　中澤　水落　山本　三澤　堀井　高橋　村井　山木　竹鼎　森川　酒井　神山　岡崎　佐藤　金尾新太郎

（各通）

二十一号俸を給する

同　同　同　同　同　同

文部教官　山縣　清

同　今井　弘

同　難波　調造

同　岡村　チカ

同　榮田　美稻

同　茂平　小山　三方　達一　池田　勘重　酒井ノブ子　渡邊　キヤ　宮崎　五十藏　關島　和雄

文部教官　小松　榮助

同　佐藤　八郎

同　松村　二郎

同　佐藤　信夫

同　川口　郎

同　佐々木　高一

九州帝國大學工學部長に補する

同　今井　弘

顯に依り九州帝國大學工學部長を免ずる

二十一号俸を給する

同　岡村　チカ

二十二号俸を給する（以上七月一日文部省）

同　榮田　美稻

二十七号俸を給する（七月二日同）

同　茂平　小山　三方　達一　池田　勘重　酒井ノブ子　渡邊　キヤ　宮崎　五十藏　關島　和雄

（各通）

長崎縣立女子專門學校教授に補する

同　佐藤　八郎

同　松村　二郎

縣立鹿兒島医學專門學校教授に補する

地方教官　中島　友輔

佐賀縣立神崎農學校長に補する

同　野中　榮次

佐賀縣立盲啞學校長に補する

文部教官　藤原　和二

十九号俸を給する

同　蜂谷　新

都立女子專門學校教授に補する

同　保坂敏太郎

都立工業專門學校教授に補する

同　山賀　益三

同　佐藤　貞雄

同　齋藤　孝敏

同　阿部　實

（各通）

山形縣立農林專門學校教授に補する

地方教官　小松與四郎

秋田縣立本荘中學校長に補する

同　信太　四郎

秋田縣立本荘高等女學校長に補する

同　高橋　一郎

秋田縣立横手中學校長に補する

同　增田　恒一

秋田縣立角館高等女學校長に補する

同　坂本　春吉

秋田縣立本荘高等女學校長に補する

同　佐々木　實治

秋田縣鹿兒高等女學校長に補する

同　川口　五郎

秋田縣小坂高等女學校長に補する

同　佐々木　高一

秋田市立高等女學校長に補する

（以上六月三十日大藏省）

同　御木　三儀

秋田縣立能代工業學校長に補する

同　加藤　大治郎

秋田縣立鹿角工業學校長に補する（以上七月三日同）

文部教官　岡崎　一二三

二十一号俸を給する

明治工業專門學校教授に補する

同　小野　志眞男

二十号俸を給する

佐賀青年師範學校教授に補する

同　本間　利忠

十六号俸を給する

東京工業專門學校教授に補する

同　和田　良造

十三号俸を給する

宮崎工業專門學校教授に補する

地方教官　安達　茂夫

神奈川縣立厚木中學校長に補する

同　石山　廣

神奈川縣立横須賀高等女學校長に補する

文部教官　松村　明

十二号俸を給する

第七高等學校教授に補する

同　久保健太郎

同　長井　晉次

同　前田　鎮

和歌山縣立医學專門學校教授に補する

同　竹井彌七郎

二十一号俸を給する

山口師範學校教授に補する

同　鶴本　澄

十四号俸を給する

德島青年師範學校教授に補する（以上七月四日同）

地方教官　野島忠太郎

岐阜縣本巢中學校長に補する（七月五日同）

文部教官　新井　孟

十七号俸を給する

群馬師範學校教授に補する

同　米倉　大藏

同　不破　外榮

十七号俸を給する

群馬師範學校勤務を命ずる

同　西川　良一

十七号俸を給する

滋賀青年師範學校教授に補する

同　赤津　正二

十六号俸を給する

群馬師範學校教授に補する

文部事務官　赤澤　正

群馬師範學校勤務を命ずる（以上七月七日同）

昭和二十一年七月中官報目錄

自第五八三七號 至第五八六三號

詔書

貴族院子爵議員二名補闕選挙 一六一 三三
同男爵議員一名以上 一六一 三三
帝國議會會期延長 號外 三三

皇室令

二〇 宮內省官制中改正 五三 一〇
二一 廢止 皇族王公族附屬員官制 五三 一〇
二二 第十二號中改正 明治二十三年宮內省令 五三 一〇

法律

三 郵便法の一部改正 一六一 三三
四 軍人及び軍人以外の者に交付された賜金國庫債券を無効とすることに關する件 一六九 三四

豫算

昭和二十一年度歳入歳出總豫算追加 四一 五
同上 昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加 四五 五

勅令

三四二 改正 各省官制通則の一部 一一一 一一一
三四三 逓信省官制 一一一 一一一
三四四 改正 各省職員通則の一部 一一一 一一一
三四五 國際電氣通信株式會社法施行令の一部改正 四一一 四一一
三四六 官制 公職追放審査委員會 二一一 二一一
三四七 部改正 勤労統計調査令の一 三一一 三一一
三四八 臨時法制調査會官制 三五 三五
三四九 改正 商工省官制等の一部 三五 三五
三五〇 貴族院令の一部改正 三五 三五
三五一 貴族院令第一條第三項、第五號及び第六號の議員の任期延長に關する件 三五 三五
三五二 部改正 臨時手當給與令の一 四三 五
三五三 授に關する件 帝國大學等の名譽教 四七 六
三五四 免除に關する件 主要食糧の輸入稅の 五四 一〇
三五五 部改正等 地方商工局官制の一 八一 二
三五六 の一部改正 官立高等學校官制等 八九 三
三五七 正 運輸省官制の一部改 一〇五 一五
三五八 正等 內務省官制の一部改 一二九 一八
三五九 改正 運輸省官制等の一部 一四五 一〇
三六〇 法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行ふべき者の指定等に關する件の一部改正 一四五 一〇
三六一 郵便法の一部を改正する法律の施行期日 一六一 三三
三六二 資格の特例に關する件の一 一六九 三四
三六三 部改正 農林省官制の一部を改正する等の件 一六九 三四
三六四 監獄官制の一部改正 一七一 三五
三六五 運輸部內陸運關係官吏及待遇官吏服制の一部改正 一七一 三五
三六六 運信省官制の一部改正 一七五 三七
三六七 改正 警察官及消防官服制 一七九 三七
三六八 歳入歳出の混納に關する事務の完結期限等に關する件 三七一 三七
三六九 時設置制の一部改正 大藏省特殊財務部臨 三七一 三七

閣令

六三 則の一部改正 勤労統計調査令施行規 一一一
六四 從軍せる者にして未歸還の者の調査に關する件 軍人軍屬として 一七八 八
六五 等臨時特例 高等試驗受驗出願期間 一八五 一〇
六六 の一部改正 昭和十三年閣令第一號 一八五 一〇
六七 哲學、經濟政策及び外國語の範圍を定める件の一部改正 高等試驗本試驗科目中 一八五 一〇
六八 一部改正 金業許可令施行規則の 一一三 一六
六九 規程 人口動態調査臨時特例 一一三 一六

閣令

省令

●內閣 內務省
五 建築調査令の一部改正 一五一 一五

省令

●內務省
三一 外國映畫の調査等に關する件 一五五 一七
三二 弘暦者の外暦嚴禁ノ件等の太政官布告等廢止 一五九 一三
●內務省 大藏省
二 昭和二十一年內務、大藏省令第一號の一部改正 一五九 一三
●內務省 司法省
一 聯合國將兵よりの物品貢受等禁止に關する件 一六九 二〇
●大藏省
七六 文官俸給支給定日の特例に關する件 一七五 三
七七 聯合國占領軍の發行する「A」票關表示軍票の取扱等に關する件 一七九 九
七八 文官俸給支給細則の一部改正 一七一 一三
七九 軍人軍屬に支給した俸給該當等の國庫還納に關する件の終付手續等 一七一 八
八〇 則の一部改正 造幣局磨物分析試驗規 一七五 一〇
八一 則の一部改正 金融緊急措置令施行規 一七五 一〇
●大藏省 司法省
六 特定商社財産の管理に關し定むる件 一七九 三
●司法省
四八 熊谷區裁判所妻沼出張所等設置 一一一 一
四九 及登記管轄區域ニ關スル件のうち改正 區裁判所出張所ノ名稱 一一一 一
五〇 浦和地方裁判所管內區裁判所及同出張所ノ登記事務委任ノ件のうち改正 一一一 一
五一 水戸地方裁判所管內同 一一一 一
五二 上 福岡地方裁判所管內同 一一一 一
五三 上 奈良地方裁判所管內同 一一一 一
五四 上 和歌山地方裁判所管內同 一一一 一
五五 上 岐阜地方裁判所管內同 一一一 一
五六 上 金澤地方裁判所管內同 一一一 一
五七 上 富山地方裁判所管內同 一一一 一
五八 上 山口地方裁判所管內同 一一一 一
五九 上 松江地方裁判所管內同 一一一 一
六〇 上 松山地方裁判所管內同 一一一 一
六一 上 長崎地方裁判所管內同 一一一 一
六二 上 區裁判所出張所ノ名稱及登記管轄區域ニ關スル件のうち改正 一一一 一
六三 明治三十五年司法省令第四號中改正 五五 九
六四 商業登記取扱手續の一部改正 九七 一三
六五 監獄施行規則第九十四條第一項第二號中改正 九七 一三
六六 千葉地方裁判所管內木更津區裁判所に同地方裁判所支部開設等 一二九 一八
六七 地方裁判所支部ノ管轄及管轄區域ニ關スル件別表中改正 一二九 一八
●文部省
二四 昭和二十一年文部省令第九號の一部改正 八九 一二
●厚生省
二九 入工甘味取締規則中改正 一三三 四
三〇 國民醫療法施行規則中改正 一三五 五
三一 國民優生法施行規則中改正 一四五 一〇
●農林省
三九 用材生産統制規則等を物資統制令に基き發したるものとする件 一〇五 一五
●商工省
四〇 機船底引網漁業ノ臨時措置ニ關スル件の一部改正 一一四 一〇
●農林省 商工省
四一 皮革配給統制規則等を物資統制令に基き發したものとする件 一〇五 一五
●商工省
三一 生ゴムの使用禁止等に關する件 六一
三二 鋼の調査報告に關する件 一四六
三三 輸出向編機物の製造等に關する件 一〇五 一五
三四 昭和十二年法律第九十二號に基く省令の措置に關する件 一〇五 一五
三五 企業許可令施行規則第二十條の規定により同則第十一條の報告書提出の特例に關する件 一三一 一六

◎凡例

敍任及賞令以下ノ各記事欄ハ欄裏
公文件名上ノ數字ハ番號
件名下ノ數字上段ハ頁數下段ハ日

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

三六　自轉車統制規則廢止　●商工省、農林省、厚生省、運輸省　一三七
一　貿易等臨時措置令施行規則　●運輸省　一〇五
二五　氣象官署職員交通至難地在勤手當支給細則の一部改正　●運輸省　運信省　二五三
一　船舶氣象觀測報告規則　●運信省　一〇六
一　請願郵便規則等の一部改正　一〇五
二　運信省所管不動產登記の囑託に關する件　號外一
三　運信省所管船舶登記の囑託に關する件　同一
四　昭和十八年運信省令第四十六號廢止　同一
五　昭和二十年閣令第七十二號の一部改正　同一
六　郵便規則の一部改正　一〇三
七　昭和十六年運信省令第四十二號及び同年運信省令第百四號廢止　一六二三
八　海外に宛て差出す郵便物に關する件　一六二三
九　電報規則の一部改正　一六二三
一〇　郵便爲替規則の一部改正　一六二三

訓令

三　●內閣　勤勞統計調査施行心得の一部改正　七一
一　●司法省　看守教習規則　看守教習所規程　一三九一八
二　●文部省　昭和十九年文部省訓令第十七號の一部改正　一二九一八
六　●厚生省　會計事務取扱規程外三訓令中改正　二〇九三〇
九　厚生省職員共濟組合規則施行規程中改正　三三四
一〇　●內務省　日本國籍離脫者　三三四

告示

一九　●內閣　昭和二十年內閣告示第十一號改正　八一
二〇　支那方面艦隊等の軍法會議廢止　四九六
二一　昭和二十一年四月二十六日現在都道府縣郡島嶼市區町村別人口　號外
五一　●戰災復興院　松山復興都市計畫街路及び土地區劃整理決定　四九六
五二　今治同上　四九六
五三　宇和島同上　四九六
五四　長岡同上　四九六
五五　豐浦復興都市計畫街路決定　四九六
五六　同計畫土地區劃整理決定　八一二
五七　高萩復興都市計畫街路決定　八一二
五八　同計畫土地區劃整理決定　八一二
五九　平復興都市計畫土地區劃整理の全區域を都市計畫事業として福島縣において施行すべき旨命令等　八一二
六〇　郡山復興都市計畫同上　八一二
六一　下淵都市計畫街路決定　八一二
六二　岩國都市計畫街路中變更決定　一五三
六三　宇部復興都市計畫街路決定　一五三
六四　名古屋復興都市計畫土地區劃整理の全區域を都市計畫事業として名古屋市において施行すべき命令等　一五三
一七　●外務省　昭和二十年大藏、外務、內務省令第一號第五條第一項の規定に依り指定　一七三五
一八　同上　四五
一九　●內務省　日本國籍離脫者　一三一六
九〇　砂防設備を要する土地指定　一三一八
九二　日本國籍喪失者　一三一三
九三—九四　砂防工事を施行する砂防設備地　一六九三四
九五　砂防のため一定の行爲を禁止若くは制限すべき土地指定　一六九三四
九六　唐津都市計畫公園決定　一六九三四
九七　京都都市計畫街路事業及びにその執行年度割變更　三九三三
九八　京都都市計畫街路事業廢止　三九三三
九九　京都都市計畫公園事業廢止　三九三三
五三四　●大藏省　價格差益處理規則第四條の差益を定むる件　八一
五三五　米綿油の販賣價格の統制額指定等　八一一
五三六　水產動物油等同上　八一一
五三七・五三八　代用醬油同上　九一一
五三八　呉、蕊、繩及び蓮代用こるもの販賣價格の統制額指定等　三五三
五三九　昭和二十一年產繭同上　三四三
五四〇　穀粉類同上　四三五
五四一　食糧品壓縮同上　四三五
五四二　旋盤、タレット旋盤等同上　四三五
五四三　普通鑿種同上　四三五
五四四　第五項甲種割增定期貯金の條件等　四三五
五四五　野生蚕繭の販賣價格の統制額指定等　四六六
五四六　葡萄糖及び水飴同上　四六六
五四七　昭和二十一年大藏省告示第五十二號の一部改正　四六六
五四八　同年同第九十八號の一部改正　五〇六
五四九　家畜用硅酸石灰粉末の最高販賣價格指定中改正　五〇六
五五〇　二硫化炭素の統制額指定等　五〇八
五五一　價格差益處理規則第二條第三項の規定により指定　五〇八
五五二　自轉車、同部分品及附屬品の統制額指定中改正　五〇九
五五三　双眼鏡ノ統制額指定ノ件の一部改正　五〇九
五五四　ボンプの統制額指定等　五〇九
五五五　聯合國占領軍の發行する「A」號圓表示軍票の取締等に關する件第二條の規定により指定　五〇九
五五六　標準品質を有する粗製樟腦、樟腦油の補償金　五〇九
五五七　時計の統制額指定等　五〇九
五五八　チェーンブロック同上　五〇九
五五九　聯合國占領軍の發行する「A」號圓表示軍票の寸法、紙質及び模樣に關する件　八一二
五六〇　乾椎茸の販賣價格の統制額指定中改正　八一二
五六一　生絲の販賣價格の統制額指定等　八一二
五六二　木炭及び薪の最高販賣價格指定の件の一部改正　九〇三
五六三　孔明凍豆腐、豆腐及び有燐豆腐の販賣價格の統制額の指定の件の一部改正　九〇三
五六四　ラジオ受信機部分品の統制額指定　九〇三
五六五　粉末味噌及び粉末醬油の販賣價格の統制額指定　九〇三
五六六　採苗濟甘藷同上　九〇三
五六七　漁業用油染料同上　一三一六
五六八　固定式タンニン油鞣染料同上　一三一六
五六九　桑床、薪桑同上　一三一六
五七〇　花卉種子販賣價格指定外一告示廢止　一三一六
五七一　縫針の統制額指定等　一三九一九
五七二　空氣壓縮機同上　一三九一九
五七三　ドリル等同上　一四〇一九
五七四　鑿岩機同上　一四一一九
五七五　フーゼル油同上　一四一一九
五七六　測定器及び光學計器等同上　一四一一九
五七七　昭和二十一年大藏省令第七十三號第一項の給與の範圍等に關し指定　一四一一九
五七八　清涼飲料の販賣價格の統制額指定等　一四一一九
五七九　外國爲替管理法施行規則等の規定に依る制限並びに報告免除の場合　一四一二〇
五八〇　蔬菜の販賣價格の統制額指定等　號外二〇
五八一　果實同上　同二〇
五八二　シナ皮同上　一六九二四
五八三　袍類の統制額指定等　一七七二五
五八四　漁業用綿撚糸等の販賣價格の統制額指定　一七七二五
五八五　印刷機本機の統制額指定　一七七二五
五八六　普通鑄鋼品の統制額認可等　一八五二六
五八七　洋傘の統制額指定の件の一部改正　一八五二六
五八八　石膏壁板の統制額指定等　一八五二六
五八九　利器工匠具等の最高販賣價格指定の件の一部改正　一八五二六
五九〇　ガムテープの統制額指定等　一九五二七
五九一　鋳鐵同上　一九五二七
五九二　リードワイヤー同上　一九五二七
五九三　物品稅法施行規則第二十六條第九號の規定による物品指定の件の一部改正　二〇四二九
五九四　蘭燒煉瓦及び斷熱モルタルの統制額指定等　二〇四二九
五九五　刺子襲品同上　二〇四二九
五九六　銑鐵鑄物同上　二〇五二九
五九七　馬鈴薯の販賣價格の統制額指定　二〇五二九
五九八　逸配電用變壓器の統制額指定　二〇五二九
五九九　昭和二十年大藏、外務、內務、司法省令第一號第五條第一項の規定により追加指名　二〇五二〇
六〇〇　グルタミン酸ソーダの購入及販賣價格の統制額指定　二一三二〇
六〇一　規格入絹織物統制加工賃指定の件の一部改正　二一三二〇
六〇二　磨帶鋼の統制額指定の件の一部改正　二一三二〇
六〇三　男子註文洋服等の統制額及び男子註文洋服等の裁縫料の統制額指定等　二一三二〇
六〇四　男子洋服等の改造加工料等同上　二一三二〇

五一　新潟縣知事
五〇　●同　日本醫師會
九五　東京都知事
九四　東京都知事
九三　東京都知事
九二　東京都知事
九一　東京都知事
九〇　同　同
八九　同　同
八八　同　同
八七　同　同
八六　同　同
八五　同　同
八四　同　同
八三　同　同
八二　同　同
八一　同　同
八〇　同　同
七九　同　同
七八　同　同
七七　同　同
七六　同　同
七五　同　同
七四　同　同
七三　同　同
七二　同　同
七一　同　同
七〇　同　同
六九　同　同
六八　同　同
六七　同　同
六六　同　同
六五　同　同
六四　同　同
六三　同　同
六二　同　同
六一　同　同
六〇　同　同
五九　同　同
五八　同　同
五七　同　同
五六　同　同
五五　同　同
五四　同　同
五三　同　同
五二　同　同
五一　同　同
五〇　同　同
四九　同　同
四八　同　同
四七　同　同
四六　同　同
四五　同　同
四四　同　同
四三　同　同
四二　同　同
四一　同　同
四〇　同　同
三九　同　同
三八　同　同
三七　同　同
三六　同　同
三五　同　同
三四　同　同
三三　同　同
三二　同　同
三一　同　同
三〇　同　同
二九　同　同
二八　同　同
二七　同　同
二六　同　同
二五　同　同
二四　同　同
二三　同　同
二二　同　同
二一　同　同
二〇　同　同
一九　同　同
一八　同　同
一七　同　同
一六　同　同
一五　同　同
一四　同　同
一三　同　同
一二　同　同
一一　同　同
一〇　同　同
一〇　同　同
一〇

和漢薬

◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]

病　部

○[illegible]

◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]

○[illegible]

◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]

衛生醫事

○[illegible]

◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]
◎[illegible]　[illegible]

禁　書

○勅令関係

Matters concerning the Imperial Ordinance
No. 311 of 1946 (Ref. Official Gazette, July 3, 1947)

Subject: Confiscation of Propaganda Publication-Supplement No. 27
To: Central Liaison Office, Imperial Japanese Government (Attn: Mr. Toru Furuya, Chief of Police Section, Political Division, Central Liaison Office)

1. Reference;
   a. Memorandum AG311.7 (17 Mar. 46) CI (SCAPIN-824), subject as above.
   b. Memorandum AG 311.7 (27 Mar. 46) CIS (SCAPIN-843), Subject as above-Supplement No. 1.

July 1 1947

1. BEIEI NO NAIJO O TSUKU (Inside Conditions of America and England Disclosed) by Asahishimbun Sha. Published by Asahishimbun Sha. 3, 3-chome, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka; 10 January 1943.

2. TSUWAMONO-GEIJUTSU HEIEI FUKEI (Sceneries of Military Barracks) by Ichitaro MATSUMOTO. Published by Tsuwamono-Hakko-Jo, 8, 3-chome, Hara-machi, Ushigome-ku, Tokyo; 30 September 1930.

3. NIPPON SEISHIN NI KAERE (Return to Nipponism) by Hiroshi SHIRASU. Published by Nomin Sha, No. 2 Kotchira-cho, Shiba-ku, Tokyo; 1 September 1933.

4. OSHU-DORAN TO TSUGI NI KITARU MONO (European Cataclysm and What Comes Next?) by Yasuo MISHIMA. Published by Kon-Nichi no Mondai Sha, 18, 4-chome, Tamura-cho, Shiba-ku, Tokyo; 18 November 1939.

5. KOGUN IMON SHI (History of Comfort Visits to Imperial Forces) by Michihiro MAEJIMA. Published by Nikkan Tsushin Sha, 156, Sasa-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 30 September 1940.

6. SOKO BUTAI (Upstream Unit) by Michiko KUSUBE. Published by Kaiseisha, 2-2, Takara-cho, Kyobashi-ku, Tokyo; 15 August 1938.

7. KAIJO FUSA (Open Sea Blockade) by Mitsusada SATO. Published by Rikugei-sha, 17-1, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 15 May 1939.

8. BEIEI YOA SHINRYAKU SHI (History of Invasion of U. S. & Britain) by Shumei OKAWA. Published by Daiichi Shobo, 1, Sanban-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 5 HAN 20 Nov. 1943, SHOHAN 28 January 1942.

9. GUNJU KOGYO NO TEMBO (Remarks on Munitions Industries) by Tomiya IMOTO. Published by Takayama Shoin, 10, 2-chome, Ogawa-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 June 1939.

10. YAKUSHIN DOITSU TOKUHON (A Discourse on Progressing Germany) by Reizo KURODA. Published by Shincho-Sha, Yarai-cho, Ushigome-ku, Tokyo; 7 December 1940.

11. KISHU TEKIZEN JORIKU (Surprise Landing on a Hostile Coast) by Maoto HAYASHI. Published by Kokumin Bunka Shoin, 38, 2-chome, Misaki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 28 May 1942.

12. NIHON SEISHIN NO SHIN NOSON KYOIKU (The New Agrarian Education with the Japanese Spirit) by Hiroshi YAMAZAKI. Published by Meiji Tosho Co., Irifune-cho, Kyobashi-ku, Tokyo; 15 October 1934.

13. HIYAKU NIPPON NO SEIJI (Polities of the Progressing Japan) by Kumao WAKUDA. Published by Kenbun-Sha, 7, 1-chome, Minamisakuma-cho, Shiba-ku, Tokyo; 25 May 1938.

14. SHINTO NO HIHAN (Criticism on Shintoism) by Kazuto KISHI. Published by Koran-Sha, 18, Edogawa-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 6 July 1929.

15. BUNGAKU BUTAI (The Unit Composed of Writers) by Shiro OZAKI. Published by Shincho-Sha, Yarai-machi, Ushigome-ku, Tokyo; 21 March 1939.

16. ICHI KIKAN SAKKA NO SHUKI (A Memoirs of a Writer Returning from the Battle-Front) by Hiroshi UEDA. Published by Rikugei-Sha, 17, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 15 September 1941.

17. KOSEN SHINA TO REKKYO (Defiant China and World Powers) by Masaru HARA. Published by Kaizo-Sha, 12, 7-chome, Shimbashi, Shiba-ku, Tokyo; 7 December 1937.

18. TATAKAI NI TSUGUMONO (Various Affairs Following War) by Minetaro YAMANAKA. Published by Shunyo-Do Shoten, 8, 3-chome, Tori, Nihombashi-ku, Tokyo; 13 November 1938.

19. NIKUDAN YAMAYUKABA (Human Bullet, II taking Part in Land Battle) by Shitsuki HARAKA. Published by Sansui-Sha, 4, 1-chome, Kakigara-cho, Nihombashi-ku, Tokyo; 1 May 1928.

20. FUKAMARI YUKU NICHI-BEI NO KIKI (Intensified Danger of Clash Between Japan and America) by Taneji KYOSA. Published by Seibun-Kan, 2 Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 10 March 1932.

21. DAI AJIA SHUGI (Pan-Asianism) by Ryo NAKAHIRA. Published by Nihon Hyoron Sha, 4, 3-chome, Kyobashi, Kyobashi-ku, Tokyo; 22 September 1933.

22. EIKOKU NO SEKAI-SHINRYAKU-SHI (The History of British World-wide Aggresion) by Eisaburo SAITO. Published by Daito-Shuppan-Sha, 10, 7-Go Shiba-Park, Shiba-ku, Tokyo; 20 August 1945.

23. KIJUN-HEIKI ATARASHIKI HATA (A New Flag-Record of Submission Troops) by Shin-ichiro MIURA. Published by Zoshin Do, 48, 3-chome, Shin-machi, Minami-Dori, Nishi-ku, Osaka; 20 April 1942.

24. NAZO NO YOSAI-SHASHIN (Enigmatic Photograph of a Fortress) by Junzo UNNO. Published by Radio Kagaku-Sha, c/o Text Building Tamura-cho, Shiba-ku, Tokyo; 20 July 1939.

25. SHINA SHIMBUN HAINICHI-BURI (Anti-Japanese Movement Appeared on Chinese Newspapers) by Tadanori OIZUMI. Published by Senshin-Sha 109, Kamifujimae, Komagome, Hongo-ku, 30 October 1931.

26. BUKAN SAKUSEN (The Hankow-Wuchang Operation) by Tatsuzo ISHIKAWA. Published by Chuo-Koron-Sha, Marunouchi Building Kojimachi-ku, Tokyo; 25 September 1940.

27. TETSUKA NIKU KA? (Iron or Flesh?) by Minetaro YAMANAKA. Published by Seibun-Do Shinko-Sha, 5, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 18 July 1940.

28. SORETSU KANO BUTAI (Heroism of Captain Kano) by Yoshikata TAKAGI. Published by Dai Nippon Yuben Kai Kodan Sha, 19, 3-chome, Otoha-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 9 September 1938.

29. KASHU IPPEI TO SHITE (As a Soldier) by Tatsuichi ENDO. Published by Geirin Hakko Sha, 684, 5-chome, Kitazawa, Setagaya-ku, Tokyo; 10 June 1942.

30. NIPPON NO DAISHIMEI SEKAI KAIHO TO KAIGAI DAIHATTEN (Great Mission of Japan The Emancipation of the World and Overseas Expansion) by Kyoichi HATTORI. Published by Tokyo Office of Nippon Emigration School; 23, Otsukakubo-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 1 April 1933.

31. NIPPON SEISHIN TO ZAI KANNEN (The Idea of Wealth and its Bearing on Nipponism) by Takejiro DOYASHIKI. Published by Kyobun-Sha, 82, 3-chome, Itabashi-machi, Itabashi-ku, Tokyo; 25 July 1939.

32. WARERA NO KOKUBO TO GUMBI (Our National Defence and Armaments) by Yoshie MATSUSHITA. Published by Ikusei Sha. (Address: Unknown)

33. DANKERUKU SENMETSUSEN (Annihilating Operation at Dunkirk) by Tokiji ARAKI. Published by Yuko Sha, 6, 3-chome, Marunouchi, Tokyo; 20 June 1943.

34. KASSEN NI CHIRU (Death at the Firing Line) by Susumu ICHIJI. Published

by Kinei Kaku, 1-banchi, 3-chome, Tori, Nippombashi-ku, Tokyo; 30 November 1932.

35. SHOSETSU KOKU BUTAI (Air-Force) by Majojiro TSUKUSHI. Published by Chobunkaku, 14, 1-chome, Kobinatadai-machi, Koishikawa-ku, Tokyo; 20 September 1940.

36. 1935,6 NEN NO ARASHI O MAENI KYODAN NANIOKA UTSU (Ferocious Bullets Aimed at Japan) by Soyo GOTO. Published by Seibun-Kan, 39, 1-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 25 September 1934.

37. YOSHISTUNE TO MANSHU (Yoshitsune and Manchuria) by Zen-ichiro KOYABE. Published by Kosei Kaku Shoten, 48, Shimo-rokuban-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 12 March 1935.

38. WAGA NIHON NO KYOIKU TO MAN-MO (Japan's Education and Manchuria-Mongolia) by Masaichi OKAMOTO. Published by Koseikaku Shoten, 48, Shimo-rokuban-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 18 February 1932.

39. KAMIGAMI NO IBUKI (Breathings of Godo) Sakichi MITSUI. Published by Awoyama Shoin, 1, 2-chome, Kyobashi, Kyobashi-ku, Tokyo; SANPAN 20 April 1944, SHOHAN 31 June 1943.

40. CHOKO-EO (Changkufeng Heights) by Kunihiki AKAISHIZAWA. Published by Koa Shobo, 21, 3-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 12 September 1941.

41. NIHON NO SEIMEI (MOMOTARO) (The Life of Japan (Momotaro)) by KO Masaru ATSUMI. Published by Kyoiku no Nippon Sha, 38, 1-chome, Takata-minami-cho, Toshima-ku, Tokyo; 3 November 1935.

42. SEKISHOKU ASIA KA BOKYO ASIA KA (Asia Going Red or anti-comintern?) by Yosaku NAKAYASU. Published by Daiamond Sha, 3, 2-chome, Uchi-Saiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 18 October 1937.

43. PHILIPPINE NO KENKYU (Investigation of Philippine Islands) by Hideo SATO. Published by Shimizu Shobo, 7, 1-chome, Ogawa-cho, Kanda-ku, Tokyo; 5 June 1941.

44. DAITOA SENSO SHIKAN (May view of the Greater East Asia War) by Saneatsu MUSHAKOJI. Published by Kawade-Shobo, 1, 3-chome, Tori, Nihombashi-ku, Tokyo; 20 May 1942.

45. NIHON BUNKA NO SAIKEN (Reconstruction of Japan's Culture) by Ushimaro SAWADA. Published Nitto Shoin, 17, Naka-sarugaku-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 October 1932.

46. AMAKAKERU GAKUTO (Students Volunteering to Air Services) by Komatsu KITAMURA. Published by Kibundo Shobo, 2, 2-chome, Kaji-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 May 1944.

47. KYOIKU MANDAN GUNTAI FUKEI (Scenes of the Army Life) by Juhei ASAI. Published by Bumbu Shoin, 21, 6-chome, Iida-machi, Kojimachi-ku, Tokyo; 20 December 1931.

48. MANSHU JIHEN TO SHIN KOKKA (The Manchurian Incident and New State) by Kiyokatsu SATO. Published by Shunju Sha, 5, 2-chome, Gofukubashi, Nihombashi-ku, Tokyo; 10 February 1932.

49. NIHON KOKUMIN NO SHO (A Writing for the Japanese People) by Sakae MASUDA. Published by Shuncho Sha, 327 Dosaka-cho, Hongo-ku, Tokyo; 1 April 1938.

50. SENJIN NO KAORI (Smell of the Rages of war) by Yoshiji OKAGAMI. Published by Yoshida Shoten, 62, Motomura-machi, Yotsuya-ku, Tokyo; 25 October 1940.

51. TEIKOKU KENPO O MAMORU (Protect the Japanese Imperial Constitution) by Hikosaburo YOKOI. Published by Tengyo Juku, 1-chome, Shichihon-matsu-machi, Naka-ku, Nagoya-shi, 10 June 1935.

52. SHINA O DO SURU KA (How to Look After China?) by Isamu SUGA. Published by Fuji Shobo, 102, Wakamatsu-cho, Ushigome-ku, Tokyo; 20 August 1939.

53. KEIZAI FUSA BURYOKU KANSHO OSORURU NI TARAZU (We Need not be Afraid of Economic Blockade or Armed Interference) by Seijiro TOFUKU. Published by Senshin Sha, 109, Kamifujimae-cho, Komagome, Hongo-ku, Tokyo; 1 March 1932.

54. NIPPON SEISHIN NO TETSUGAKUTEKI KAISHAKU (Philosophical Interpretation of Japanese Spirit) by Junji TAKAHASHI. Published by Daiichi Shobo, 1, Samban-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 20 February 1937.

55. NIPPON MINZOKU-SEISHIN (Japanese Racial Spirit) by Kosaburo MATSUO. Published by Teikoku Keizai Renmei, Morikawa-cho, Hongo-ku, Tokyo; 10 October 1935.

56. TOYO SENSHI TAIHEIYO BOEI SHI (I) (History of Detence of the Pacific (1)) by Akira NAKAKOJI. Published by Senso Bunka Kenkyusho, 3, 5-chome, Ginza, Kyobashi-ku, Tokyo; 30 September 1943.

57. DAI NIPPON GAKUJUTSU KYOKAI MIGI DAIHYOSHA ZENTAISHUGI TO KYOIKU (Totalitarianism and Education) by Shizuka AMAKO. Published by Monasu, 35, Takehaya-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 30 August 1938.

58. SENSO HONSHITSURON (Essential Theory of War) by Tetsuji KADA. Published by Keio Shuppan Sha, 1, 2-chome, Mita, Shiba-ku, Tokyo; SANHAN 20 June 1944, SHOHAN 20 January 1942.

59. NIHON SEISHIN NO JITSUGEN (Realization of the Japanese Spirit) by Naotaka IKEDA. Published by Shokwa-Sha, 582, 2-chome, Nakameguro, Megure-ku, Tokyo; 10 January 1935.

60. SHONEN AIKOKU SHISHU (Collection of Patriotic Poems for Boys) by Yasuo SAIJO. Published by Dai Nippon Yuben Kai Kodan Sha, 19, 3-chome, Otoha-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 14 May 1938.

61. SHINA JIHEN TO REKKOKU NO RONCHO (The China Affair and Foreign Argument) by Tokuichi HIMENO. Published by Nitshi Mondai Kenkyu Kai, 10, 2-chome, Fujimi-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 20 September 1937.

◉[illegible]（[illegible]）

昭和二十一年三月十七日

通りである。

宮内省令第[illegible]

昭和二十二年三月十七日

宮内省令第[illegible]

昭和二十一年七月一日

宮内省令第[illegible]

昭和二十二年七月一日

宮内省令第[illegible]

昭和二十二年七月一日

宮内省令第[illegible]

昭和二十二

12	日本精神の新農村教育	山崎　博	東京市京橋区入船町 明治図書株式会社	九、一〇、一五
13	飛躍日本の政治	和久田球磨雄	東京市芝区南佐久間町一の七 研文社	九、五、二三
14	神道の批判	岸　一太	東京市小石川区江戸川町一八 交蘭社	四、七、六
15	文学部隊	尾崎　士郎	東京市牛込区矢来町 新潮社	一四、三、二一
16	一帰還作家の手記	上田　廣	東京市神田区錦町一の一七 六藝社	一六、九、一五
17	抗戦支那と列強	原　勝	東京市芝区新橋七の一二 改造社	二二、二六、七
18	戦に次ぐもの	山中峯太郎	東京市日本橋区通三の八 春陽堂書店	一三、一一、一三
19	日露戦争肉弾山行かば	原田　指月	東京市日本橋区蠣殻町一の四 三水社	三、五、一
20	深まりゆく日米の危機	阿瑳　胤次	東京市神田区表神保町二 精文館	七、一三、一〇
21	大亜細亜主義	中平　亮	東京市京橋区京橋三の四 日本評論社	八、九、一二
22	英國の世界侵略史	齋藤栄三郎	東京市芝区芝公園七号の一〇 大東出版社	一五、八、二〇
23	帰順兵記　新しき旗	三浦新一郎	大阪市西区新町南通三の四八 増進堂	一七、四、二〇
24	謎の要塞写眞	海野　十三	東京市芝区田村町テキストビル ラヂオ科学社	一四、七、二〇
25	支那新聞排日ぶり	大泉　忠敬	東京市本郷区駒込上富士前一〇 先進社	六、一〇、二〇
26	武漢作戦	石川　達三	東京市麹町区丸の内九 丸ビル 中央公論社	一五、九、二五
27	鉄か肉か	山中峯太郎	東京市神田区錦町一の五 誠文堂新光社	一五、七、一八
28	壮烈加納部隊長	高木義實編	東京市小石川区晉羽町三の一九 大日本雄弁会講談社	一三、九、九
29	歌集一兵として	遠藤　達一	東京市世田ヶ谷区北沢五の六八四 鑑林発行所	一七、六、一〇
30	日本の大使命世界開放と 海外大発展	服部　敦一	東京市小石川区大塚窪町二三 日本植民学校	八、四、一
31	日本精神と財観念	堂屋敷竹次郎	東京市板橋区板橋町三の八二 敦文社	一四、七、二五
32	我等の國防と軍備	松下　芳男	東京市麹町区九の内三の八 育成社	?
33	ダンケルク殲滅戦	荒木　時次	東京市麹町区九の内三の八 有光社	一八、六、二〇
34	火線に散る	伊地知　進	東京市日本橋区通三の一 欽英閣	七、七、一一、三〇
35	小説航空部隊	筑紫　二郎	東京市小石川区小日向台町一の四一 潮文閣	一五、九、二〇
36	一九三五、六年の嵐を前に狂彈何をか撃つ	後藤　蒼洋	東京市神田区神保町一の三九 精文館	九、九、二五
37	義勇と滿洲	小谷部全一郎	東京市麹町区下六番町四八 厚生閣書店	一〇、三、一二
38	我日本の教育と滿蒙	岡本　正一	東京市麹町区下六番町四八 厚生閣書店	七、二、一八
39	神々のいぶき	橋井　佐吉	東京市京橋区京橋二の一 青山書院	三版一九、四、二〇
40	張鼓峰	赤石沢邦彦	東京市神田区神保町三の二一 興亜書房	初一八、七、一一 一六、九、一二
41	日本の生命	故渥美　勝	東京市豊島区高田本町一の三八 教育之日本社	増訂一〇、一一、三 初八、二一、四
42	赤色アジアか防共アジアか	中保　與作	東京市麹町区内幸町二の三 ダイヤモンド社	一二、一〇、一八
43	フイリッピンの研究人・文化の歴史	佐藤　秀男	東京市神田区小川町一の七 清水書房	一六、六、五
44	大東亜戦争私感	武者小路実篤	東京市日本橋区通三の一 河出書房	一七、五、二〇
45	日本文化の再建	沢田　牛麿	東京市神田区中猿楽町一七 日東書院	七、一〇、二〇
46	天翔ける学徒	北村　小松	東京市神田区鍛冶町二の一一 輝文堂書房	一九、五、二〇
47	教訓漫談　軍隊風景	浅井　壽平	東京市麹町区飯田町六の二一 文武書院	六、一二、一〇
48	滿洲事変と新國家	佐藤　清勝	東京市日本橋区吳服橋二の五 春秋社	七、一二、一〇
49	日本國民の書	増田　栄	東京市本郷区動坂町三二七 春潮社	一三、四、一
50	戦塵の香	岡上　芳次	東京市四谷区本村町四 吉田書房	一三、一〇、二五
51	帝國憲法を護れ	横井蓬三郎	名古屋市中区七本松町一丁目 天仰塾	一〇、六、一〇
52	支那をどうするか	菅　勇	東京市牛込区若松町一〇二 富士書房	一四、八、二〇
53	経済封鎖、武力干渉怖るに足らず	東編清次郎	東京市本郷区駒込上富士前一〇九 先進社	七、三、一
54	日本精神の哲学的解釈	高瑞　須治	東京市本郷区森川町 第一書房	一二、二、二〇
55	日本民族精神	松尾小三郎	東京市京橋区銀座五の三 帝國経済連盟 戦争文化研究所	一〇、一〇、一〇
56	東洋戦史太平洋防衛史(1)	仲小路　彰		一八、九、三〇
57	全体主義と教育	大日本学術協会右代表者 尾子　静	東京市小石川区竹早町三五 モナス	一三、八、三〇
58	戦争本質論	加田　哲二	東京市芝区三田二の一 陽應出版社	三版一九、一、二〇
59	日本精神の実現	池田　直孝	東京市目黒区中目黒二の五八二 章華社	初一七、一二、二〇
60	少年愛國詩集	西條　八十	東京市小石川区晉羽町三の一九 大日本雄弁会講談社	一〇、一、一〇
61	支那事変と列國の論調	姫野　健一編	東京市麹町区富士見町二の一〇 日支問題研究会	一三、五、一四
				一二、九、二〇

◉彰状授与　内閣総理大臣は本月二十六日名古屋鉄道局浜松工機部に対し左のとおり彰状を授与した。

彰状

名古屋鉄道局浜松工機部

右は、戦災のため、工場の施設のほとんど全部を失つたが、すみやかにその復旧を図り、作業の能率はかえつて戦前をしのぐようになつた。これは、従事員一同が、国家の実情を認識し、強い責任感と盛んな勤労意欲とをもつて、職務をなしとげた結果であつて、鉄道事業の再建と施設の整備を通じて、国家の再建に寄与する功績はまことに大きく、他の模範とすべきものである。よつて彰状を授与してこれを表彰する。

昭和二十二年七月二十六日

内閣総理大臣　片山　哲

○産業

◉日本規格　さきに工業標準調査会の調査審議を経て左記の規格がそれぞれ制定または廃止された。（昭和二十二年六月二十一日特許標準局）

日本機械規格　ストレートシャンクネジレ錐　機械四三〇一
〃　ゼルリーマ　〃四四〇六
〃　ゼルリーマ用ストレートシャン　〃四四〇七
〃　ゼルリーマ用アーバ
〃　モールステーパ　〃四四〇八
〃　シャンクアーバ
〃　ブリッジリーマ　〃四四〇九
以上制定
日本標準規格第一六一号　ゼルリーマ用アーバ
臨時日本標準規格第四〇五号　〃リーマ
〃第五八七号　ストレートシャンク捩錐
以上廃止
（内容省略）
（備考）
一、ストレートシャンクネジレ錐（機械四三〇一）は臨時日本標準規格第五八七号ストレートシャンク捩錐を原案として内容を殆んど無修正のまま作成された。
二、ゼルリーマ（機械四四〇六）は、臨時日本標準規格第四〇五号リーマ中のゼルリーマを原案として審議し、全長および刃長を一部訂正された。
三、ゼルリーマ用ストレートシャンクアーバ（機械四四〇七）、ゼルリーマ用モールステーパシャンクアーバ（機械四四〇八）は日本標準規格第一六一号ゼルリーマ用アーバを原案としてゼルリーマに準じて一部訂正された。
四、ブリッジリーマ（機械四四〇九）は従来の規格をそのまま無訂正の上作成された。

國会

○衆議院

◉傍聴規則　議長は、七月十一日衆議院運営委員会に諮り、次の通り傍聴規則を定めた。

傍聴規則

第一條　傍聴に関しては、衆議院規則第十七章に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二條　紹介席に入る傍聴人は、議員の紹介による傍聴券を、自由席に入る傍聴人は、先着順により交付する一般傍聴券を所持しなければならない。

第三條　傍聴人は、傍聴券にその住所、氏名及び年齢を記入しなければならない。

第四條　傍聴人が入場するときは、傍聴券の点検を受けなければならない。

第五條　傍聴人は、警衛又は警察官吏が身体検査を行うときは、これを受けなければならない。

第六條　児童は、特に許可があつた場合に限り、傍聴席に入ることができる。

第七條　銃器その他危険なものを持つている者、酒気を帯びている者その他取締上必要があると認める者は、傍聴席に入ることができない。

第八條　取締の必要上傍聴人の員数を制限したとき、又は傍聴席に余裕がないときは、傍聴券を所持する者でも入場できないことがある。

第九條　傍聴人は、議場に入ることができない。

第十條　傍聴人が傍聴席にあるときは、左の事項を守らなければならない。

一、異様な服装をしないこと。

二、帽子、外とう、かさ、つえ、かばん、包物等を着用又は携帯しないこと。

三、飲食又は喫煙をしないこと。

四、議場における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をしないこと。

五、静粛を旨とし議事の妨害になるような行為をしないこと。

六、他人に迷惑をかけ又は不体裁な行為をしないこと。

第十一條　傍聴人は、秘密会議を開く議決があつたときは、衛視の指示により速かに退場しなければならない。

第十二條　傍聴人は、衛視から傍聴券の提示を求められたときは、これを拒むことができない。

第十三條　すべて傍聴人は、衛視の指示に従わなければならない。

第十四條　傍聴人がこの規則に違反したときは、傍聴人を退場させられることがある。

第十五條　委員会の傍聴については、この規則第三條乃至第十四條の規定を準用する。

◉議事日程　第十六号
昭和二十二年七月二十五日（金曜日）
午後一時開議
第一　自由討議

廣告

◉工場財團

新潟縣西浦原郡巻町大字東太田五千番地十六氏田松市より同縣同郡同町大字同四千九百六十七番地十、四千九百八十一番地八、五千番地二十三所在の富士瓦斯造所に属する土地、建物並び に機械器具に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告縦覧の日より三十二日以内に当廳に申出られたい。

但し工場財團に属すべきものの目録は当廳に備付てあつて関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年七月二十九日
新潟司法事務局三條出張所

◉鉄道抵当権設定登録

昭和二十二年四月三十日官報第六〇八五号で公告した十和田鉄道株式会社所有の鉄道財團に対し抵当権設定を認可したが、当事者の申請により本年七月十七日第一順位の鉄道抵当権を登録した。

右、鉄道抵当法第三十六條により公告する。

昭和二十二年七月二十九日
運輸省

◉昭和二十一年度電気通信技術者資格検定試験合格者

昭和二十一年度電気通信技術者資格検定試験合格者の合格番号、氏名は、次のとおりである。なお、電気通信技術者資格検定規則により、合格証書は附興しない。但し、合格者で、合格したことの証明を必要とする者は、合格証明申請書を電気通信技術者資格検定委員長に提出して、その証明を受けることができる。

昭和二十二年七月　逓信省

第一級
あ三一前原豊

第二級
い七〇鈴木秀男、い七一高橋鶴太郎、い七二山木茂男

第三級有線
う二一三山崎忠夫、う二一四守山勝美、う二一五古賀芳香

第三級無線
え七一七永田英雄、え七一八春日武、え七一九後藤清一、え七二〇堤坂三千雄、え七二一鉾田公郎、え七二二石塚由繁雄、え七二三井口昌三、え七二四鶴島一郎、え七二五土屋鋼右衛門、え七二六高津戸勇太、え七二七小野清、え七二八池田市三郎、え七二九鈴木浦吉、え七三〇朝倉大八郎、え七三一新野明一郎、え七三二澤田龍太郎、え七三三石田楽彦、え七三四山田治男、え七三五廣瀬栄二、え七三六高瀬正三、え七三七藤井久雄、え七三八内田泰三、え七三九河内俊郎、え七四〇小林駿之、え七四一横木秀徳、え七四二疑崎鶴司、え七四三中嶋保、え七四四小林房雄、え七四五小林民夫、七四六樽見隆、え七四七佐下橋市太郎、え七四八新井昭、え七四九秋山恒夫、え七五〇鷲正義、え七五一菊地芳郎、え七五二板倉正一、え七五三笠原利厚、え七五四三浦毅、え七五五紋谷博、え七五六西野進、え七五七永谷昇、え七五八加藤光昭、え七五九安井潔、え七六〇伊奈博行、え七六一中川理平、え七六二西川吉夫、え七六三早川金蔵、え七六四中川義夫、え七六五下川虎、え七六六前田優、え七六七長谷井若弘、え七六八宮田保次郎、え七六九湯川親治、え七七〇高阪庄平、え七七一堀八郎、え七七二池田一雄、え七七三松浦弘、え七七四熊田正男、え七七五岡中淳夫、え七七六多喜敏男、え七七七上田登嗣、え七七八岡太輝夫、え七七九塚本茂也、え七八〇星野宇一、え七八一金田學、え七八二南謙夫、え七八三松岡道次、え七八四生野敏一、え七八五藤田龍蔵、え七八六山本敏夫、え七八七秋重恒男、え七八八池庄司繁雄、え七八九吉川正人、え七九〇瀬戸口頼二、え七九一大嶋正彦、え七九二道添國雄、え七九三東出草蔵、え七九四雷藤太郎治、え七九五濱辺光二、え七九六山口久蔵、え七九七小田島定志、え七九八石川晃一、え七九九鋼谷秀、え八〇〇田山忠信、え八〇一板谷博孝

第三級有線兼無線
お一八二加藤昭、お一八三朝比奈正明、お一八四島田和夫、お一八五伊藤安和、お一八六木村勝彦、お一八七北垣忠雄、お一八八平野幸雄、お一八九千葉忠男、お一九〇山口新一

◉公示催告

解散公告

当会社は社員総会の決議により昭和二十二年七月十五日解散致候に付き右に対し御異議ある債権者は昭和二十二年九月十五日迄に債権届申出相成度若し右期間内に届申出無き債権は清算より除斥致すべく商法の規定により公告致候也

昭和二十二年七月二十八日
布施市足代一丁目十七番地
合資会社浪花商会
清算人　別所友三郎

◉除権判決

申立人ノ裏示別紙目録ノ通別紙裏示の証券に付申立人の申立によつて公示催告をしたところ昭和二十二年三月二十八日午前九時迄に権利の届出をし、且其の証券を提出するものがないので当裁判所は申立人の申立に基いて前記証券の無効を宣言する。

昭和二十二年三月二十八日
東都区裁判所

（別紙）　目録

大阪市東住吉区鷹合町三一九番地
申立人　丹野伊三郎

大阪市東淀川区十三東ノ町三丁目
五五番地　同　寺田善造
豊中市桜塚一二四六番地　同　元山助市
岡山県御津郡平津村大字梶津四八番地　同　竹原岩太郎
堺市宿院町西三丁二番地　同　河邊作次郎
釣橋市陳訪町五十二番地　同　高荷貞吉
愛知県海部郡八開村大字元赤目七番地村上善十郎方　同　能澤千代子
大阪市阿倍野区北島西一丁目四十三番地　同　市原正兵衛
兵庫県武庫郡魚崎町魚崎三八三番地　同　岸本正清
宇和島市堀端通十番地　同　矢野利子
徳島県板野郡里浦村字坂内　同　井筒善三郎
三重県員弁郡員弁町大字石仏七三〇番地　同　曾根基造
飾磨市御太二九番地　同　山口寅次
兵庫県武庫郡鳴尾村下川添七番地　同　粕谷直作
堺市浜寺諏訪森町東一丁一六六平野武夫方　同　伊藤崇一
香川県仲多度郡家郷村　同　田岡長次郎
芦屋市前田町五番地　同　舟橋頼久
神戸市兵庫区王子町二丁目十三番地　同　新川勝
大阪市北区万歳町一番地　同　[illegible]
京都府乙訓郡向日町大字上植野小字南開八番地ノ二　同　井上[illegible]
岡山県津山市新魚町二五番地入江佐治郎方　同　山口むつ
尼崎市西長洲字西十六　同　小泉猪丸
大阪市北区堂島浜通七四　右代理人弁護士　小林寛
（別紙）　目　録
丹野伊三郎ノ分
一永興産業株式会社株式十株券一枚
但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第〇二六一二〇号

最初名義　丹野伊三郎
最終名義　丹野伊三郎
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
発行日　昭和十四年十一月一日
一永興産業株式会社株式五株券一枚
但シ
株券ノ額面　金二百五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　乙第三一四六号

最初名義　丹野伊三郎
最終名義　丹野伊三郎
発行日　昭和十四年十一月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
寺田善造ノ分
一永興産業株式会社株式一株券二枚
但シ
株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　甲第一一五七四号、甲第一一五七五号

最初名義　寺田善造
最終名義　寺田善造
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
一永興産業株式会社新株式一株券三枚
但シ
株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　い第二三三九号、い第二三四〇号

最初名義　寺田善造
最終名義　寺田善造
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
元山助市ノ分
一永興産業株式会社株式十株券一枚
但シ
株券額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第〇二四六一号

最初名義　元山助市
最終名義　元山助市
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
一永興産業株式会社新株式十株券一枚
但シ
株券額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也

記号、番号　丙第〇二四三八号

最初名義　元山助市
最終株主　元山助市
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
河邊作次郎ノ分
一永興産業株式会社株式十株券十枚
但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号（最初名義）発行日　丙第三〇〇三九号、丙第三〇〇四〇号、丙第三〇〇三九号、田中久之助昭和十六年七月二十五日、丙第一一一七六号、丙第一一一七八号、エッテアーゼングベル丙第一一二七四号、丙第一一二七六号寺岡合資会社、丙第〇七九五一号、丙第〇七九五二号、丙第〇七九五三号財團法人南筑学会大正十五年五月十五日

最終名義　河邊作次郎
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
竹原岩太郎ノ分
一永興産業株式会社新株式十株券五枚
但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号最初名義）は第〇一二七〇号（細田清一）は第〇三〇五〇号（長谷川吉三郎）は第〇六一九六号（岡崎西郎）は第〇一三三〇号（井上鈴蔵）

最終名義　竹原岩太郎
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
高荷貞吉ノ分
一永興産業株式会社株式十株券二枚
但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第三〇二三三号

最初名義　高荷貞吉
最終名義　高荷貞吉
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
一永興産業株式会社株式五株券一枚
但シ株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二百五十円也
記号、番号　丙第三〇二三三号

最初名義　高荷貞吉
最終名義　高荷貞吉
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
記号、番号　乙第三五六二号

最初名義　高荷貞吉
最終名義　高荷貞吉
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
一永興産業株式会社株式一株券三枚
但シ株券ノ額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　自甲第一九三六四号至甲第一九三六六号

最初名義　高荷貞吉
最終名義　高荷貞吉
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
能澤千代子ノ分
一永興産業株式会社株式十株券五枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　自丙第二八九〇八号至丙第二八九一二号

最初名義　大塚重三
最終名義　能澤千代子
発行日　昭和十六年七月二十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
市原正兵衛ノ分
一永興産業株式会社株式十株券三枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　自丙第一八二九九号至丙第一八三〇一号

最初名義　大日本紡績株式会社
最終名義　市原正兵衛
発行日　昭和九年六月二十日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
岸本正清ノ分
一永興産業株式会社新株式十株券五枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号　自は第二〇六三九号至は第二〇六四三号

最初名義　岸本正清
最終名義　岸本正清
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
井筒善三郎ノ分
一永興産業株式会社株式十株券一枚
但シ
株券額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第二四五九八号

最初名義　伊藤忠兵衛
最終名義　井筒善三郎
発行日　昭和十四年十一月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
矢野利子ノ分
一永興産業株式会社株式一株券二枚
但シ
株券額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　甲第〇六九〇〇号、甲第〇六九〇一号

最初名義　津島虎夫
最終名義　矢野利子
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
曾根基造ノ分
一永興産業株式会社新株式十株券五枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号、番号（最初名義）は第〇七五二八号河合たづ、は第一〇九四八号第一徴兵保険株式会社、は第一一一九九号曾根清三郎、は第一八六〇八号秋元花枝、は第二〇七〇〇号岸半蔵

最終名義　曾根基造
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
山口寅次ノ分
一永興産業株式会社株式一株券二枚
但シ
株券額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号、番号　丙第〇五三一五号

最初名義　山口寅次
最終名義　春日弁
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾
粕谷直作ノ分
一永興産業株式会社新株式十株券四枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也

一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号番号　自は第〇八三五五号至は第〇八三五八号
最初名義　粕谷直作
最終名義　粕谷直作
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

伊藤宗一ノ分
一永興産業株式会社新株式五株券一枚
但シ
株券ノ額面　金二千五百円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号番号　に第〇〇三七二号
最初名義　仁壽生命保險株式会社
最終名義　伊藤宗一
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

舟橋頼久ノ分
一永興産業株式会社株式五株券二枚
但シ
株券ノ額面　金二百五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号最初名義発行日　乙第〇二〇二二号森宗作大正十五年五月十五日、乙第〇二五一六号櫻井安太郎昭和八年三月一日
最終株主　舟橋頼久
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

田岡長次郎ノ分
一永興産業株式会社株式十株券三枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号（最初名義）　丙第〇七六五五号（中西勇津）、丙第〇九三三二号（安森周吉）、丙第〇九九四八号（前川善三郎）
最終名義　田岡長太郎
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

寺阪とよ乃ノ分
一永興産業株式会社株式五株券一枚
但シ
株券ノ額面　金二百五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号　乙第〇一六二一号
最初名義　寺阪とよ乃
最終名義　寺阪とよ乃
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

井上龍雄ノ分
一永興産業株式会社株式十株券十五枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号（最初名義）発行日　自丙第三二七三七号至丙第三二七四六号（株式会社山崎種二商店）昭和十六年七月二十五日、自丙第三八二一一九号至丙第三八二二三号（吉田榮吉）昭和十七年九月三十日
最終名義　井上龍雄
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

新川榮ノ分
一永興産業株式会社株式一株券二枚
但シ
株券額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号　甲第一四一五二号、甲第一四一五三号
最初名義　新川榮
最終名義　新川榮
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

一永興産業株式会社株式一株券二枚
但シ
株券額面　金五十円也
一株ノ拂込金額　金二十五円也
記号番号　い第二八九〇号、い第二八九一号
最初名義　新川榮
最終名義　新川榮
発行日　昭和十一年八月一日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

山口なつノ分
一永興産業株式会社株式十株券二枚
但シ
株券額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号　丙第〇二三〇九八号、丙第〇二三一五七号
最初名義　大日本紡績株式会社
最終名義　山口むつ
発行日・昭和九年六月二十日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

小泉徳丸ノ分
一永興産業株式会社株式十株券二枚
但シ
株券ノ額面　金五百円也
一株ノ拂込金額　金五十円也
記号番号　丙第〇一〇六六四号、丙第〇一〇六六五号
最初名義　小泉徳丸
最終名義　小泉徳丸
発行日　大正十五年五月十五日
発行者　日本航空機材株式会社取締役社長菊池文吾

◉行旅死亡人

本籍住所氏名不詳、五十六歳位、男、人相丈五尺四寸位、面長、頭髪丸刈、着衣カーキ詰えり服上下、紺色ラシャズボン、黒編紐、白足袋、メリヤスシャツ、白メリヤスシャツ、ゴムバー

右行旅死亡人として昭和二十年十一月二十四日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、四十二、三歳位、男、人相丈五尺三寸位、面長、頭髪五分刈、着衣カーキ色ビロードジャンパー、白メリヤスシャツ、鼠防色ズボン、黒編紐

右行旅死亡人として昭和二十年十一月二十六日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍京都市東山区今熊野剣宮町六、住所不詳、西川芳太郎、六十六歳男

右行旅死亡人として昭和二十年十一月二十七日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、四十二、三歳位、男、人相丈五尺三寸位、面長、頭髪五分刈、着衣カーキ色ビロードジャンパー、白メリヤスシャツ、鼠防色ズボン、黒編紐

右行旅死亡人として昭和二十年十一月二十七日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、四十七歳位、男、人相丈五尺四寸位、円顔、頭髪丸刈、着衣カーキ色鼠民服上下、黒ラシャズボン

右行旅死亡人として昭和二十年十二月三日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、上田正太郎、三十五歳位、男、人相丈五尺四寸位、やせ型、面長、着衣鼠防色作業衣上下、メリヤスシャツ一枚

以上行旅死亡人として昭和二十年十二月四日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

昭和二十一年五月一日

京都市下京区役所

本籍　大阪市浪速区下寺町四丁目四八番地
旧住所　兵庫縣武庫郡鳴尾村國立鳴尾病院内田名井廣吉二十八歳

人相丈五尺二寸中肉、円顔、長髪その他普通着袋鼠防色詰襟作業衣上下所持金なし。

右の者本年五月七日午後四時頃管内大和田町阪神本線神崎川東岸鉄橋下において溺死に付き火葬せり心当りの者は申しで出られたい。

昭和二十二年　大阪府堺市役所

右行旅死亡人として昭和二十年十一月二十八日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、三十歳位、男、人相丈五尺三四寸、面長、鼻隆、丸刈、着衣淡黒色ジャンパー、黒色ズボン、素足

右行旅死亡人として昭和二十年十二月一日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、五十五才位、男、人相丈五尺三寸位やせ型、頭髪五分刈、着衣黒ラシャジャンパー、鼠防色ズボン、黒脚絆、地下足袋

本籍住所氏名不詳、三十歳位、男、人相丈五尺四寸位、面長、やゝ肥大、頭髪丸刈、色淺黒、着衣軍服多雨外套、地下足袋

以上右行旅死亡人として昭和二十年十二月二日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、四十歳位、女、人相丈五尺、面長、やせ型、長髪、茶色、あばた、桃色腰巻

右行旅死亡人として昭和二十年十二月三日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍住所氏名不詳、上田正太郎、三十五歳位、男、人相丈五尺四寸位、やせ型、面長、着衣鼠防色作業衣上下、メリヤスシャツ一枚

以上行旅死亡人として昭和二十年十二月四日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

昭和二十一年五月一日

京都市下京区役所

本籍住所、氏名不詳推定二十四、五歳位男、丈五尺三寸、中肉、円顔長髪、その他普通着衣茶色弁慶縞服上衣夏袴鼠防色ズック靴白ワイシャツ、所持金百十二円十六銭也

右者本年五月二十八日午前九時頃管内西淀川区出来島町七番地神崎川東岸において溺死に付き火葬せり心当りの者は申し出でられたい。

昭和二十二年六月五日

大阪市西淀川区役所

住所、居所、氏名不詳女二十六歳位円顔長髪丈四尺七、八寸着衣矢ガスリ模様着物赤夏帯白足袋

本年二月二十日堺市浜寺諏訪森海岸に漂着せるを発見仮埋葬せり心当りの者は申し出でよ。

住所、居所、氏名不詳女六十歳位円顔丸刈丈四尺五寸位着衣筒袖黒モンペ白メリヤスシャツ白足袋尼風

右本年三月三十一日堺市大浜海岸に漂着せるを発見仮埋葬せり心当りの者は申し出でよ。

住所、居所、氏名不詳男二十七歳位円顔肥えたる方丈五尺一寸位着衣鼠色オーバ軍服上下編上靴白シャツ上下

右本年三月六日堺市湊井畑山眞弧池にて溺死せるを発見仮埋葬せり心当りの者は申し出でよ。

住所、居所、氏名不詳男五十歳位痩型丈五尺一寸位着衣は黒色ラシャズボン茶色毛糸腰巻

右本年四月二十六日堺市吾妻橋通四丁目三十番地に漂着せるを発見仮埋葬せり心当りの者は申し出でよ。

住所、居所、氏名不詳男二十五歳位丈五尺二寸位着衣軍隊シャツフンドシ（三尺）

右本年五月七日堺市大浜南町二三八番地に漂着せるを発見仮埋葬せり心当りの者は申し出でよ。

住所、居所、氏名不詳女、生後五箇月位丈一尺位着物は赤縞袷一枚

右本年四月二十四日堺市大和川に漂着せるを発見心当りの者は申し出でよ。

昭和二十二年　大阪府堺市役所

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可　◉号外　七月二十八日発行廣告一六頁

定価　一ヶ月十五円　郵税六十銭
廣告料　本会社　一般廣告　八ポイント　一行十七字詰　六円六十銭
八ポイント　一行十四字詰　五円五十銭
実費
発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局　電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　図書課
◉国定規格A4判

官報

法律

特別調達廳法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年八月十三日

内閣總理大臣　片山　哲

法律第九十三号

特別調達廳法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「主務大臣の定める計画」の下に「及び指示」を加える。

第二十條の二　特別調達廳がその業務上なす契約は、会計法第四十六條第二項及び昭和二十一年法律第六十号（政府の契約の特例に関する法律）の規定の適用については、これを政府を当事者とする契約とみなす。

附　則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

内閣總理大臣　片山　哲
外務大臣　芦田　均
内務大臣　木村小左衛門
大蔵大臣　栗栖　赳夫
厚生大臣　一松　定吉
商工大臣　水谷長三郎

省令

大蔵、司法、厚生、農林、商工、運輸省令第五号

◉企業再建整備法施行規則の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月十三日

大蔵大臣　栗栖　赳夫
司法大臣　鈴木　義男
厚生大臣　一松　定吉
農林大臣　平野　力三
商工大臣　永谷長三郎
運輸大臣　苫米地義三

企業再建整備法施行規則の一部を左のように改める。

第七條第一項第十二号の次に左の一号を加える。

十二の二　資本の負担すべき特別損失の額のない特別經理株式會社が未拂込株金の拂込を催告しようとする場合には、左に掲げる事項

イ　株金の拂込の時期、方法及び金額

ロ　株金の拂込を必要とする理由

ハ　株金の拂込により調達する資金の使途

ニ　資金が事業設備の新設、擴張又は改良のために使用せられるものなるときは、これに對する計畫及びその豫算の大要

第八條第一項第十九号の次に左の二号を加える。

十九の二　資本を増加する場合には、資本の増加に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書

十九の三　令第十三條の規定により未拂込株金の拂込を催告する場合を除くの外、未拂込株金の拂込を催告しようとする場合には、株金の拂込に伴ふ事業計畫明細書及び事業收支目論見書

第九條に左の一項を加える。

第一項の公告は、當該特別經理株式會社の本店の店頭に掲示する方法により、これをなさなければならない。この場合においては、當該特別經理株式會社は、當該公告の日附を附し、第三條第一項に記載した事項を支店の店頭に掲示すると共に、株主及び債權者に公告をなした旨を通知しなければならない。

第十條中「及び法第二十一條第二項」を「、法第二十一條第二項及び法第三十五條第三項」に、「整備計畫」を「整備計畫又は新商勘定併合認可申請書」に改める。

第十九條に左の二項を加える。

特別經理株式會社は、第一項の規定による認可を申請したとき又は同項の規定による商勘定及び新勘定の併合の認可があつたときには、遅滯なく、その旨を公告し、且つ當該新商勘定併合認可申請書の寫を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなければならない。

第九條第二項及び第三項の規定は、前項の公告に、これを準用する。

附　則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

告示

◉物價廳告示第四百七十八号

物價統制令第四條の規定によつて、炭化コルク板の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和十六年二月商工省告示第百三十四号（コルク製品（壜栓等）及び支那コルク製品（壜栓等）及び昭和十八年八月商工省告示第八百九号（アペマキコルク製品（壜栓等）及び支那コルク壜栓の最高販賣價格指定の件）は、これを廃止する。

昭和二十二年八月十三日

物價廳長官　和田　博雄

一、統制額表

炭化コルク板（幅及び長さ二尺のもの）

（單位一枚）

厚さ	製造業者販賣價格の統制額	販賣業者販賣價格の統制額
	円	円
三インチ	二八三・〇〇	二一一・三〇
二〃	二〇五・〇〇	二二五・五〇
一・五〃	一八〇・五〇	一九八・五五
一〃	一四一・五〇	一五五・六五

二、販賣條件その他

（一）この表の製造業者販賣價格の統制額は、製造業者の工場庭先渡しで、販賣業者販賣價格の統制額は、販賣業者の店先渡しの統制額である。

（二）この表の統制額は、包装費及び荷造費を含まない。

◉物價廳告示第四百七十九号

物價統制令第四條の規定によつて、銅地金、鉛、亜鉛、硫黄及び硫化鉄鉱の硫黄分の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年五月物價廳告示第二百十号（銅地金、鉛、亜鉛、錫、アンチモン、硫酸銅、亜鉛末、亜砒酸、カドミウム、水銀、セレニウム及び

告示

◉物價廳告示第四百七十八号

物價統制令第四條の規定によつて、炭化コルク板の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和十六年二月商工省告示第百三十四号（コルク製品（壜栓等）及び昭和十八年八月商工省告示第八百九号（アペマキコルク製品（壜栓等）及び支那コルク壜栓の最高販賣價格指定の件）は、これを廃止する。

昭和二十二年八月十三日

物價廳長官　和田　博雄

一、銅、鉛及び亜鉛地金の販賣價格の統制額

イ、銅地金（電氣銅及び上型銅）	一〇〇キログラムにつき	四、九〇〇円
ロ、鉛地金	一〇〇〃	二、三〇〇円
ハ、高度亜鉛地金（電氣亜鉛及び精錬亜鉛）	一〇〇〃	一、八〇〇円
並亜鉛地金（蒸餾亜鉛）	一〇〇〃	一、五〇〇円

この統制額は賣主最寄駅（私鉄及び省營自動車最寄駅を含む）貨車乗渡し又は最寄港本船乗渡し價格とする。

二、精錬塊狀硫黄の販賣價格の統制額

精錬塊狀硫黄　一瓲につき　四、九〇〇円

イ、この統制額は、品位九九、五％以上のものゝ額とする。

ロ、この統制額は、買主の工場又は倉庫最寄駅貨車乗り渡し又は最寄港本船乗り渡し額であつて、荷造材料費及び荷造費を含むものとしばら渡しの場合は、一トンにつき二百円引きする。

ハ、この統制額は、運賃プール額一トンにつき二百円を含む。

ニ、十トン未満を小分賣する場合は賣主店先又は倉庫渡しの額とし、一キログラムにつき五円二十銭とする。

三、硫化鉄鉱、含銅硫化鉄鉱及び硫黄鉱中の硫黄分の販賣價格の統制額

含有硫黄分	鉱石一トン当り統制額
	円
五〇％のもの	一、〇九六・〇〇
四九〃	一、〇六八・〇〇
四八〃	一、〇四〇・〇〇
四七〃	一、〇一一・〇〇
四六〃	九八二・〇〇
四五〃	九五四・〇〇
四四〃	九二六・〇〇
四三〃	八九八・〇〇
四二〃	八六九・〇〇
四一〃	八四一・〇〇
四〇〃	八一三・〇〇
三九〃	七八四・〇〇
三八〃	七五五・〇〇
三七〃	七二五・〇〇
三六〃	六九五・〇〇
三五〃	六六六・〇〇
三四〃	六三六・〇〇
三三〃	六〇五・〇〇
三二〃	五七七・〇〇
三一〃	五五一・〇〇
三〇〃	五二二・〇〇
二九〃	四八六・〇〇

鉱石一トン中の含有硫黄分品位が五一％以上のもの及び二九％未満のものゝ鉱石一トン当りの販賣價格の統制額は、品位一％につき次の金額を乗じて算出した額とする。但し、円未満は切捨てる。

五一％以上のもの	二一一円・九二
二九％未満のもの	一六・七五

イ、含有硫黄分品位に一％未満の端数がある場合は小数第一位において四捨五入する。

ロ、この統制額は、運賃プール額一トンにつき二百五十円を含む。

ハ、含銅硫化鉄鋼の統制額は、銅品位の小数第一位において四捨五入し左記算式によつて算出した額とする。

$$\left(\frac{1\text{トン当りの含銅量}}{\text{吟有硫黄品位}}+1.3858\right)\times\left\{\text{吟有硫黄品位}-(1\%)\right\}\times 1.3858=\text{含銅硫化鉄鋼の統制額}$$

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

ニ、買主の需めにより塊鉱又は切込鉱を五分目篩以下に粉砕して販賣する場合は、粉砕費として、鉱石一トンにつき五十五円を加算することができる。但し、松尾鉱山から産出する鉱石に限り八分目篩以下に粉砕して販賣する場合に適用する。

ホ、この統制額は、買主の工場又は倉庫最寄駅貨車乗り渡し、最寄港本船乗り渡し又は最寄河岸船乗り渡しの額とする。

ヘ、前各号統制額は、価格調整公團より賣戻されたものに限り適用し、価格調整公團より賣戻しを受けないものを販賣する場合は、前各号による統制額より五割引きとする。

ト、価格調整公團の買取價格及び賣戻價格は別に物價廳長官の定めるところによる。

◎大藏省告示第百八十号

昭和二十二年七月大藏省告示第百五十五号（金融機関資金融通準則第一、第三の規定による金融機関の融資限度を定める告示）一乃至四による昭和二十二年八月中の割合を次のように定める。但し已むを得ない事由のある場合において大藏大臣が別に定めたときは、その割合による。

昭和二十二年八月十三日

大藏大臣　栗栖　赳夫

銀行	五割
農林中央金庫	五割
商工組合中央金庫	十割
信託会社	五割
生命保険会社	五割
損害保険会社	五割

◎文部省告示第百三十四号

中学校高等女学校教員検定規程により、次の学科目について、第八十回中学校高等女学校教員試験検定を行う。

受験希望者は、昭和二十二年九月十日までに、右規程第四條により、予備試験を受くべき者は、その受験地の、その他の者は、現住地又は便宜の都道府県知事を経由して、願書を差出すことを要する。

知事は、同年九月二十五日までに右の願書が当省に到着の日取で、これを進達しなければならない。願書が当省に到着してからは、受験地の変更を許さない。

昭和二十二年八月十三日

文部大臣　森戸　辰男

試験施行の学科目

体錬科体操　落能科音楽

備考　講習課に掲載した「予備試験日時及び方法」を参照せよ

◎運信省告示第二百五十九号

次の郵便局分室を下記の日限り廃止した。

昭和二十二年八月十三日

運信大臣　三木　武夫

名称	位置	廃止年月日
松山郵便局郵便課分室	松山市湯渡町	昭和二十一年十一月四日
松山郵便局電信課分室	同土居田町	昭和二十二年一月十一日
松山郵便局電話課分室	同三番町	昭和二十一年十月九日

正誤

七月十五日官報号外物價廳告示第四百号中「アンモニヤ」はいずれも「アンモニア」、同告示中一頁一段五行「（輸入品）の」は「（輸入品）の販賣價格」、同六行「三月」は「二月」、同二段初行「七十八号」は「三十一号」、同段（一）の部五行「硝酸」、同六行「著船価」は「著船価、」のいずれも誤り。同價格表中硫酸アンモニアの窒素成分量の部に「窒素全量二〇・〇％以上」を、肥料用硫酸アンモニア（輸入品）の同部に「窒素全量三〇・〇％以上」をいずれも加える。

総理廳事務官（物價廳）

七月十二日商工、農林官令第四号中八三頁五段二八、木材の部中「梳木」は「坑木」の誤り。

商工事務官

五月三日官報号外け公布政令第二号中一頁三段十四行「進務」は「進退」、同公布政令第十五号中六頁四段十九行「退職に」は「退職等に」、同段終りから三行「決令」は「政令」、同五段終りから七行「又その判決」は「又、その判決」、七頁一段三行「以外で、」は「以外で」、同公布政令第十六号中同頁五段十六行「更新時期」は「期限満了時期」、「市」は「市町」、一二頁二段十三行及び同段終りから六行「にあつては、」は「にあつては」、一二頁五段八行「第百五十五條第二項の部」は「第百五十五條第二項の市」、同九行「は当該」は「は、当該」、一四頁五段九行「ついては」は「ついては、」、同二十一行「とあるのは」は「とあるのは、」のいずれも誤植。

叙任及辭令

◎昭和二十二年七月二十三日

通信事務官　小林　養吉

二級に叙する

◎昭和二十二年八月五日

（各通）

大藏官房総務課事務官　鬼頭　正之

商工事務官　佐藤　篤輔

同　小山　雄二

同　守屋　明男

同　伊崎　孝人

同　大貫　喜一

同　佐竹　清水　慎三

同　千葉　大千

同　山本　正人

同　吉田　敬助

同　鷲頭　喜里

総理廳事務官　今枝　信雄

内務事務官兼内務事務官に任命する

総理廳事務官に任命する

二級に叙する

（各通）

商工事務官　矢野　正直

同　蓑宮　賢藏

総理廳事務官に兼ねて任命する

二級に叙する

（各通）

商工技官　加藤　幸雄

同　前田　義雄

同　岡埜　貞

同　中岡　二郎

同　後藤　憲章

総理廳技官に任命する

二級に叙する

（各通）

総理廳事務官　安方　四郎

経済安定本部経済査察官に任命する

二級に叙する

（各通）

運輸事務官　西田　宇治郎

同　佐川　恒三郎

運輸事務官に任命する

二級に叙する

（各通）

地方教官　小峰　友雄

地方教官に任命する

二級に叙する

（各通）

文部教官　田島　外男

同　大河　良一

会計検査院事務官に任命する

二級に叙する

（各通）

同　石井　恵

同　菅澤　虎彦

同　渡邊　清

同　儀間　誠次郎

同　佐藤　正

同　柏村　須賀

同　三宅　可

同　藤夫　三郎

同　大和田　慶一

同　秋山　馨

同　阿部　誠

同　須賀　可

同　坂谷　航二

同　石原　義之

同　藤原　防

同　小尊　繁一

同　高橋　利雄

同　黒田　吉一

同　中尾　初郎

同　伊藤　芳明

同　梶谷　正信

同　中祖　常雄

同　駿田　仁市

同　中島　鼎臣

同　室崎　光義

同　佐藤　菊野

同　本多　勝逸

同　三島　綱生

同　吉川　市三郎

同　山根　恒一郎

同　祝部　得壽

同　古川　泰正

同　尾崎　文昭

同　藤井　敏次郎

同　田中　義雄

同　野津　茂

（各通）

二級官を以て待遇する（七月二十日総理廳）

特定郵便局長　鬼武　一郎

総理廳技官　前田　義雄

十三号俸を給する

戦災復興院建築局住宅課勤務を命ずる

総理廳事務官　佐藤　篤輔

十九号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

同　鍋德　正之

十八号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

（各通）

同　榎原　智達

同　田原　大千

十七号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

（各通）

同　今枝　信雄

同　佐伯　喜一

同　清水　慎三

十六号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

（各通）

同　伊崎　幸人

同　山本　正人

十五号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

同　大貫　廉

十三号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

（各通）

同　川崎　正矣

同　千葉　滋

十号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

同　宇山　厚

総理廳技官　加藤　幸雄

経済安定本部部員を兼ねて命ずる

二十二号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

同　中岡　二郎

十三号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

同　岡埜　眞

十号俸を給する

経済安定本部部員を命ずる

（各通）

経済安定本部部員を命ずる

井上　彰二

大倉　旭

松尾　均

吉田　雄三

経済安定本部総裁官房企画課勤務を命ずる

経済安定本部部員　清水　慎三

（各通）

同　榎原　智達

同　岡埜　眞

経済安定本部総裁官房調査課勤務を命ずる

（各通）

同　宇山　厚

同　山本　正人

経済安定本部総裁官房連絡部勤務を命ずる

同　佐竹　喜一

経済安定本部生産局需給課勤務を命ずる

同　加藤　幸雄

経済安定本部生産局化学第二課長を命ずる

同　井上　彰二

経済安定本部生産局化学第二課勤務を命ずる

（各通）

同　今枝　信雄

同　大倉　旭

同　中岡　二郎

経済安定本部建設局計画課勤務を命ずる

同　鍋德　正之

経済安定本部財政金融局資金課勤務を命ずる

同　大貫　廉

経済安定本部貿易局輸出課勤務を命ずる

同　吉田　雄三

経済安定本部物價局價格政策課勤務を命ずる

（各通）

同　田原　大千

同　千葉　滋

同　松尾　均

経済安定本部労働局労政課勤務を命ずる

同　川崎　正矣

経済安定本部生活物資局家庭燃料課勤務を命ずる

同　佐藤　篤輔

経済安定局調整部割当審査課長を命ずる

経済安定本部経済査察官　安方　四郎

二十号俸を給する

経済安定本部監査局監査第一課勤務を命ずる

統計委員会事務局総務課長を命ずる　総理廳事務官　山中四郎
統計委員会事務局審査課長を命ずる　同　内藤勝
二十号俸を給する　総理廳技官　後藤憲章
統計委員会事務局動務を命ずる　総理廳事務官　小山雄二
二十二号俸を給する
公正取引委員会事務局総務部総務課長を命ずる　同　守屋明男
二十号俸を給する
公正取引委員会事務局商事部会社課長を命ずる　同　下岡忠一
高等試驗臨時委員を命ずる
一級官を以て待遇する　山本米治
高等試驗臨時委員を免ずる　田宮猛雄
（各通）　草間良男
　　羅田邦三
教育制新委員会臨時委員を命ずる　栗栖赳夫
願に依り國土計画審議会臨時委員を免ずる
商工事務官　中村辰五郎
官吏分限令第十一條第一項第四号に依り休職を命ずる
運輸事務官　佐藤雄三郎
同　佐藤三右エ門
同　佐藤繁雄
同　平間總太郎
同　飯田三郎
同　賀川信作
同　内田重太郎
（各通）　以上六月五日
願に依り本官を免ずる（以上六月五日同）
十九号俸下賜（二十一年七月二十八日内務省）　地方技官　清水雄太郎
皇宮護衛官　佐野政七
十七号俸を給する
警視廳動務を命ずる
警視廳皇宮警視に補する　同　岩下貞男
十四号俸を給する
警視廳動務を命ずる
警視廳皇宮警視に補する　地方事務官　藤田休次郎
十八号俸を給する
福岡縣警務を命ずる
福岡縣警視に補する　内務技官　高橋治助
十八号俸を給する

十三号俸を給する（以上六月一日同）　地方事務官　山下金藏
大臣官房兼務を命ずる　内務事務官　白岩晃
大臣官房兼務を免ずる　同　柴田護
二十四号俸を給する　内務技官　杉戸清
十八号俸を給する（以上六月四日同）　内務大臣秘書官　古瀬籍
二十六号俸を給する（六月六日同）　内務技官　矢賀部猶介
内務省警保局長に補する　内務事務官　久山秀雄
内務省調査局長事務取扱を命ずる　内務大臣　鈴木幹雄
二十八号俸を給する　同　齋藤昇
（各通）　警視總監　鈴木幹雄
二十七号俸を給する　同　門叶宗雄
二十六号俸を給する（以上六月九日同）　内務事務官　田中樞一
地方局動務を命ずる　同　堀家嘉郎
（各通）　同　大津留温
十二号俸を給する　同　久保卓也
調査局動務を命ずる
内務大臣秘書官事務取扱を命ずる（以上六月十日同）　同　白岩晃
二十号俸を給する　同　村井順
警保局動務を命ずる（六月十二日同）
十四号俸を給する　同　矢野道
國土局動務を命ずる　内務技官　三浦源三郎
十八号俸を給する
靜岡縣駐在を命ずる　地方事務官　酒井正從
二十一号俸を給する
長崎縣動務を命ずる　同　鶴來時雄
十四号俸を給する
栃木縣動務を命ずる　同　和田柳平
十三号俸を給する
長野縣動務を命ずる
長野縣警視に補する

十四号俸を給する　同　犬山巌
福岡縣動務を命ずる
福岡縣警視に補する　同　德永延太郎
（各通）　同　龍二郎
十三号俸を給する
福岡縣動務を命ずる
福岡縣警視に補する　同　村谷一夫
十四号俸を給する
大分縣動務を命ずる　地方技官　岸野猛
岐阜縣動務を命ずる　地方事務官　淵上積
二十一号俸を給する　同　島川繁雄
十六号俸を給する（以上六月十四日同）　内務事務官　坂井時忠
二十号俸を給する
警保局動務を命ずる　地方事務官　齋藤繁藏
十二号俸を給する
栃木縣動務を命ずる　同　和氣壯
栃木縣警視に補する　同　瀧島新三郎
十一号俸を給する
栃木縣動務を命ずる
栃木縣警視に補する　同　伊藤伊行
十号俸を給する
栃木縣動務を命ずる
栃木縣警視に補する　同　島田正允
二十一号俸を給する
愛知縣動務を命ずる　同　古川寿芳
十六号俸を給する
靜岡縣動務を命ずる　内務技官　國部蕃
二十五号俸を給する　地方事務官　角田平四郎
十七号俸を給する　同　松本市雄
十五号俸を給する（以上六月十八日同）　内務事務官　岩澤忠恭
國土局砂防課長事務取扱を命ずる（六月二十日同）　内務教官　岡田鎮市
十五号俸を給する
廣島地方警察学校動務を命ずる　地方事務官　木村忠義
（各通）　同　加茂高知治
　　同　猪瀬健藏

十六号俸を給する　同　古川寿芳
警視廳動務を命ずる
警視廳警視に補する　同　鈴木定平
（各通）　同　黒田兵吾
十五号俸を給する
警視廳動務を命ずる
警視廳警視に補する　同　井田忠一
十二号俸を給する
長崎縣動務を命ずる
長崎縣警視に補する　同　大浦傳
（各通）　同　西山四十四
十号俸を給する
長崎縣動務を命ずる
長崎縣警視に補する　同　池田重親
十一号俸を給する
福井縣動務を命ずる　同　篠原清
十四号俸を給する
香川縣動務を命ずる
香川縣警視に補する　同　小林美夫
二十二号俸を給する　同　渡邊寅三
二十号俸を給する　同　内田貞雄
十九号俸を給する　同　山口信衛
十七号俸を給する　同　芹田龜吉
（各通）　同　松浦松三郎
十六号俸を給する
十五号俸を給する（以上六月二十三日同）　東用吉
富山縣立富山商業学校長に補する（六月二十一日文部省）　地方教官　白旗次郎
高知師範学校教授に補する　文部教官　川崎繁吾郎
米子医学専門学校附属医院長に補する　下田光造
米子医学専門学校附属医院長事務取扱を免ずる（以上六月十三日同）　西島義一
（各通）　同　後藤源太郎
福岡縣立商等学校教授に補する　同　安河内隆
福岡第一師範学校教授に補する　同　中川いと
靜岡第一師範学校男子部予科主事を命ずる　同　松岡圭三郎

靜岡第一師範学校男子部予科主事を免ずる　同　平木秀夫
大阪市立福島高等女学校長に補する　地方教官　宮井嘉一郎
（以上六月三十日同）　文部事務官　久保田藤麿
文部統計協議会委員を命ずる　文部教官　兒玉信太郎
二十八号俸を給する（以上七月四日同）　同　馬杉七郎
二十号俸を給する
滋賀師範学校教授に補する　地方教官　根本通志
秋田縣能代農業学校長に補する（以上七月十日同）　文部事務官　本山銀次
佐賀師範学校動務を命ずる　地方教官　柳直一郎
埼玉縣立秩父山中学校長に補する　同　山岸諒三
埼玉縣立不動岡中学校長に補する　同　山本洋一
埼玉縣立熊谷中学校長に補する　同　日新義虎
埼玉縣立川越中学校長に補する　同　阿武實
埼玉縣浦和市立中学校長に補する　同　高山忠太郎
埼玉縣立粕壁中学校長に補する　同　石井潔
埼玉縣立熊谷中学校長を免する　同　福森治
埼玉縣立川越中学校長を免する　同　馬淵友太郎
埼玉縣立浦和第一高等女学校長を免する　同　橋本物右衛門
埼玉縣立飯能高等女学校長を免する　同　池上光男
埼玉縣立越ヶ谷高等女学校長に補する　同　荒井實
埼玉縣立浦和第一高等女学校長に補する　同　淺野光良
埼玉縣立秩父山高等女学校長に補する　同　井上智眞
埼玉縣立飯能高等女学校長に補する　同　中野玉郎
埼玉縣立川越高等女学校長に補する　同　寺島天海
埼玉縣立鴻巣高等女学校長に補する　同　林達也
埼玉縣立秩父高等女学校長に補する
（以上七月十一日同）

彙 報

○勅令関係事項

Matters Concerning the Imperial Ordinance

No. 311 of 1946 (Ref. Official Gazette, July 29, 1947)

Subject: Confiscation of Propaganda Publication-Supplement No. 28

To: Central Liaison Office, Imperial Japanese Government (Attn: Mr. Toru Furuya, Chief of Police Section, Political Division, Central Liaison Office)

1. Reference:
   a. Memorandum AG311.7 (17 Mar 46) CI (SCAPIN-824), subject as above.
   b. Memorandum AG 311.7 (27 Mar 46) CIS (SCAPIN-343), subject as above-Supplement No. 1.

July 15, 1947

1. NIHONKAI DAIKAISEN TO HAWAII MALAY OKI KAISEN (The Battle of Japan Sea, of Hawaii and Off the Coast of Malay) by Jumyo Matsuo. Published by Chosei-do, 2, 2-chome, Kaji-cho, Kanda-ku, Tokyo; 27 May 1942.

2. KYOKUTO NO SHIKAN TO KEIRIN (Historical View and Rule of the Far East) by Ninihiko Hitaka. Published by Senshinsha, 109, Kamifujimae-cho, Komagome Hongo-ku, Tokyo; 28 December 1931.

3. TATAKAI WA KOREKARA DA (War is At Its Start) by Chuon Sakurai. Published by Shincho-sha, Yarai-cho, Ushigome-ku, Tokyo; 13 October 1931.

4. CHINTAI NIPPON NO KOSEI (Regeneration of Japan in Stagnancy) by Seizo Nakano. Published by Chigura Shobo, c/o Daiichi-sogo Building, Kyobashi, Kyobashi-ku, Tokyo; 1 August 1931.

5. SHIN NO NIHONSEISHIN (The True Japanese Spirit) by Itta Kishi. Published by Toseido, 3616, 3-chome, Mejiro-machi, Toshima-ku, Tokyo; 5 May 1934.

6. WAKIZAKA BUTAI (The Wakizaka Unit) by Masao Nakayama. Published by Rikugun Gaho-sha, 4, 8-chome, Kobiki-cho, Kyobashi-ku, Tokyo; 1 January 1939.

7. NIHON SE'SHIN TOWA NAN ZOYA? (What is the Japanese Spirit?) by Kanichi Umemoto. Published by Kaitsusha, 1-3, Kobinatadai-machi, Koishikawa-ku, Tokyo; 8 July 1935.

8. SOKOKU O IKANISHITE MAMORUBEKIKA—SEKAI KIKI TO KOKUSAI SAKUSEN (How to Defend Our Fatherland?—World Crisis and International Operation) by Rentaro Takita. Published by Shimizuen Shuppambu, 3, Yoriai-cho, Takasaki City, Gumma Prefecture; 30 June 1940.

9. NISSHOKI H'RUGAERU AGO CHICHUKAI (Japanese Flag Fluttering on Asia-Australian Sea) by Yomiuri Press (compiled by). Published by Hokokusha, 53, Suido-cho, Kobinata, Koishikawa-ku, Tokyo; 1 January 1942.

10. KAMNAGARA NO MICHI NI TSUCHIKAU KOAKENSETSU NO KYO'KU (Education For the Construction of Asia Following Shintoism) by Tsuguo Shibui. Published by Shinseikaku, 940-2, Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo; 20 June 1939.

11. BUNTAI-CHO NO SHUKI (Note of a Squad-Commander) by Hiroshi Muneda. Published by Shinshosetsu Sha, 4-1, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 25 November 1939.

12. CONIN NO SEKKO HEI (Five Reconnoitering Soldiers) by Tomotaka Tasaka. Published by Modan Nihon Sha, c/o Osaka Building, Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 19 September 1938.

13. DAITOA SENKI, WAGA SHOHEI WA KAKU TATAKAERI (Our Soldiers Fought Like This-A Record of the Great Asia War) by Mataichi Matsumura. Published by Onizawa Shoten, 1098, 2-chome, Ikebukuro, Toshima-ku, Tokyo; 10 May 1942.

14. NICHIRO SENJIN NIKUDAN UMIYUKABA (Human Bullet: If Taking Part in the Sea Battle) by Shitsuki Harada. Published by Sansui Sha, 4, 1-chome, Kakigara-cho, Nihombashi-ku, Tokyo; 1 May 1928.

15. OZORA NI TOBU (Flying Up in the Sky) by Kaneko Kitamura. Published by Kaizensha, 2, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 15 October 1931.

16. SHIN NIPPON NO TEMBO (Outlook of New Japan) by Miyoji Ikeda. Published by Kokumin-Kyoiku-Kai, No. 31, Masago-machi, Hongo-ku, Tokyo; 15 August 1936.

17. KOKUTAI MEICHO TO NIHONKYOIKU NO SHIMEI (The Clarification of the National Polity and the Mission of the National Education) by Naotaka Ikeda. Published by Keibunsha, 21-2, Moto-machi, Hongo-ku, Tokyo; 7 October 1936.

18. SENKEN TAI (The Vanguard) by Naoshi Tokunaga. Published by Kaizo-sha, 12-7, Shimbashi, Shiba-ku, Tokyo; 20 March 1939.

19. HATTEN NIHON NO MOKUHYO (Objective of Expanding Japan) by Tatsuo Kawai. Published by Chuo Koron Sha, 588, Marunouchi Bldg., 2-chome, Marunouchi, Kojimachi-ku, Tokyo; 25 February 1928.

20. KOA NO SENKU (The Pioneers of the Development of Asia) by Hajime Irei. Published by Ikubun Sha, 5, 1-chome, Ginza, Kyobashi-ku, Tokyo; 1 June 1929.

21. KAIGUN BAKUGEKITAI (Naval Bomber Corps) by Komatsu Kitamura. Published by Koa Nihon Sha, 2-1, 2-chome, Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 15 March 1940.

22. RYOGAN USHINAITE (The Loss of the Sight of Both Eyes) by blind Lt. Yasushi Suzuki. Published by Bunyudo Shoten, 25, 5-chome, Bingo-cho, Higashi-ku, Osaka, and (Tokyo Branch), 6, 3-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 18 February 1942.

23. DOITSU DAMASHII (The German Spirit) by Rudolf Hoffmann (translated by Eitaro Ito). Published by Nihon Koron Sha, c/o Kyoiku Kaikan, Hitotsubashi, Kanda-ku, Tokyo; 25 July 1940.

24. TAIGEN KORYAKU SENKI YAMA WO NUKU (A History of Campaign for the Reduction of Tai-yuan Mountains Penetrated) by Hiroo Tawarada. Published by Suehiro Shoten 2-chome, Tokiwadori, Ube City; 30 August 1939.

25. JIN EI NO KAGE (The Shade of Encampment) by Judo Kajiwara. Published by Chosen Mimpo Sha, 2-297, Shinonome-machi, Taikyu City, Korea; 25 October 1940.

26. SHINA JIHEN CHURETSU IKUNROKU MUMEI SENSHI NO CHUSEI (Loyalty of Nameless Warriors), 3rd Volume by Kozuo Sasaki. Published by Kogun Hakkojo, 18, Kimizuka-cho, Shiba-ku, Tokyo; 11 February 1939.

27. NIHON NO SHIN HOKO (Japan's New Course) by Kazuo Kato. Published by Sangabo, 20-3 Tanida-cho, Ushigome-ku, Tokyo; 20 November 1945.

28. KITARUBEKI JIDAI NO TAMENI (For the Coming Age) by Uda Hisahi. Published by Toyoshiso Kenkyujyo, 82, 1-chome, Yushima Tenjin-cho, Hongo-ku, Tokyo; 23 March 1936.

29. TOYO WA CHI NO NIYOI GA SURU (Bloody Smell in the Orient) by Rokuzo Adachi. Published by Isshin-Sha, 14, 1-chome, Misaki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 February 1933.

30. JUDAI JIKYOKU-JIKYOKU SHOSETSU (The Grave Situation, A War Novel) by Lt. Commander Takeshi Nakajima. Published by Gunji Kyoiku Sha, 15, Naka Sarugaku-cho, Kanda-ku, Tokyo; 25 December 1932.

31. KOKUMIN SEISHIN SODOIN NI TSUITE KOKUMIN NI GEKISU (Appeal to the People on the National Spiritual General Mobilization) by Kikaji Oba. Published by Nishodo Shoten, 2, 1-chome, Nishiki-cho, Konda-ku, Tokyo; 22 February 1938.

32. SEIMEISEN NI CHIRU Furoku Ronko Kosho (Death at the Lifeline) appendix: (Distribution of Honours) by Hisao Matsui. Published by Seiko-Sha, 22, Naka-Sarugaku-cho, Kanda-ku, Tokyo; 22 March 1933.

33. AJIYA MINZOKU TATSU (Asia Races Stand Up) by Ryo Nakahira. Published by Toyokenkyukai, c/o, Nakabayashi Bldg., 5, 1-chome, Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 1 October 1932.

34. SEKIGUN SENSHO RYODAN ZEMMETSU-SEKIGUN YORI MITARU NOMONHAN SENTO (A Soviet Brigade Was Annihilated-The Nomonhan Battles viewed from the Side of Soviet Army) by Kunihiko Tomita. Published by Shin Koa Sha, 9, 3-chome, Irifune-cho, Kyobashi-ku, Tokyo; 5 April 1941.

35. KOKUSAI NIPPON NO JIKAKU (Consciousness of International Japan) by Kojiro Sugimori. Published by Riso Sha, Uchisaiwai Bld'g., 5-1 chome, Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo. 27 November 1937.
36. OBEI NO UGOKI TO SHINAJIHEN (Trend of Europe and America, and China Affair) by Sanzo Tsurumi. Published by Okakura Shobo, 4, 1-chome, Kyobashi, Kyobashi-ku, Tokyo. 20 September 1937.
37. TOA ZENKYOKU NO DOYO (Unrest Throughout Asia) by Yosuke Matsuoka. Published by Senshin Sha, 109, Kamifujimae-cho, Komagome, Hongo-ku, Tokyo; 25 September 1931.
38. KOKUMIN DOKUHON CHOKOKU YAMATO-DAMASHII WO SHIKAI NI (The Yamato Soul of Imperial Japan to pervade the Entire World) by Tadao Aiba. Published by Nihon Seishin Koshujo, 45, Kitaya-cho, Shibuya-ku, Tokyo; 25 July 1938.
39. MANSHU MONDAI TO NICHIBEI SHINZEN RON (Manchurian Problem and Discouse on American-Japanese Comity) by Kazutami Ukida. Published by Hokubunkan, 74, Hisakata-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 20 June 1934.
40. KOKUSAKU-MANSHU IMIN (National Policy-Emigration to Manchuria), BUNSON KEIKAKU TO SEINEN GIYUTAI by Uichi Hishinuma and Makoto Kimura. Published by Chuo Joho Sha, 22-2, Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 30 September 1938.
41. NIPPON KOKUNAN DAKAI-SHI (History of the Japanese Breaking Through the Orational Crisis) by Etsuo Niita. Published by Kizen-Sha, 24, Momozono-cho, Nakano-ku, Tokyo. 21 March 1941.
42. NIPPON WA DONARU (What is the Fate of Japan?) by Gunji Okanda. Published by Kokusaku Kyokai, 25, Shirokane-sanko-cho, Shiba-ku, Tokyo; 20 January 1941.
43. SEKAI NI HIRUINAKI TENNO SEIJI (The Emperor-Rule Unparalleled in the World) by Kiyokatsu Sato. Published by Chuseido, 1, 3-chome, Imagawakoji, Kanda-ku, Tokyo 10 November 1930.
44. TAIRIKU KEIEI (The Exploitation of the Continent) by Kenjiro Umazori. Published by Gansindo, 2 Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 10 June 1938, 10 HAN 15 June 1938.
45. SENJO YORI KAERITE (After Returning From the Front) by Hiroshi Ueda Published by Gakuseisha, 3-2 Shibaura, Shiba-ku, Tokyo; 22 July 1940.
46. KODO NIPPON NO SEKAI TOSEI (World Control by Japanese Imperial Rule) by Kikaji Oba. Published by Nishodo Shoten, 16, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 October 1934.
47. TAIRIKU-HIJOSEN (Cordon in the Continent) by Minetaro Yamanaka. Published by Dai Nippon-Yubenkai Kodansha, 48, Komagome Sakashita-machi, Hongo-ku, Tokyo; 3 November 1933.
48. GADARUKANARU-TO KESSENKI "RUNGA GAWA he Lunga River, A Record of a Bloody Battle on Guadalcanal Island) by Katsumi Saito. Published by Masu Shobo, 4, 2-chome, Yuraku-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 5 September 1943.
49. KOKUTAI NO SHINNEN (Belief In the National Polity) by Hanjiro Tominaga. Published by Shokinsha, 52, 5-chome, Koyama-cho, Ebara-ku, Tokyo; 20 April 1942.
50. CHOKOKU SEISHIN (Spirit of the Foundation of the Nation) by Koya Nakamura. Published by Dai Nippon Kyoka Tosho Co., Ltd. 12, Shiba Park, Shiba-ku, Tokyo; 20 November 1941.

◎昭和二十一年勅令第三百十一号に関する件（昨年八月二十三日本欄参照）

昭和二十一年三月十七日

管轄官庁　日本政府
発信者　終戦連絡中央事務局
件名　連合軍最高司令官
右覚書に基き昭和二十二年七月十五日没収されるべき宣伝用出版物として指定されたものは以下の通りである。

宣伝出版物没収指令追補第二八号（一九四七年七月十五日附）

書名	著者	発行所	発行日
1、戦話　日本海大海戦とハワイマレー沖海戦	松尾　樹明	東京市神田区鍛冶町二の二　忠誠堂	昭和一七、五、二七
2、極東の史観と経綸	日高瓊々彦	東京市本郷区駒込上富士前町一〇九　先進社	六、一二、二八
3、戦は是れからだ	櫻井　忠温	東京市牛込区矢来町　新潮社	六、一〇、一三
4、沈潤日本の更正	中野　正剛	東京京橋第一相互館　千倉書房	六、八、一
5、眞の日本精神	岸　一太	東京市豊島区目白町三の三六一六　吐星堂	五版一〇、一、二〇　初版九、五、五
6、脇坂部隊	中山　正男	東京市京橋区木挽町八の四　陸軍画報社	一四、一、一
7、日本精神とは何ぞや	梅本　寛一	東京市小石川区小日向台町三の一　会通社	一〇、七、八
8、祖國を如何にして守るべきか　世界危機と國際作戦	滝田錬太郎	高崎市寄合町三　清水園出版部	一五、六、三〇
9、日章旗繞える亜濠地中海	読売新聞社社会部	東京市小石川町小日向水道町五三　豊國社	一七、一、一
10、神ながらの道に培う興亜建設の教育	澁井　二夫	東京市豊島区池袋二の九四〇　新生閣	一四、六、二〇
11、分隊長の手記	棟田　博	東京市神田区錦町一の四　新小説社	一四、一一、二五
12、五人の斥候兵	田坂　具隆	東京市麹町区内幸町大阪ビルモダン日本社	一三、九、一九
13、大東亜戦記　わが將兵はかく戦えり	松村　又一	東京市豊島区池袋二の一〇九八　鬼沢書店	一七、五、一〇
14、日露戦塵、肉彈海行かば	原田　指月	東京市日本橋区蠣殻町一の四三　水社	三、五、一
15、大空に飛ぶ	北村　敏子	東京市神田区錦町一の二　改善社	六、一〇、一五
16、新日本の展望	池田美代二	東京市本郷区眞砂町三一　國民教育会	一一、八、一五
17、國体明徴と日本教育の使命	池岡　直孝	東京市本郷区元町二の二一　啓文社	二一、一〇、七
18、先遣隊	德永　直	東京市芝区新橋七の一二　改造社	一四、三、二〇
19、発展日本の目標	河相　達夫	東京市麹町区丸の内丸ビル　中央公論社	一三、二、二五
20、興亜の先駆	伊禮　肇	東京市京橋区銀座一の五　郁文社	一四、六、一
21、海軍爆撃隊	北村　小松	東京市麹町区内幸町二の二の一　興亜日本社	一五、三、一八
22、両眼を失うて	鈴木　泰	大阪市東区備后町五の二五　文友堂書店	一七、二、一八
23、ドイツ魂	ルドルフホフマン	東京市神田一ッ橋教育会館　日本公論社	一五、七、二五
24、太原攻略戦記　山を抜く	伊藤鐵太郎訳	宇部市常盤通二丁目　末廣書店	一四、八、三〇
25、陣営の蔭	徒田　寛夫	朝鮮大邱府東の雪町二九七の二　朝鮮民報社	一五、一〇、二五
26、支那事変忠烈偉勲録第三輯無名戦士の忠誠	梶原　重道	東京市芝区君塚町一八　皇軍発行所	一四、二、一一
	佐々木一雄		

27、日本の新方向　加藤一夫　東京市牛込区市ヶ谷田町二の二〇　一五、一一、二〇
28、來る可き時代のために　宇田尚　東京市本郷区湯島天神町一の八二　東洋思想研究所　一、一三、三三
29、東洋は血の臭いがする　足立六藏　東京市神田区三崎町一の一四　心社　八、二、二〇
（第二の世界大戰）
30、時局小說　重大時局　中島武　東京市神田区仲猿樂町一五　軍事教育社　七、一二、二五
31、國民精神總動員に就て　國民に檄す　國民精神總動員指導会　東京市神田区錦町一の二　松堂書店　一三、二、二三
32、生命線に散る　附錄論功行賞　松井壽夫　東京市神田区仲猿樂町二二　政弘社　八、三、二二
33、亞細亞民族起つ　中平亮　東京市麹町区内幸町一の五　中林ビル　東洋研究会　七、一〇、一
34、赤軍カラ見タノモンハン戰鬪赤軍機甲旅團全滅　富田邦彦　東京市京橋区入舟町三の九　新興亞社　一六、四、五
35、國際日本の自覺東亞に先驅する者の義務　杉森孝次郎　東京市麹町区内幸町一の五　内幸ビル　理想社出版部　一二、一一、二七
36、欧米の動きと支那事変　鶴見三三　東京都京橋区京橋一の四　岡倉書房　一二、九、二〇
37、東亞全局の動搖　我が國是と日支關係の現段階　松岡洋右　東京市本郷区駒込富士前町一〇九　先進社　六、九、二五
38、國民読本　肇國大和魂を四海に　相葉忠男　東京市渋谷区北谷町四五　日本精神講習所　二三、七、二三
39、滿洲問題と日米輿論　浮田和民　菱沼右一　木村誠　共著　東京市小石川区久堅町七四　北文館　九、六、二〇
40、國策滿洲移民分村計画と青年義勇隊　仁田越男　東京市麹町区内幸町二の二　中央情報社　一三、九、三〇
41、日本國難打開史　大神田軍治　東京市中野区桃園町二四　紀元社　一六、三、一
42、日本はどうなる　第二輯　佐藤清勝　東京市芝区白金三光町二五　國策協会　一六、一、二〇
43、世界に比類なき天皇政治　馬郡健次郎　東京市神田区今川小路三の一　志誠堂　五、一一、一〇
44、大陸経営　上田廣　東京市芝区芝浦町二の三　学藝社　一五、七、二三
45、戰場より帰りて　大場喜嘉治　東京市麹町区内幸町一の一六　二松堂書店　九、一〇、二〇
46、皇道日本の世界統制　山中峰太郎　東京市本郷区駒込坂下町四八　大日本雄弁会講談社　八、一一、三
47、大陸非常線　斎藤勇美　東京都麹町区有樂町二の四　鏡書房　一八、九、五
48、ガダルカナル島血戰記　宮永半次郎　東京市芝区芝公園一二号地　承謹会　一七、四、二〇
49、國体の信念　中村孝也　東京市芝区芝公園一二号地　大日本教化図書株式会社　一六、一一、二〇
50、肇國精神

國会

○産業

◎日本規格　さきに工業標準調査会の調査審議を経て左記の規格が制定された。（昭和二十二年七月一日特許標準局）

日本規格　綿織物試験方法　維規格八五〇二（内容省略）

○衆議院

◎法律公布奏上及通知　八月八日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律

◎議案提出　八月八日内閣から提出した議案は次の通りである。

昭和二十二年度一般会計予算補正（第一号）

◎参議院議決　八月八日参議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

昭和二十一年法律第十一号（弁護士及び弁護士試補の資格の特例に関する法律）の一部を改正する法律案

◎議案進達書受領　八月八日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

國民貯蓄組合法の一部を改正する法律案

◎選定通知　八月二日本院において両院法規委員会の委員を次の通り選定した旨、大池事務総長より小林参議院事務総長宛通知した。

松永義雄　原彪之助　松澤兼人
菊地豊　佐藤通吉　降旗徳弥
星島二郎　櫻井奎三　高橋英吉
酒井俊雄

◎選定通知書受領　八月八日小林参議院事務総長から小池事務総長宛、参議院は両院法規委員会の委員を次の通り選定した旨の通知書を受領した。

松村眞一郎　高瀬荘太郎　森井新一
中井光次　奥主一郎　齋武雄
新谷寅三郎　西園寺公一

地方行政

◎県会　栃木県において、八月十六日臨時県会を招集する。（栃木県）

廣告

◎自動車交通事業財團

大阪市西区新町通一丁目四十七番地大阪西運送株式会社より同会社に属する建物、自動車並びに機械器具等に対し自動車交通事業財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたい。

但し交通事業財團に属すべきものの目録は当廳に備付てあつて関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年八月十三日

大阪司法事務局

◎工場財團

北海道札幌市北二條西二丁目二十六番地北海道開発株式会社より北海道岩見沢市郁春別川向八百六十一番地北海道開発株式会社岩見沢製陶工場に属する土地、工作物並びに機械器具等に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請ありたるにより右財團に属すべき動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日から三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたし。

但し工場財團に属すべきもの、目録は当廳に備付あるから関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年八月十三日

札幌司法事務局岩見沢出張所

◎第八十回中学校高等女学校教員試験検定予備試験日時及び方法

一、昭和二十二年八月十三日文部省告示第百三十四号により告示された第八十回中学校高等女学校教員試験検定予備試験日時を次のように定める。

月日（曜）	学科目	試験開始時刻
十一月七日（月）	体練科体操	午前九時
同　八日（火）	〔公民ノ大要	午前九時
同　九日（水）	教育ノ大要	午後一時
同　二十日（木）	藝能科音樂	午前九時

二、予備試験の合格者は本年十二月中の官報で発表の予定である。本試験は昭和二十三年一月中に、これを行う見込であるが、その日時は追て公告する。

三、願書締切期限及び試験施行学科目については、文部省告示第百三十四号を参照せよ。

四、受験者は、昭和二十二年十一月十四日より出願学科目試験開始の前日（休日を除く）までに、午前九時より午後四時（土曜日は正午）の間に、願書を経由した地方廳で受験票を受取り試験場等を問合せること。但し東京都経由の出願者は、文部省教員検定委員会でこれをなすこと。

右の受験票を持参しない者は、試験場に入ることができない。

五、前回（第七十八回）施行の試験検定に於いて、予備試験に合格した者で、今回同一学科目を出願した者に対しては、その学科目の予備試験を省き本試験のみを行う。但し「公民ノ大要」「教育ノ大要」の試験を要する者は、前回予備試験の合格者でも、予備試験の際これを受けなければならない。

六、旧規程によつて体操又は音樂につき、成績佳良証明書を授與された者で、今回同一学科目（体練科体操又は藝能科音樂）を出願したときは、予備試験の際「公民ノ大要」「教育ノ大要」の試験を受けなければならない。

七、前回予備試験合格者及び成績佳良証明書を授與されてゐる者は、検定願書の受験資格欄の上方に「第何回

予備試験合格者」又は「何々成績佳良証明書所有者」と朱書し、且つ成績佳良証明書所有者は、その写を添附しなければならない。

八、小学校（國民学校）教員の資格で出願する者は、教員免許状授與証明書を添附すること。但し願書経由地方廳より授與されたものなるときはその写のみでよい。

九、手数料（一学科目毎に十円）は必ず収入印紙を用い、これを願書に貼布すること。

十、出願に関する書式は中学校高等女学校教員検定規程を参照のこと。

昭和二十二年八月
教員検定委員会長　有光　次郎

◎除権判決

熊本市北千反畑町二番地
申立人　前田　長喜

福岡市大濠町十九番地
弁護士右代理人　和智　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一一六号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式百六十二株株券ノ種類、記号及番号　丙第一三三六三二号、丁第三三〇六三〇号、第三三四六号、第五五八六号、第三〇七四七号、甲第一三三一号、第一三三二号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　前田長喜

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月五日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

廣島市南観音町地先三菱鑛社宅
申立人　俵田　秀人

福岡市大濠町十九番地
弁護士右代理人　和田　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一一七号公示催告事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式四十八株株券ノ種類、記号及番号　丙自第三八四二六号至第三八四二九号、乙第二九二四号、甲自第一六四二九号至第一六四三一号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　佐田秀人

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月八日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

鹿児島市山下町一百三十番地
申立人　山元　アキ

福岡市大濠町十九番地
弁護士右代理人　和智　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一一八号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式六十四株株券ノ種類、記号及番号　丙自第六一七一六号至第六一七二一号、甲自第二六一五八号至第二六一六一号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　山元アキ

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月五日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一一九号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式三十六株株券ノ種類、記号及番号　丙自第二七五八二号至第二七五八二九号、甲第一二四一号、乙第二七五八二号、甲自第一二四一号至第一二四一四号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　山縣二郎

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月五日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

鹿児島縣揖宿郡指宿町十二町迫一
申立人　深見　榮子

福岡市大濠町十九番地
弁護士右代理人　和智　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一〇三号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式二十五株株券ノ種類、記号及番号　丙第八一三五九号、丙第八一三六〇号、甲自第三八三四九号至第三八三五三号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　深見榮子

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

岡山縣小田郡小田町六六四九
申立人　定藤伊津子
右代理者　定藤　茂

福岡市大濠町十九番地
弁護士右代理人　和智　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一〇四号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式十株株券ノ種類、記号及番号　丙第一二六六七三号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　定藤伊津子

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

大分縣宇佐郡横山村大字山下四二一
申立人　北　新一

福岡市大濠町十九番地
弁護士右代理人　和智　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一〇五号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式五株株券ノ種類記号及番号　乙第〇七二四六号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　北新一

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

熊本市荒尾町百五十番地
申立人　田中　鶴雄

福岡市大濠町十九番地
弁護士右代理人　和智　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一〇六号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式十株株券ノ種類記号及番号　丙第五六二五七号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　田中鶴雄

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

鶴本市荒尾町一五〇
申立人　田中　トシ

福岡市大濠町十九番地
弁護士　右代理人　和智　昇

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年（ヘ）第一〇七号公示催告申立事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式五株株券ノ種類、記号及番号　乙第四四八九号

一株ノ金額及拂込金額　金五十円全額拂込済

株券発行者　九州配電株式会社

発行年月日　昭和十七年八月一日

株式名義人　田中トシ

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

福岡縣筑手郡西川村八尋七六四
申立人　田代儀四郎

福岡市大濠町十九番地
右代理人弁護士　和智　昂

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年(ヘ)第一〇八号公示催告事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式三十四株
株券ノ種類記号及番号　丙自第九四八六六号至第九四八六八号、甲自第四八〇二七号至第四八〇三〇号
一株ノ金額及拂込金額　金五十円全

九州配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
株式名義人　田代儀四郎

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

福岡縣八幡市槻田八王子一六六六
申立人　田代儀四郎

福岡市大濠町十九番地
右代理人　和智　昂

右申立人ノ申立ニ係ル昭和二十一年(ヘ)第一〇九号公示催告事件ニ付当裁判所ハ判決スルコト左ノ如シ

主文

左記証券ハ無効トス

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式十二株
株券ノ種類記号及番号　丙第三五五〇一号、甲第一五一四〇号、第一五一四一号
一株ノ金額及拂込金額　金五十円全

九州配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
株式名義人　田代儀四郎

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

昭和二十一年(ヘ)第五三号
東京都日本橋区大傳馬町三丁目一
申立人　日本衣料製品統制株式会社

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月八日
大阪区裁判所

(別紙)　目録

証書ノ重要ナル旨趣

一九州配電株式会社株式三十四株
株券ノ種類記号及番号　丙自第九四八六六号、甲自第四八〇二七号至第九四八六八号、甲自第四八〇三〇号
一株ノ金額及拂込金額　金五十円全

九州配電株式会社
発行年月日　昭和十七年八月一日
株式名義人　田代儀四郎

前記申立人ハ右証券ニ付昭和二十一年八月三日公示催告ヲ爲シタル処其ノ催告期日タル昭和二十二年三月十九日午前九時迄ニ右証書ニ付権利ヲ届出及証書ヲ提出スルモノ無キヲ以テ右申立ニ因リ主文ノ如ク宣言ス

昭和二十二年三月十九日
福岡区裁判所

昭和二十一年(ヘ)第三七四号
大阪市住吉区西住之江町三丁目四一二番地
申立人　北野伊兵衛

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日
大阪区裁判所

(別紙)　目録

関西配電株式会社株券十枚
記号番号　自い乙四三三八五号至四三三八九号、自い乙三六三五五号至三六三五七号、自い乙四六〇六八号至四六〇六八号
株券額面　金五千円

昭和二十一年(ヘ)第五三号
東京都日本橋区大傳馬町三丁目一
申立人　日本衣料製品統制株式会社

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月八日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月八日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月八日
大阪区裁判所

(別紙)　目録

満洲線麻三ッ綾一箇也、FT第八九七号満洲線麻三ッ綾一箇也、FT第八九八号満洲線麻三ッ綾一箇也、FT第八九九号満洲線麻三ッ綾一箇也、FU第二〇三号朝鮮大麻三ッ綾五十箇也、FU第三一二号朝鮮大麻三ッ綾四十六箇也

保管場所　大阪市西区北堀江二番町倉庫

発行日　FT第八九七号昭和十八年十二月十一日、FT第八九八号同十八年十二月十四日、FT第八九九号同十九年四月一日、FU第二〇三号同十九年四月一日、FU第三一二号同十九年四月二十七日

発行者　株式会社杉村倉庫
寄託者　日本衣料製品統制株式会社大阪支店中等服課
最後ノ所持人　日本衣料製品統制株式会社

昭和二十一年(ヘ)第三六四号
京都市中京区壬生御所ノ内町三十二番地
申立人　岡源三郎

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がない中立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日
大阪区裁判所

(別紙)　目録

日本窒素肥料株式会社株式五十株券一枚
但シ額面　金二千五百円也
一株ノ金額　金五十円也
但シ一株ノ拂込金額　金二十五円也
発行年月日　昭和十六年五月十日
発行者　日本窒素肥料株式会社取締役社長野口遵
最終株主名義人　板野義正

一株金額　金五十円
一株拂込金額　金五十円
発行年月日　昭和十七年四月一日
四番地及大阪市北区梅ケ枝町百六十四番地九十一番地
大阪市北区曾根崎上一丁目
長田辺隆二
大和工業株式会社株券十枚
記号番号　自い乙第〇五五四三号至〇五五四七号、自ハ乙第三六一七一号至三六一七三号、ハ乙第三六二一〇号
株券額面　金五百円
一株金額　金五十円
一株拂込金額　金五十円
発行年月日　昭和十六年七月一日
発行人　大阪市東区今橋一丁目十五番地大和紡績株式会社取締役社長加藤正人

昭和二十一年(ヘ)第三七二号
千葉縣船橋市二子町四百四十一番地浅田良平方
申立人　板野義正

別紙に記載した証券に付いて当裁判所は公示催告をしたが昭和二十二年四月二十一日午前十時迄に権利の届出と証券の提出をする者がないから申立人の申立に依り昭和二十二年四月二十一日右証券の無効を宣言した。

昭和二十二年四月二十一日
大阪区裁判所

(別紙)　目録

株式会社栗本鉄工所株式旧株式五十株券二枚
但
一株券額面　金二千五百円也
一株ニ付金十円
一拂込金額　金五十円
一記号番号　リ第四二号、リ第一七六九号
一発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
一発行日　昭和十五年三月十日
一最終株主　岡源三郎

株式会社栗本鉄工所株式五十株券三枚
但
一株券額面　金二千五百円
一拂込金額　一株ニ付金十二円五十銭
一記号番号　わ第八〇二号、わ第八〇三号、わ第八〇四号
一発行者　株式会社栗本鉄工所取締役社長栗本勇之助
一発行日　昭和二十年三月十五日
一最終株主　岡源三郎

◉行旅死亡人

本籍大阪市北花区西九條下通一丁目四五番地、住所不定、瑞利雄、三十八歳、男

本籍東京都中野区(以上不詳)、住所不定、山崎圭三、六十三歳、男

以上行旅病人として昭和二十年十二月二十二日七條警察署より引渡を受け救護中の処昭和二十一年二月十八日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

太籍京都市上京区智恵光院出水東入ル金馬町、住所不定、瀬野喜三次、五十歳位、男

本籍住所不詳、大金栄次郎、五十九歳位、男

本籍京都市上京区大宮通丸太町一丁目、住所不定、木村清三、六十歳位、男

本籍下京区珠敷屋町開之町西入天神町住所不定、柴田良吉、四十九歳位、男

以上行旅死亡人として昭和二十一年二月十八日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍兵庫縣赤穂郡尾崎村西町、住所不定、矢上ふさ、四十八歳

右行旅病人として昭和二十一年二月十六日七條警察署より引渡を受け救護中の処同十九日死亡火葬す。心当りの向は申し出られたし。

本籍大津市、住所不定、間宮宗一、二十三歳

本籍住所氏名不詳、四十歳位、男、人相五尺四寸、角顔、髭、色白、丸刈、着衣サージ國防色上着、黒毛糸シャツ、茶メリヤスシャツ、黒しまズボン

本籍住所氏名不詳、五十五歳位、男、人相五尺二・三寸位、色白、やせ型、着衣半てん、紺上衣、コールテン茶ズボン、布靴

以上行旅死亡人として昭和二十一年二月十九日七條警察署より引渡を受け火葬す。心当りの向は申し出られたし。

昭和二十一年五月一日
京都市下京区役所

本籍、住所、氏名不詳推定年齢三十歳以上の男子人相頭部全く腐爛し識別困難五尺二寸位死後凡そ三箇月以上経過胸部にシャツらしき毛糸布片(白又は青)右足首に靴下らしき黒褐色毛糸布片及び腹部白色細紐を帯す。

右本年六月十五日午前九時頃当縣穗地郡都万村大字津戸四番島第万五十米の海上に漂流せる女仮埋葬す。心当りの向は本村役場へ申し出でられ度し。

昭和二十二年六月十六日
島根縣穗地郡都万村役場

定時株主総会延期公告

当社昭和二十二年上半期(自昭和二十一年八月十一日至同二十二年六月三十日)決算は企業再建整備法の規定により新旧勘定併合の日まで延期される事となり、右に関する定時株主総会はその日から三箇月以内に開催致す事となりました従つて八月には定時株主総会は開催致しません。

尚株式名義書換等は引続き御取扱い致します。

昭和二十二年八月一日
東京都中央区日本橋吳服橋三丁目七番地
東洋汽船株式会社
取締役社長　吉原　政智

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

◉号外　八月八日発行廣告八頁●同九日発行廣告八頁

定価　一ヶ月十五円　郵税六十銭
廣告料　本会告　八ポイント　一行十七字詰　三十円
一般廣告　八ポイント　一行十四字詰　二十五円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　図書課

(国定規格A4判)

官報

政令

郵便貯金利率令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十二年九月三日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第百八十七号

郵便貯金利率令の一部を次のように改正する。

第一條中「年二分六厘四毛」を「年二分七厘六毛」に改める。

第三條の表中逓信省所管廳簿（樺太又は南洋群島を表示する記号を附したものを除く。）に登記したものの項を次のように改める。

逓信省所管廳簿（樺太又ハ南洋群島ヲ表示スル記號ヲ附シタルモノヲ除ク）ニ登記シタルモノ	年三分五厘
	年三分三厘五毛
	年三分二厘
	年三分一厘
	年三分

第四條中「年三分」を「年三分一厘二毛」に改める。

附　則

この政令は、昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

昭和二十二年七月三十一日以前に、一定の期間拂戻をせず、且つ分割拂戻をしない條件で一定の金額を預け入れた郵便貯金については、なお従前の例による。

逓信大臣　三木　武夫

内閣総理大臣　片山　哲

訓令

◉文部省訓令第八号

養護教諭養成所創設費並びに経常費補助規程を、左の通り定める。

昭和二十二年九月三日

文部大臣　森戸　辰男

養護教諭養成所創設費並びに経常費補助規程

第一條　本規程において、養護教諭養成所と称するのは、都道府縣において設置した養護教諭の養成施設をいう。

第二條　國庫は、養護教諭養成所の経常費に対して、毎年度予算の定めるところによつて、補助金を支出する。

第三條　前條の國庫補助金は、創設費及び経常費に対し、その三分の一以内を、養護教諭養成所を設置する都道府縣に交付する。

第四條　養護教諭養成所の創設費に対して、國庫補助を受けようとするときは、左の事項を具して、文部大臣に申請しなければならない。

一　名称
二　位置
三　開所年月日
四　生徒定員
五　修業年限
六　入学資格
七　学則
八　敷地の地形、面積、建物の配置並びに附近の情況を記載した図面
九　建築仕様書及び建築物の平面図（施設轉用の場合は、その旨明記すること。）
一〇　創設費歳入歳出予算明細書
一一　経常費歳入歳出予算明細書
一二　都道府縣における小学校及び中学校数
一三　都道府縣における小学校及び中学校の養護教諭数

前項第七号の学則には、生徒定員、修業年限及び入学資格に関する事項、学科課程及び毎週教授時数に関する事項、学年、学期及び休業日に関する事項、課程の修了及び卒業に関する事項、入学、退学及び懲戒に関する事項、寄宿舎に関する事項、その他必要なる事項について、規定しなければならない。

第五條　養護教諭養成所の創設費に対して、國庫補助を受けたときは、同養成所の建物竣工後、收支決算に竣工図面、設備概要を記載した書類を添えて遅滞なく文部大臣に報告しなければならない。

第六條　養護教諭養成所の経常費に対し、國庫補助を受けようとするときは、左の事項を具して文部大臣に申請しなければならない。

一　名称
二　生徒数
三　開所年月日
四　学則
五　職員の氏名、学歴、俸給及び任用年月日
六　経常費歳入歳出予算明細書
七　前年度の経常費收支決算書
八　前年度の卒業者数

第七條　養護教諭養成所の経常費に対し、國庫補助を受けたときは、その年度における、事業成績並びに收支決算を毎年五月末日までに、文部大臣に報告しなければならない。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

告示

◉物價廳告示第五百五十四号

物價統制令第四條の規定によつて、國産写眞機及び部分品の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年八月物價廳告示第四百九十四号（國産写眞機及び同部分品の販賣價格の統制額指定の件）は、これを廢止する。

昭和二十二年九月三日

一、写眞機

物價廳長官　和田　博雄

（單位　一箇）

品名	画幅	口径比	シャッター速度	備考	製造業者販賣價格の統制額	卸賣業者販賣價格の統制額	小賣業者販賣價格の統制額
ミゼット	1.4×1.4	F四.五	B・I		円 五〇〇・〇〇	円 五六〇・〇〇	円 六〇〇・〇〇
マイクロ	1.4×1.4	F四.五	B 1/25～1/100		一、〇六〇・〇〇	一、二八〇・〇〇	一、三〇〇・〇〇
ハーライト	4×4	F六	B1		一、一〇〇・〇〇	一、二六〇・〇〇	一、三四〇・〇〇
パーレット単玉	4×6.5	F八	B 1/25～1/100		一、一〇〇・〇〇	一、二六〇・〇〇	一、三四〇・〇〇
〃六・三	4×6.5	F六・三	〃		一、一〇〇・〇〇	一、二六〇・〇〇	一、三四〇・〇〇
ベビーバルオプター	3×4	F四.五	〃		一、六〇〇・〇〇	一、九五〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
〃ヘキサー	3×4	F四.五	〃		二、〇〇〇・〇〇	二、二〇〇・〇〇	二、四〇〇・〇〇
ミニオンⅢ型	4×5	F三.五	TB1～1/500	自動卷止	五、三〇〇・〇〇	五、六三〇・〇〇	六、四〇〇・〇〇
ダルト重型	3×4	F三.五	TB 1/5～1/250		二、八〇〇・〇〇	二、九五〇・〇〇	三、四〇〇・〇〇
クリーII型	4.5×6	F三.五	TB 1/5～1/150		三、〇八〇・〇〇	三、二三八・〇〇	三、七三〇・〇〇
〃I型	4.5×6	F三.五	TB1～1/200		二、一〇〇・〇〇	二、二六五・〇〇	二、九〇〇・〇〇
セミロット	4.5×6	F三.五	〃		三、四〇〇・〇〇	三、六二〇・〇〇	四、二〇〇・〇〇
セミレオタックス5型	4.5×6	F三.五	〃		三、四〇〇・〇〇	三、六二〇・〇〇	四、二〇〇・〇〇
セミレオタックス7型	4.5×6	F三.五	TB1～1/200	セルフタイマー付	四、六八〇・〇〇	四、六三一・〇〇	五、四〇〇・〇〇
セミゲルトS型	〃	〃	TB1～1/300	自動卷止	三、七二〇・〇〇	三、九五〇・〇〇	四、五四〇・〇〇

セミパールB	〃	F四・五	TB1/10～1/100	三、二〇〇・〇〇	三、三六〇・〇〇	三、四〇〇・〇〇
〃A	〃	〃	〃	三、四〇〇・〇〇	三、四五〇・〇〇	三、四八〇・〇〇
〃BD	〃	〃	〃	四、〇〇〇・〇〇	四、三〇〇・〇〇	四、八〇〇・〇〇
〃AA	〃	〃	TB1/10～1/100	四、三〇〇・〇〇	四、六四〇・〇〇	五、二〇〇・〇〇
〃AD	〃	〃	TB1～1/100	四、六〇〇・〇〇	四、八二〇・〇〇	五、四〇〇・〇〇
〃AD オプター	〃	〃	〃	四、八〇〇・〇〇	五、〇四〇・〇〇	五、六〇〇・〇〇
ワルタックス	〃	F三・五	TB1～1/500	五、一四〇・〇〇	五、四〇〇・〇〇	五、六四〇・〇〇
セミミノルタ	〃	〃	B1～1/500	六、一四〇・〇〇	六、四〇〇・〇〇	六、六四〇・〇〇
〃	〃	〃	TB1～1/200	六、〇四〇・〇〇	六、三六〇・〇〇	六、六四〇・〇〇
オリンパスシ	〃	〃	B1～1/400	五、八〇〇・〇〇	六、一二〇・〇〇	六、四四〇・〇〇
〃 I型	〃	〃	TB1～1/200	五、八四〇・〇〇	六、二四〇・〇〇	六、六四〇・〇〇
〃 II型	〃	〃	B1～1/400	六、〇四〇・〇〇	六、二四〇・〇〇	六、六四〇・〇〇
〃 III型	〃	〃	TB1～1/200	六、〇四〇・〇〇	六、二四〇・〇〇	六、六四〇・〇〇
オートセミクリー	〃	〃	B1～1/400	六、二四〇・〇〇	六、四四〇・〇〇	六、八四〇・〇〇
ペトリ	4.5×6	〃	TB1～1/200	六、二四〇・〇〇	六、四四〇・〇〇	六、八四〇・〇〇
エピラシック	6×6	〃	B1～1/400	六、四四〇・〇〇	六、六四〇・〇〇	七、〇四〇・〇〇
〃	〃	〃	TB1～1/200	六、四四〇・〇〇	六、六四〇・〇〇	七、〇四〇・〇〇
マミヤシック I型	〃	〃	〃	七、六〇〇・〇〇	八、四二〇・〇〇	九、四〇〇・〇〇
〃 II型	〃	〃	B1～1/500	三、八〇〇・〇〇	三、三二〇・〇〇	三、六〇〇・〇〇
クリーフレックス	〃	〃	TB1～1/200	八、三〇〇・〇〇	八、六六〇・〇〇	一〇、二四〇・〇〇
エルモフレックス	〃	〃	〃	九、二五〇・〇〇	一〇、二四〇・〇〇	一〇、五四〇・〇〇
ボビー	2.4×2.4	〃	B1～1/500	七、六〇〇・〇〇	八、四二〇・〇〇	九、四〇〇・〇〇
レオタックス II型	2.4×3.6	〃	B1/20～1/500	三、六〇〇・〇〇	三、六二〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇
レオタックス D型	〃	〃	〃	一四、四五〇・〇〇	一四、四五〇・〇〇	一六、四五〇・〇〇
〃 D型	〃	〃	B1～1/500	一七、一六〇・〇〇	一七、一六〇・〇〇	一〇、四〇〇・〇〇
キヤノン S型	〃	〃	〃	三、〇二〇・〇〇	三、六二〇・〇〇	四、〇〇〇・〇〇
コニカ	〃	〃	T・B・1～1/500	一四、四〇〇・〇〇	一六、四〇〇・〇〇	一六、六〇〇・〇〇

ステキカメラ	1.0×1.4	〃	B1/25～1/100	一、八〇〇・〇〇	一、六二〇・〇〇	二、三四〇・〇〇
ボルテイ	ボルタ判	〃	〃	一、四〇〇・〇〇	一、五四〇・〇〇	一、七六〇・〇〇
ルビックス	1.4×1.4	F二・八	B1/25～1/150	一、八〇〇・〇〇	一、九六〇・〇〇	二、二四〇・〇〇
ゼニックス	1.4×1.4	〃	B1/20～1/200	一、三〇〇・〇〇	一、八二〇・〇〇	二、一〇〇・〇〇
セミダック	4.5×6	F三・五	I	六〇〇・〇〇	六六〇・〇〇	八一〇・〇〇
ニツポン	2.4×3.6	F三・五	B1～1/500	一五、四〇〇・〇〇	一六、二八九・〇〇	一八、八四〇・〇〇

（い）この表の統制額は、物品税十割を含むものとする。

二、写真機部分品

品名	規格	製造業者販賣価格の統制額	卸賣業者販賣価格の統制額	小賣業者販賣価格の統制額
		（単位一箇）		
シヤツター	ラピッドコンパー型#〇〇最高級品	一、二〇〇・〇〇円	二、三六〇・〇〇	三、〇七〇・〇〇
〃	ブロンター型#〇〇及〇〃 セルフタイマー付	八〇〇・〇〇	一、二四〇・〇〇	一〇、五四〇・〇〇
〃	ブロンター型#〇〇及〇〃 セルフタイマー無シ	六四〇・〇〇	八、一二五・〇〇	八、二四〇・〇〇
レンズシヤツター用鏡玉	四枚玉（アクサー型）焦点距離五糎F三・五最高級品	八〇〇・〇〇	五、三一七・〇〇	六、九〇〇・〇〇
〃	〃（ロ）〃〃F四・五〃	四〇〇・〇〇	四、四二九・〇〇	五、七五〇・〇〇
〃	〃（ハ）〃七・五〃F三・五〃	八〇〇・〇〇		
〃	〃（ニ）〃〃F四・五〃	五三〇・〇〇		
〃	三枚玉〃七・五F三・五〃	五三〇・〇〇		
〃	〃〃〃F四・五〃	四〇〇・〇〇		
交換用鏡玉	テツサー型焦点距離五糎F三・五最高級品	二、一三〇・〇〇	二、三六四・〇〇	三、〇七〇・〇〇
〃	ゾナー型〃一三・五糎F四〃	五、七二〇・〇〇	六、二四九・〇〇	八、二四〇・〇〇
〃	ヴマール型〃八糎F二〃	七、三二〇・〇〇	八、一二五・〇〇	一〇、五四〇・〇〇
〃	〃〃五糎F二〃	四、七九〇・〇〇	五、三一七・〇〇	六、九〇〇・〇〇
〃	エルマー型〃八糎F四〃	三、九九〇・〇〇	四、四二九・〇〇	五、七五〇・〇〇

（イ）この表の統制額は、物品税を含まない。

（ロ）この表の中レンズシヤツター用鏡玉の統制額は、枠付、取付料を含み増透処理を含まないものとし、固定鏡玉の場合はこの表の五〇円引とする。

（ハ）この表に掲げる交換用鏡玉とは、鏡玉交換の出來る距離計連動の写真機に用いられるもので絞り、ヘリコイドを持ち増透処理を行つているものとする。

三、（い）製造業者販賣価格の統制額は、荷造包裝費を含む賣主の工場渡し価格とする。

（ろ）卸賣業者販賣価格の統制額は、荷造包裝費を含む賣主の店先渡し価格とする。

（は）小賣業者販賣価格の統制額は、賣主の店先渡し価格とする。

（に）製造業者が特に店舗を設けて直接需要者に販賣する場合は小賣業者販賣価格の統制額によることができるものとする。

（ほ）中古品の価格は、この表の統制額の七割を最高限度とする。

◎大蔵省告示第三百号

昭和二十二年勅令第二百四十号第一条第一項の規定に基づき、昭和二十二年九月三日大蔵大臣の指定する時計の種類を次のように定める。

昭和二十二年九月三日

大蔵大臣　石橋湛山

番号	種別	製造者の氏名又は商標	製造者の住所	販売価格 (円)
一、懸時計				
(1) 一〇型				
一〇型クローム鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一〇型〃 〃 スチール鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一〇型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一〇型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
(2) 一一型				
一一型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一一型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
(3) 九型				
一一型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一一型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
(4) 一八型				
一一型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一一型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一四型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
(5) 一五型				
一七型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
二、置時計(補正切換装置のないもの)				
(1) 一六型				
一六型クローム鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一七型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
三、置時計(補正切換装置のあるもの)				
(1) 一〇型				
一〇型クローム鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一〇型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一〇型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
(2) 一九型				
一一型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一一型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一四型〃 〃 スチンレス鍍ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
一五型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	五八五	七七〇・〇〇	一九九〇・〇〇
四、懸時計(補正切換装置のあるもの)				
(1) 一一型				
一一型クローム鍍ベリス	七石	一〇三三	一一一・〇〇	二〇九〇・〇〇
一一型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	一〇三三	一一一・〇〇	二〇九〇・〇〇
(2) 一一型				
一一型〃 〃 スチンレス鍍研磨ベリス	七石	一〇三三	一一一・〇〇	二〇九〇・〇〇
五、懸時計(補正切換装置のあるもの、中夫秒針)				
(1) 一九型				
一九型クローム鍍ベリス	七石	一一八五	一一四三・〇〇	二九五〇・〇〇
六、懸時計(計長手式)				
一三型八日巻		六四三・〇〇	一一一・〇〇	二四四・〇〇
一三型八日巻		六四三・〇〇	一一一・〇〇	二四四・〇〇
一三型八日巻		六四三・〇〇	一一一・〇〇	二四四・〇〇
一三型八日巻		六四三・〇〇	一一一・〇〇	二四四・〇〇
一四型八日巻(打方なし)		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型八日巻(打方なし)		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型八日巻(打方なし)		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
七、懸時計(計長手式)				
一四型八日巻(打方なし)		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型八日巻(打方なし)		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型八日巻(打方なし)		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型八日巻(打方なし)		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
八、懸時計(今後製造せざるもの)				
一四型八日巻		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型〃 〃		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型〃 〃		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型〃 〃		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
一四型〃 〃		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇
九、目覚時計				
一一型〃		七七八・〇〇	一一八・〇〇	二四四・〇〇

二、数量　建物一棟建坪二十二坪五合、二階坪十二坪

三、所在地　長野縣上水内郡信濃尻村大字野尻字神山四百八十四番三十七号敷地

◉大藏省告示第二百一号

昭和二十二年七月大藏省告示第百四十三号（財産調査委員会調査委員定数表）の一部を次のように改正し、即日施行する。

昭和二十二年九月三日

大藏大臣　栗栖　赳夫

財産調査委員会調査委員定数表中札幌財務局の部瀧川税務署の項の次に次の一項を加える。

石狩深川	六人

同表中同財務局の部紋別税務署の項の次に次の一項を加える。

北見	六人

◉大藏省告示第二百二号

昭和二十一年三月大藏省告示第百二十一號（昭和二十年勅令第六百五十七號第一條ノ二の規定による会社指定の告示）中次の会社を削り、昭和二十二年七月一日から、これを適用する。

昭和二十二年九月三日

大藏大臣　栗栖　赳夫

有限会社志村軽合金研究所

◉大藏省告示第二百三号

昭和二十一年六月大藏省告示第四百七十八号（昭和二十年大藏省令第九十七号第二條ノ三第三号（乙）の規定による指定会社の役員及び役員に準ずる者に対する報酬に関する指定の件）を次のように改める。

昭和二十二年九月三日

大藏大臣　栗栖　赳夫

一　役員（常時当該会社に勤務する者に限る。以下第四項までにおいて同じ。）につき、大藏大臣の許可を受けることを必要としない報酬金額は、毎月定期に支給するもので、その役員総員に対する支給額の合計額が左各号に掲げる金額を超えない金額とする。

（一）報酬支給時における役員の数とつた会社については、当該指定のあつた月とする。以下同じ。）に支給を受けた定期的給與の額の合計額の十分の十一に相当する金額

（二）役員の報酬につき、昭和二十年勅令第六百五十七号第二條の規定に依り許可を受けた金額（許可を受けないで支給し得る金額を含む。以下同じ。）が、前号による各役員の報酬金額の平均額を超えるときは、その超過額を前号の金額に加算した金額

二　前項第一号の従業員の定期的給與の額には、家族手当の額を含まないものとし、又、賞與の月割額については、その他の定期的給與の額の十分の一に相当する額を超えない範囲において、これを含ましめることができるものとする。

三　役員の報酬につき、昭和二十年勅令第六百五十七号第二條の規定により許可を受けた金額が第一項第一号による各役員の報酬金額の平均額を超えるときは、当該役員に対する報酬金額は、許可を受けた金額の十分の十一に相当する額を超えてはならない。

四　役員に対する支給の基準と同一の基準により支給せられる場合には、前三項の規定による報酬金額の外にこれを加算して支給することができるものとする。

五　第一項の報酬金額の合計額の増額は、増額しようとする時以前一年の当該会社の生産数量（生産業に該当しない会社の場合は、運輸業については輸送量、銀行業については預金増加高等これに準ずる数量とする。以下同じ。）を各四半期毎に計算し、直前の四半期の生産数量が、それ以前の三四半期のいづれの期の生産数量をも超える場合に限り、大藏大臣の許可を受けないでこれをなすことができるものとする。この場合において増額は、最初の増額のときにおいては第一項の規定による報酬金額の合計額に対し、十分の二、その後の増額については、前回の増額後の報酬金額の合計額に対し、十分の一を超えない範囲において、株主総会、社員総会又は総社員の定める割合によるものとする。

六　前項の増額にあたつては、その後の一四半期の生産数量が、それ以前の三四半期のいづれの期の生産数量にも満たない場合においては、株主総会、社員総会又は総社員の定めるところにより、これを減額することがあるべき旨の條件を附さなければならない。

七　第一項の役員以外の役員及び役員に準ずる者に対し、役員会又はこれに準ずる会議に出席するごとに、一回に付二千円を超えない報酬金額を支給する場合においては、大藏大臣の許可を要しない。但し一年を通じ四千円を超えてはならない。

八　第一項及び前三項の規定に基づく報酬金額及びその増減額は、株主総会、社員総会又は総社員の承認を経てこれを定めなければならない。

九　指定会社が前項の規定による株主総会、社員総会又は総社員の承認を得ようとする場合においては、その三十日前に大藏大臣及び持株会社整理委員会に対して、その旨通知し、且その通知には、各人別報酬金額及びその計算を明らかにする書類（英文添附）を添付しなければならない。

十　前九項の規定に依る報酬金額は、昭和二十二年五月分からこれを支給することができるものとする。

◉大藏省司法省告示第四号

社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社を次の通り指定する。

昭和二十二年九月三日

大藏大臣　栗栖　赳夫

司法大臣　鈴木　義男

登録機関の名称

株式会社日本興業銀行

社債の名称

名古屋鉄道株式会社第六回無担保社債

東北電化株式会社第六回社債

中部配電株式会社第四回社債

北陸配電株式会社第一回社債

株式会社第　同右

株式会社第　同右

株式会社第　同右

◉運輸省告示第二百三十三号

鉄道局管理部及鉄道局工機部設置ノ件の一部を次のように改正し、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

昭和二十二年九月三日

運輸大臣　苫米地義三

旧	改
高松管理部	高松市
松山管理部	松山市
徳島管理部	徳島市
高知管理部	高知市

予讃本線中高松管理部及貨物支線、高徳本線中高松讃岐相生間、土讃線中多度津讃岐財田間、西讃線、宇野高松間航路、玉野市日比鴨川間通信線路

予讃本線中「宇和島間、内子線、宇和島線、予土北線、南予線、仁方堀江間航路

高徳本線中「讃岐相生」佐古間、浜治屋原線、撫養線、徳島線、土讃線中「讃岐財田」阿波赤野間、阿波線

土讃線中「阿波赤野」土佐久礼間、予土南線、大栃線、窪川線

◉運輸省告示第二百三十四号

昭和二十年六月運輸省告示第五十四号鉄道局出張所設置ノ件は、昭和二十二年八月三十一日限りこれを廃止する。

昭和二十二年九月三日

運輸大臣　苫米地義三

◉運輸省告示第二百三十五号

省営自動車路線名称の一部を次のように改正し、昭和二十二年九月一日から、これを適用する。

昭和二十二年九月三日

運輸大臣　苫米地義三

予土線の項を次のように改める。

予土北線	松山落出間
予土南線	佐川落出間及富士見町西佐川間

◉逓信省告示第二百七十六号

昭和二十二年八月十五日限り、次の郵便局に対する逓信官署官制第十條第一項但書の指定は、これを解除した。

昭和二十二年九月三日

逓信大臣　三木　武夫

名称	位置
森郵便局	北海道渡島國茅部郡森町

◉逓信省告示第二百七十七号

昭和二十二年八月十六日から、次の郵便局を設置し、これを逓信官署官制第十條第一項但書の規定により、特に指定する郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取扱わない。

昭和二十二年九月三日

逓信大臣　三木　武夫

名称	位置
森港郵便局	北海道渡島國茅部郡森町字港町（森局郵便区内）

正誤

八月八日農林省令第六十六号中四五頁二段六行及び同三段六行「許可認可」は「許認可」のいづれも誤り。

農林事務官

叙任及辞令

◉昭和二十二年八月一日

外務書記生　山中　静

外務事務官に任命する

二級に叙する

◉昭和二十二年八月四日

商工技官　岡島　米吉

二級に陞叙する

◉昭和二十二年八月二十九日

高平　威雄

総理廳事務官に任命する

二級に叙する

内務事務官に任命する　寺門　建

二級に叙する

運輸事務官　矢部　正信

大藏事務官に任命する

二級に叙する

検事に任命する　前野　重成

二級に叙する

文部教官に任命する　舟木　重彦

二級に叙する

文部事務官　笠木　二郎

二級に陞叙する

農林事務官に任命する　市橋　嘉文

二級に叙する

（各通局）

順後　外見　紋本　良香　神木　鎌雄　横木　勉

農林技官に任命する

二級に叙する

農林事務官　田畑　重雄　農林技官　南日　義郎

（各通局）同官　千坂　正良　同　服部　輝一　大塚　正一　同　日野　義剛　浅沼清太郎　運輸事務官　石井　一雄　同　小山　藤太　同官　大西　伊助　同　横崎　正行　運輸技官　小谷寅治郎

二級に陞叙する

厚生事務官　勝俣　進
地方事務官に任命する
二級に敍する
地方事務官　高橋　平吉
同　三宅　修一
同　寺井　學
同　宮下　一郎
同　渡邊　政藏
同　坂井喜一郎
同　伊佐早幸吉
同　横塚　政義
同　中田藤次郎
（各通）
二級に進敍する
地方教官に任命する
二級に敍する
地方教官　田中　和雄
同　熊奥　千秋
（各通）同　山田士之夫
同　山口　末春
同　江口　辰次
同　金子　金一
（通信）同　磯　秀夫
同　加藤　敬助
同　細川　武
二級に進敍する

総理廳事務官　小田　繁
二十一号俸を給する
公正取引委員会事務局調査部第一課勤務を命ずる
（各通）同　柏木　一郎
同　倉田　春三
十七号俸を給する
公正取引委員会事務局総務部総務課勤務を命ずる
同　鈴木　德藏
十六号俸を給する
公正取引委員会事務局総務部庶務課勤務を命ずる（以上八月三十日公正取引委員会事務局）
同　木村　有恒
二十号俸を給する
公正取引委員会事務局調査部第二課長を命ずる
同　今村　成和
二十号俸を給する
公正取引委員会事務局調査部第一課勤務を命ずる
同　山本千吉郎
十七号俸を給する
公正取引委員会事務局審査部予審課勤務を命ずる
同　櫻井　達郎
十六号俸を給する
公正取引委員会事務局商事部証券課勤務を命ずる
同　安東　宏喬
十六号俸を給する
公正取引委員会事務局審査部予審課勤務を命ずる（以上九月一日同）
佐分利一武
帝都高速度交通營團理事を命ずる（八月二十八日運輸省、内務省）
通信技官　山崎　義一
二十一号俸を給する
長野通信局在勤を命ずる（五月二十九日通信省）
同　堀本　利雄
二十一号俸を給する（八月五日同）
通信事務官　天正義三郎
二十一号俸を給する
仙台通信局電波観測所長を命ずる

総理廳事務官　高平　國雄
十九号俸を給する
伊豆通信病院事務長を命ずる（以上八月十二日同）
同　立田　藤作
同　松枝　武夫
宇都宮貯金支局長を命ずる
東京通信局兼勤を命ずる
同　矢馬　忠一
廣島貯金支局庶務課長を命ずる（以上八月十五日同）
（各通）通信技官　中島　儀雄
同　中島　源吾
仙台通信局在勤を命ずる
同　伊原　肇興
仙台無線電氣通信工事局長兼務を命ずる
同　内藤　久應
大阪電氣通信工事局在勤を命ずる（以上八月十八日同）
司法事務官兼外務事務官　内藤　頼博
（各通）司法事務官兼判事　岸　盛一
同　關根　小郷
裁判所事務官に任命する
二級に敍する
裁判所事務官　五鬼上堅磐
（各通）同　石田　和外
同　角村　克巳
二十五号俸を給する
最高裁判所勤務を命ずる
（各通）同　内藤　頼博
同　岸　盛一
二十三号俸を給する
最高裁判所勤務を命ずる
同　關根　小郷
二十三号俸を給する
最高裁判所勤務を命ずる
同　樋口　勝
二十二号俸を給する
最高裁判所勤務を命ずる（以上八月三十日最高裁判所）
会計検査院事務総局次長　岡林　清英
二十五号俸を給する

会計検査院事務官　小林　義男
（各通）同　池田　直
同　小峰　保榮
二十三号俸を給する
会計検査院事務総局次長　岡林　清英
検査第一局第一課長事務取扱を命ずる（以上八月三十日会計検査院）

宮廷錄事

◉行幸行啓御日程　天皇陛下は、地方狀況御視察のため、來たる九月四、五、六の三日間に亘り、栃木縣下へ行幸、なお行幸第一日は、皇后陛下も御同列にて行啓、御日程左の通りである。

御日程

九月四日
午前八時　那須御用邸御出門
同　八時三十分　黑磯駅御発車
同　九時三十三分　宇都宮駅御著車
株式会社日本製鋼所宇都宮製作所、宇都宮農林專門學校、栃木縣廳、宇都宮市生徒兒童奉迎場（栃木師範學校男子部）、宇都宮母子寮、宝木寮、國立栃木病院戸祭分室、城山村大谷石材採掘場、鹿沼町民奉迎場（町立北小学校）、帝國繊維株式会社鹿沼工場へ行幸
午後四時　鹿沼駅御発車
同　五時二十四分　黑磯駅御著車
同　五時五十四分　還幸（那須御用邸）

九月五日
午前八時　那須御用邸御出門
同　八時三十分　黑磯駅御発車
同　九時四十八分　石橋駅御著車
干瓢調製共同作業場（石橋町立石橋小学校）、大麻調製共同作業場（國府村農業会）、栃木市民奉迎場（栃木市立第二小学校）、葛生町民奉迎場（町立葛生小学校）、葛生町吉沢石灰工場、佐野市民奉迎場（縣立佐野中学校）、奥沢織物株式会社工場、足利織物工業協同組合、足利市民奉迎場（市立柳原小学校）、秋間繊維工場へ行幸
午後四時　足利駅御発車
同　四時五十八分　小山駅御著車
小山町民奉迎場（小山第一小学校）へ行幸
同　五時十七分　小山駅御発車
同　六時五十五分　黑磯駅御著車
同　七時二十五分　還幸（那須御用邸）

九月六日
午前八時　那須御用邸御出門
同　八時三十分　黑磯駅御発車
同　九時三十三分　宇都宮駅御著車
眞岡町民奉迎場（町立眞岡小学校）、益子窯業指導所、縣立開拓修練農場清原農学寮へ行幸
午後零時三十八分　宇都宮駅御発車
同　一時三十七分　日光駅御著車
古河電氣工業株式会社日光電氣精銅所へ行幸
同　三時三十分　日光駅御発車
同　五時二十四分　黑磯駅御著車
同　五時五十四分　還幸（那須御用邸）

禁 書

○勅令関係

Matters Concerning the Imperial Ordinance
No. 211 of 1946 (Ref. Official Gazette, Aug. 13, 1947)

Subject: Confiscation of Propaganda Publication-Supplement, No. 39

To: Central Liaison Office, Imperial Japanese Government (Attn: Mr. Toru Furuya, Chief of Police Section, Political Division, Central Liaison Office)

1. Reference;
   a. Memorandum AG 311.7 (17 Mar 46) CI (SCAPIN-824), subject as above.
   b. Memorandum AG 311.7 (27 Mar 46) CIS (SCAPIN-843), subject as above-Supplement No. 1.

August 1, 1947

1. RIKU, KAI KU, DAIGEKISEN-SHINGUN NO HATAKAZE (Great-Battles on Land, at Sea, in the Air) (Marching onward with waving Flags) by Takeo Konishi. Published by Genbun-Sha, No. 5, Shimazu-cho, Nishi-ku, Osaka; 10 October 1937.

2. NISSHIN NICHIRO SENSO MONOGATARI—AJIA NO MEISHU NIHON (Tales of the Sino-Japanese & Russo-Japanese Wars—Japan is a leader of the Asia) by Kan Kikuchi. Published by Shin-Nihon-Sha, 5, 7-chome, Ginza-Nishi Kyobashi-ku, Tokyo; 30 October 1937.

3. TEKIZEN SENKO (A Travel Incognito Through the Enemys Position) by Hideo Sekizawa. Published by Kokusai Bunka Jigyo Kyokai, 22, 2-chome, Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 4 June 1940.

4. NIPPON SAIKEN—RON (On the Reconstruction of Japan) by Joichi Yamaji. Published by Chikura Shobo, c/o Daiichi-sogo Building, Kyobashi, Kyobashi-ku, Tokyo; August 20 1932.

5. DAI—ISSEN (The Firing-Front) by Kuzan Yogo. Published by Dai-Nippon Shukoku-kai, (The Association to defend the Country) No. 292, Hatsya-cho, Atsuta-ku, Nagoya City; 25 December 1939.

6. NIPPON KOKUMIN SEISHIN SHIWA (A Historical Tale of the Japanese National Spirit) by Noboru Suzuki. Published by Kumamoto Chireki Kenkyu Kai, c/o Kuro-Kami Primary School, Kurokami-cho, Kumamoto-shi; 20 April 1936.

7. ARROW SENSO TO YENMINEN (Arrow War and Yenminan Palace Incident) by Jin-ichi Yano. Published by Kobundo-Shobo, Surugadai, Kanda, Tokyo; 20 September 1939.

8. SEIRYO NISEN MAIRU—SEISEN SHUKI (An Expedition of 2,000 miles-Note of the Sacred War) by Seinen Kataoka. Published by Kinseido, 25, Kawaya-cho, Hiroshima City; 1 May 1939.

9. AH CHURETSU KUGA—SHOSA TO NIKUDAN SAN—YUSHI (Ah! Staunch Loyalty of Major Kuga and Three Human-Bombs) by Sosuke Mizushima. Published by Seikodo Shuppan-bu, 4, 5-chome, Iidamachi, Kojimachi-ku, Tokyo; 8 May 1932.

10. CHICHI WA KAKU TATAKAERI (Father Fought Thus) by Yujiro Kubo. Published by Koshisha Shobo, No. 67, 3-chome, Aoyama-kitamachi, Akasaka-ku, Tokyo; 15 July 1941.

11. TENSAI TEIKOKU NIPPON NO HITO (Great Progress of Genius Imperial Japanese) by Tadataka Ikezaki. Published by Shinkosha, No. 19, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 5 July 1938.

12. SENJIN (War Memories) by Kiyokichi Kobayashi. Published by Toko Shoin, 6, 3-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 30 May 1942.

13. MANSHUJIHEN TO CHINGA MITTEI (The Manchurian Incident and Our Spy) by Konosuke Uraji. Published by Sekiro Kaku Shobo, 1, 2-chome, Misaki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 28 December 1931.

14. BYAKKO TAI (Combat Unit consisted of Young Soldiers) by Kensuke Hata. Published by Heibonsha, 5, 3-chome, Gofukubashi, Nihombashi-ku, Tokyo; 20 June 1939.

15. BUSHIDO (Chivalry) by Masahito Abe. Published by Daito Shuppan-sha, 10, 7-chome, Shiba Park, Shiba-ku, Tokyo; 20 June 1940.

16. NIPPON SHIDO DOKUHON (Reader of Japanese Chivalry) by Hideo Maruoka. Published by Genkai Shobo, 41, Otsuka-nakamachi, Koishikawa-ku, Tokyo; 18 March 1936.

17. KAIHEI RIKU O IKU (Marines' Marching on the Land) by Toshimasa Wada. Published by Kobundo Shoten, No. 55, Suwa-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 18 November 1942.

18. NANKAI NO KETSSHITAI (Divine Unit in the South Sea) by Yuko Shigeno. Published by Rikugei Sha, No. 17, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 November 1939.

19. SENJI TO SHINKO (Martial Affairs and Faith) by Setsudo Kato. Published by Daito Shuppan Sha, 10, 7-chome, Shiba Koen, Shiba-ku, Tokyo; 20 April 1938.

20. KYOKUTO—SHINJIKYOKU (Far Eastern Emergency) by Etsuro Miura. Published by Nitto-shoin, Nakasarugaku-cho, Kanda-ku, Tokyo; 28 December 1931.

21. NINGEN GUNJIN (From Soldier to a Civic Man) by Izumi Iimura. Published by Ro-haku-so Shobo, 963, Wada Hom-machi, Suginami-ku, Tokyo; 1 July 1940.

22. WARERA NO KENSETSU (Our Construction) by Kentaro Yasui. Published by Seinen Shobo, 10, 2-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 27 February 1939.

23. NACHIS—DOITSU O MEGURU YOROPPA NO GAIKOSEN (Diplomatic Racketeerings in Europe Around the Nazi-Reich) by Hirotsugu Misawa. Published by Toyo Keizai Shuppan Bu, 2, 3-chome, Hongoku-cho, Nihombashi-ku, Tokyo; 31 January 1940.

24. KOKOKU NIPPON (Imperial Country Japan) by Shozaburo Watari. Published by Meguro Shoten, 1, 3-chome, Surugadai, Kanda-ku, Tokyo; 20 June 1935.

25. HIGASHI NO NIPPON NISHINO DOITSU (Eastern Japan and Western Germany) by Takuo Godo. Published by Kinsei Do, 21, 3-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 25 October 1938.

26. HIJO JIKYOKU NI TATSU KONOE-KO (Prince Konoe, facing a National Emergency) by Junyu Fukuoka. Published by Tokyo Kaku, No. 2, 2-chome, Yumi-cho, Hongo-ku, Tokyo; 5 October 1937.

27. MANSHU JIHEN NO NOCHI NI KURU MONO? (What will come after the Manchurian Incident?) by Shiro Nakayama. Published by Tobari Shoten, 351, Kashiwagi, soto Yodobashi-ku, Tokyo; 2 February 1932.

28. NAZIS DOITSU SAIKENSHI (How the Nazis Reconstructed Germany) by Kikuji Takayama. Published by Kyozai Sha, 189, Kagomachi, Koishikawa-ku, Tokyo; 5 October 1940.

29. KOKUNAN KITARU—NIPPON KATSUKA? RENMEI KATSUKA? (National Crisis is coming!) will Japan Win? or will the League of Nations Defeat Japan?) by Hidehiko Nozawa. Published by Gunji-Kyoiku-Sha, No. 15, Nakasurugaku-cho, Kanda-ku, Tokyo; 10 November 1932.

30. KONNICHI NO SHINA (Contemporary China) by Akihiro Ogura. Published by Toko Sha, Miyashita-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 10 August 1937.

31. SHINA NO ZEMBO (The Whole Aspect of China) by Kaseki Takeuchi. Published by Shinsei Sha, 1, 1-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 17 August 1937.

32. NITSSHI-MONDAI NO KAIKETSU (The Solution of the Sino-Japanese Problem) by Tsuneo Matsuda. Published by Domei Press, 2-gochi, Hibiya Koen, Kojimachi-ku, Tokyo; 30 October 1943.

33. MANSHUJIHEN TO SEKAI NO KOE (World Voices on the Manchurian Incident) by Eio Monta. Published by Momiyama-Shoten, 2, 3-chome, Marunouchi, Kojimachi-ku, Tokyo; 29 October 1931.

34. BAKUSHIN NIPPON NO KOKORO TO CHIKARA (Heart and Strength of Dashing Japan) by Masaharu Taniguchi. Published by Komyo-Shiso Fukyu Kai, 5, Hinoki-cho, Akasaka-ku, Tokyo; 20 September 1940.

35. JINCHU HOKOKU NO SEISHIN—KONOE FUMIMARO-KO ENZETSU KUNWASHU—(The Spirit of Loyalty and Patriotism-Records of Speeches and Admonitions of Duke Konoe) by Tomchiko Uemura. Published by Daiichi Shuppansha, 392, 2-chome, Shimomeguro, Meguro-ku, Tokyo; 21 February 1938.

36. SHIN TOA NO KENSETSU TO BUTSKKYO (Building Up of a New East Asia and Buddhism) by Gakushu Ichihashi. Published by Bukkyo Rengo Kai (Federations of Buddhism Associations) 2, 8-chome, Shitakoen, Shiba-ku, Tokyo; 29 April 1939.

37. SHINDO TAISEIKYO NO KENKYU (Study of Shinto Religion "Taiseikyo") by Yoshito Tanaka. Published by Nippon Gakujitsu Kenkyu Kai, 130 Hakusan Goten-machi, Koishikawa-ku, Tokyo; 22 May 1936.

38. NIPPON SEISHIN SAKUKO TO KOKUSHI KYOIKU (Exaltation of the Japanese Spirit and Historical Education) by Hideo Kikuchi. Published by Koto Sha, 1-chome, Kashiwagi, Yodobashi-ku, Tokyo; 19 October 1943.

39. SORA NO GUNSHIN SHIRASO-SHOSA, HOMARE NO ARAWASHI (The God of Air-Battle, Lieut.-Commander Shiraso) (Honorable War-Plane) by Yakichi Sawara. Published by Dai-Nippon-Gokoku-Seinen-Kai-Shuppan-Bu No. 1086, 5-chome, Sugano, Toshima-ku, Tokyo; 29 April 1938.

◉昭和二十一年勅令第四百十一号に関する件（昨年八月二十三日本欄参照）

昭和二十一年三月十七日

覚書発信者　日本政府
宛由　終戦連絡中央事務局
宛先　連合軍最高司令官
件名　宣傳用出版物の没収に関する件

右覚書に基き昭和二十二年八月一日没収されるべき宣傳用出版物として指定されたものは以下の通りである。

宣傳出版物没収指令追補第二九号（一九四七年八月一日附）

書名	著者	発行所	発行日
1 陸海空大激戦進軍の旗風	小西武夫	大阪市西区島津町五 元文社	昭和一二、一〇、一〇
2 日清、日露戦争物語附、アジアの盟主日本	菊池寛	東京市京橋区銀座西七の五 新日本社	〃一二、一〇、三〇
3 敵前潜行	関沢秀雄	東京市麹町区内幸町二の二三 国際文化事業協会	〃一五、六、四
4 日本再建論	山道襄一	東京、京橋第一相互館	〃七、八、二〇
5 第一線	興昊空山	名古屋市熱田区旗屋町二九二 千倉書房	〃一四、一二、二五
6 日本國民精神史話	鈴木登	熊本市黒髪町黒髪球磨小学校内 大日本守護会	〃一一、四、二〇
7 アロー戦争と円明園	矢野仁一	東京市神田区駿河台 熊太地歴研究会	〃一四、九、二〇
8 征旅二千哩　聖戦手記	竹岡正年	広島市草津町二五 弘文堂書房	〃一四、五、一
9 嗚呼忠烈　突撃少佐と肉弾三勇士	水島荘介	東京市麹町区飯田町五の四 会正堂	〃七、五、八
10 父は斯く戦へり	久保雄二郎	東京市赤坂区青山北町三丁目 読光堂出版部	〃一六、七、一五
11 天才帝國日本の飛躍	池崎忠孝	東京市神田区錦町一の一九 甲子社書房	〃八、七、五
12 従軍記と西　戦塵	小林喜代吉	東京市神田区駿河台三の六 新光社	〃一七、五、三〇
13 満洲事変と戻が雷偵	浦路博之助	東京市神田区三崎町二の一 乃江書院	〃六、一二、二二
14 白虎部隊	寒貫勗	東京市日本橋区長谷川三の五 赤塚新書房	〃一四、六、二〇
15 武士魂	安部正人	東京市芝区芝公園七の一〇 太東出版社	〃一五、六、二〇
16 日本士道読本	丸岡英夫	東京市小石川区大塚仲町四一 言海書房	〃一一、三、一八
17 海兵隊を征く	和田俊正	東京市小石川区諏訪町五五 好文館書店	〃一七、一一、一八
18 南海の決死隊	茂野鳴雄	東京市神田区錦町一の一七 六興社	〃一四、一一、二〇
19 戦争と信仰	加藤唱堂	東京市芝区芝公園七の一〇 大東出版社	〃一三、四、二〇
20 極東新時局満洲事変の展望	三浦悦郎	東京市神田区中猿楽町 日東書院	〃六、一二、二八
21 人間軍人	飯村泉	東京市杉並区和田本町九六三 猟柏荘書房	〃一五、七、一
22 われらの戦争	アドルフ・ヒットラー 安居繁太郎	東京市神田区小川町二の一〇 青年書房	〃一四、二、二七
23 ナチスドイツを絶る ヨーロッパの外交戦	三澤弘次	東京市日本橋区本石町三の二 東洋経済出版部	〃一五、一、三一
24 皇國日本	豆塚琢三郎	東京市神田区駿河台三の一 目黒書店	〃一〇、六、二〇
25 東の日本、西の独逸	伍島卓雄	東京市神田区神保町三の二一 金星堂	〃一三、一〇、二五
26 非常時局にたつ　近衛公	鶴岡節雄	東京市本郷区弓町二の二 東京堂	〃一二、一〇、五
27 戦争小説　満洲事変の後に来るもの	中山四郎	東京市外淀橋町柏木三五一 戸張書店	〃七、二、二
28 ナチス独逸再建史	高山英次	東京市小石川区鶴巻町一八九 教材社	〃一五、一〇、五
29 國難来る　日本勝つか連盟勝つか	野澤秀彦	東京市神田区仲猿楽町一五 軍事教育社	〃七、一一、一〇
30 今日の支那	小倉章宏	東京市小石川区宮下町 東興社	〃一二、八、一〇
31 支那の全貌	井上謙吉 村田孜郎 波多野乾一 竹内夏積 共著	東京市神田区小川町一の一 信正社	〃一二、八、一七
32 日支問題の解決	松田常雄	東京都麹町区日比谷公園二号地 同盟通信社	〃一八、一〇、三〇
33 満洲事変と世界の声	門多栄男	東京市麹町区丸の内三の二 叡山書店	〃六、一〇、二九
34 驀進日本の心と力	谷口雅春	東京市赤坂区檜町五 光明思想普及会	〃一五、九、二〇
35 畫忠報國の精神	植村友彦編	東京市目黒区下目黒二の三九二 第一出版社	〃一三、二、二一
36 新東亞の建設と佛教	佛教連合会編 市橋覚俊	東京市芝区芝公園八の二 佛教連合会	〃一四、四、二九
37 神道大成教の研究	田中義能	東京市小石川区白山御殿町一三〇 日本学術研究会	〃一一、五、二三
38 日本精神作興と國史教育	菊地秀男	東京市淀橋区柏木一丁目 高踏社	〃九、一〇、一九
39 空の軍神白根少佐　その死闘	佐藤勇吉	東京市豊島区巣鴨五の一〇八六 大日本國民青年会出版部	〃一三、四、二〇

産業

本規格　さきに工業標準調査会の調査審議を経て左記の規格が制定された。（昭和二十二年八月二十日特許標準局）

日本電気規格　電気七輪（電気九二〇一）
（内容省略）

國會

○參議院

◎報告書提出　本月二十五日委員長から左の報告書を提出した。
農産種苗法案可決報告書
又本月二十七日委員長から左の報告書を提出した。
特許法等の一部を改正する法律案可決報告書金融機関再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書
又本月二十八日委員長から左の報告書を提出した。
生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案可決報告書
労働者災害補償保険特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書
昭和二十二年度一般会計予算補正（第一号）可決報告書

地方行政

◎縣会　八月三十日定例縣議会を山形市に招集する。（山形縣）

廣告

◎自動車交通事業財團

大阪市西区新町通一丁目四十七番地大阪西運送株式会社より同会社に属する建物、自動車並びに機械器具等に対し自動車交通事業財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属すべき動産について権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたし。

但し、交通事業財團に属すべきものの目録は当廳に備付てあつて関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年九月三日
大阪司法事務局

◎失踪ニ関スル届出ノ催告

本籍並最後の住居山口縣玖珂郡余田村第九十八番屋敷　不在者　後　初之進
明治十年七月二十日生
右不在者に対し利害関係人後宮孝より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。
昭和二十二年六月十六日
岩國簡易裁判所

本籍及最後の住居山口縣大島郡久賀町第五千百九十七番地　不在者　政田　友幸
明治四十四年八月十五日生
右不在者に対し利害関係人藤谷算より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。
昭和二十二年六月十六日
岩國簡易裁判所

本籍及最後の住居山口縣岩國市大字裝東三百十六番地　不在者　川上豊太郎
明治二十八年七月一日生
右不在者に対し利害関係人川上清より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。
昭和二十二年六月十六日
岩國簡易裁判所

本籍及最後の住居山口縣玖珂郡余田村第三千九百二番地　不在者　山本　大蓮
明治十三年三月十三日生
右不在者に対し利害関係人山本民次郎より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。
昭和二十二年六月十六日
岩國簡易裁判所

本籍香川縣小豆郡北浦村大字馬越甲千二百三十二番地、最後の住所右同所同番地、不在者綱原智三、明治三十三年四月二十五日生、右不在者に対し利害関係人綱原智から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十三年三月三十一日午前九時迄に当地方裁判所に生存の届出をされたいもしその届出をしなければ失踪を宣告するの生死を知つてゐる者は右期日迄にその届出をせられたい。
昭和二十二年七月二十四日
高松地方裁判所

◎失踪宣告

本籍東京都品川区大井山中町四千百三十三番地、最後の住所東京府荏原郡品川町大字南品川宿四百二十八番地　不在者　伊澤　伊良
安政四年七月十五日生
当裁判所は東京都品川区西中延五丁目千二百四十五番地伊澤鉄雄の申立により右不在者に対し同人が明治二十八年一月一日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十二年六月二十七日
東京地方裁判所

本籍東京都足立区千住三丁目五十番地、最後の住所同都同区千住三丁目附近　不在者　丸山大次郎
嘉永二年八月十五日生
当裁判所は東京都足立区千住町五十番地丸山新次郎の申立により右不在者に対し同人が明治二十七年一月一日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十二年六月二十七日
東京地方裁判所

本籍東京都品川区南品川二丁目四百十六番地、最後の住所同所同番地　不在者　横山　要一
明治二十六年十二月十日生
当裁判所は埼玉縣大宮市櫻木町二丁目五百二十三番地横山正夫の申立により昭和十三年六月十三日死亡と看做して失踪を宣告した。
昭和二十二年六月三十日
東京地方裁判所

本籍東京都江東区深川一丁目二十三番地、最後の住所東京都江東区深川亀住町五番地　不在者　佐々木恒次郎
右に対し東京都杉並区荻窪三丁目百九十九番地佐々木よしの申立により当裁判所は昭和五年九月一日死亡と看做し失踪の宣告をした。
昭和二十二年七月十五日
東京地方裁判所民事第十六部

本籍並最後の住所北足立郡片柳村大字片柳千二百六十一番地の二　不在者　坂東　義香
右に対し同所大字御蔵四百八十二番地ノ一小築登美の申立に因り当裁判所は昭和二十二年六月十六日失踪の宣告を爲したり。
昭和二十二年六月十六日
浦和地方裁判所

本籍並最後の住所那須郡烏山町六百七十番地　不在者　室井　森一
明治二十二年七月七日生
右に対し那須郡烏山町六百七十番地室井得一の申立に因り当裁判所は昭和二十二年六月九日失踪の宣告を爲したり。
昭和二十二年六月九日
宇都宮地方裁判所大田原支部

本籍並最後の住所愛知縣額田郡福岡町大字上地百五十一番戸　不在者　榎本　安吉
文久二年十二月十三日生
右者に対し利害関係人榎本和市の申立によつて大正十三年一月一日死亡と看做して当裁判所は昭和二十二年七月十七日失踪の宣告をした。
昭和二十二年七月十七日
名古屋地方裁判所岡崎支部

本籍並最後の住所熊本縣熊本市黒髪町大字宇留毛六百八十七番地　不在者　山下　亀雄
明治三十五年三月二十五日生
右に対し前記同所同番地山下定の申立に因り当区裁判所は昭和二十二年七月八日失踪の宣告を爲したり。（昭和十九年十二月三十一日死亡と看做さる）
昭和二十二年七月八日
熊本地方裁判所

本籍本吉郡志津川町九十九番地の二、最後の住所同郡同町字町裏四十五番地の八　不在者　菅原　政吉
文久元年十二月十九日生
当裁判所は菅原富助の申立により、右不在者に対し、同人が大正十一年十二月十日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十二年六月二十日
仙台地方裁判所氣仙沼支部

本籍並最後の住所本吉郡津谷町津谷松岡三十二番地　不在者　佐藤　合補
明治三十四年七月十三日生
当裁判所は佐藤國松の申立により、右不在者に対し、同人が昭和十七年十一月二十日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。
昭和二十二年六月二十一日
仙台地方裁判所氣仙沼支部

本籍並最後の住所福島縣大沼郡赤沢村大字雀林字二番山下二千九百七十九番地　不在者　佐々木　清
明治二十六年三月十四日生
右に対し同所同番地佐々木ヒデの申立に因り当裁判所は大正十五年二月一日死亡したるものと看做し本日失踪の宣告を爲したり。
昭和二十二年七月四日
福島地方裁判所若松支部

本籍及び住所山形縣西置賜郡小國町大字小國小坂町六百六十一番地の三　不在者の戸主　相馬　啓一
申立人　相馬　みつ
本籍及び最後の住所右同所同番地　不在者　相馬　みつ
天保四年五月二日生
右申立人より不在者に対し失踪宣告の申立を爲したるに付当裁判所は昭和二十二年四月二日公示催告を爲したるに昭和二十二年七月二十八日午前九時の公示催告期日迄に不在者生存の届出なきを以て不在者は安政元年三月以来九十四年以上生死分明ならざるものと認め左の如く判決を爲す。
不在者相馬みつの失踪を宣告す
昭和二十二年七月二十九日
山形地方裁判所米沢支部
判事　猪股　薫

◎号外　八月十六日発行廣告八頁●同十九日発行廣告八頁●同二十日発行衆議院会議録二十六号二六頁

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價　一ヶ月十五円　郵税六十銭・送料

実費　本会録　八銭イント　一行十七字詰三十二字詰
議録　一部頒布　八銭イント　一行十四字詰二十五円

発行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　印刷局
電話九段五三一　郵貯東京一九〇〇〇　同舎

（関定規格A判）

○産　業

◉日本規格　さきに工業標準調査会の調査審議を経て左記の規格が制定された。（昭和二十二年八月二十日特許標準局）

日本電氣規格　電氣七輪（電氣九二〇一）

（内閣省略）

國　会

○參議院

◉報告書提出　本月二十五日委員長から左の報告書を提出した。

農產種苗法案可決報告書

又本月二十七日委員長から左の報告書を提出した。

特許法等の一部を改正する法律案可決報告書金融機関再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書

又本月二十八日委員長から左の報告書を提出した。

生命保險中央会及び損害保險中央会の保險業務に関する權利義務の承継等に関する法律案可決報告書

勞働者災害補償保險特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和二十二年度一般会計予算補正（第一号）可決報告書

地方行政

◉縣会　八月三十日定例縣議会を山形市に招集する。（山形縣）

廣　告

◉自動車交通事業財團

大阪市西区新町通一丁目四十七番地大阪西運送株式会社より同会社に属する建物、自動車並びに機械器具等に対し自動車交通事業財團組成のため所有權保存登記の申請があつたから右財團に属すべき動產について權利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債權者はこの公告掲載の日より三十二日以内にその權利を当廳に申し出られたし。

但し、交通事業財團に属すべきものの目録は当廳に備付てあつて関係者の閲覧に供する。

昭和二十二年九月三日

大阪司法事務局

◉失踪ニ関スル届出ノ催告

本籍並最後の住居山口縣玖珂郡余田村第九十八番屋敷

不在者　後　初之進

明治十年七月二十日生

右不在者に対し利害関係人後宮孝より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十二年六月十六日

岩國簡易裁判所

本籍及最後の住居山口縣大島郡久賀町第五千百九十七番地

不在者　政田　友幸

明治四十四年八月十五日生

右不在者に対し利害関係人藤谷算より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十二年六月十六日

岩國簡易裁判所

本籍及最後の住居山口縣岩國市大字裝束三百十六番地

不在者　川上豊太郎

明治二十八年七月一日生

右不在者に対し利害関係人川上清より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十二年六月十六日

岩國簡易裁判所

本籍及最後の住居山口縣玖珂郡余田村第三千九百二番地

不在者　山本　大縄

明治十三年三月十三日生

右不在者に対し利害関係人山本民次郎より失踪宣告の申立を爲したるに付不在者は昭和二十三年二月十二日午前九時迄に当裁判所に生存の届出を爲すべく若其の届出を爲さざるときは失踪を宣告すべし又不在者の生死を知る者は右期日迄に其の届出を爲すべし。

昭和二十二年六月十六日

岩國簡易裁判所

本籍香川縣小豆郡北浦村大字馬越甲千二百三十二番地、最後の住所右同所同番地、不在者福原智三、明治三十三年四月二十五日生、右不在者に対し利害関係人福原智から失踪宣告の申立があつたから不在者は昭和二十三年三月三十一日午前九時迄に当地方裁判所に生存の届出をきれたいもしその届出をしなければ失踪を宣告する又不在者の生死を知つてゐる者は右期日迄にその届出をせられたい。

昭和二十二年七月二十四日

高松地方裁判所

◉失踪宣告

本籍東京都品川区大井山中町四千百三十三番地、最後の住所東京府荏原郡品川町大字南品川宿四百二十八番地

不在者　伊澤　伊ゑ

安政四年七月十五日生

当裁判所は東京都品川区西中延五丁目千二百四十五番地伊澤鉄雄の申立により右不在者に対し同人が明治二十八年一月一日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年六月二十七日

東京地方裁判所

本籍東京都足立区千住三丁目五十番地、最後の住所同都同区千住町一丁目附近

不在者　丸山大次郎

嘉永二年八月十五日生

当裁判所は東京都足立区千住三丁目五十番地丸山新次郎の申立により右不在者に対し同人が明治二十七年一月一日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年六月二十七日

東京地方裁判所

本籍東京都江東区深川一丁目二十百十六番地、最後の住所東京都江東区

不在者　横山　要一

明治二十六年十二月十日生

当裁判所は埼玉縣大宮市櫻木町二丁目五百二十三番地横山正夫の申立により昭和十三年六月十三日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年六月三十日

東京地方裁判所

本籍東京都品川区南品川二丁目四百十六番地、最後の住所同所同番地

不在者　横山　要一

明治二十六年十二月十日生

当裁判所は埼玉縣大宮市櫻木町二丁目五百二十三番地横山正夫の申立により昭和十三年六月十三日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年六月三十日

東京地方裁判所

本籍東京都江東区深川一丁目二十三番地、最後の住所東京都江東区深川亀住町五番地

不在者　佐々木恒次郎

右に対し東京都杉並区荻窪三丁目百九十九番地佐々木よしの申立により当裁判所は昭和五年九月一日死亡と看做し失踪の宣告をした。

昭和二十二年七月十五日

東京地方裁判所民事第十六部

本籍並最後の住所北足立郡片柳村大字片柳千二百六十一番地の二

不在者　坂東　修香

右に対し同所大字御藏四百八十二番地ノ一小築登美の申立に因り当裁判所は昭和二十二年六月十六日失踪の宣告を爲したり。

昭和二十二年六月十六日

浦和地方裁判所

本籍並最後の住所那須郡島山町六百七十番地

不在者　室井　森一

明治二十二年七月七日生

右に対し那須郡島山町六百七十番地室井得一の申立に因り当裁判所は昭和二十二年六月九日失踪の宣告を爲したり。

昭和二十二年六月九日

宇都宮地方裁判所大田原支部

本籍並最後の住所愛知縣額田郡福岡町大字上地百五十一番戸

不在者　榎本　安吉

文久二年十二月十三日生

右者に対し利害関係人榎本和市の申立によつて大正十三年一月一日死亡と看做して当裁判所は昭和二十二年七月十七日失踪の宣告をした。

昭和二十二年七月十七日

名古屋地方裁判所岡崎支部

本籍並最後の住所熊本縣熊本市黒髮町大字宇留毛六百八十七番地

不在者　山下　亀雄

明治三十五年三月二十五日生

右に対し前記同所同番地山下定の申立に因り当区裁判所は昭和二十二年七月八日失踪の宣告を爲したり。（昭和十九年十二月三十一日死亡と看做さる）

昭和二十二年七月八日

熊本地方裁判所

本籍本吉郡志津川町九十九番地の二、最後の住所同郡同町字町裏四十五番地の八

不在者　菅原　政吉

文久元年十二月十九日生

当裁判所は菅原富助の申立により、右不在者に対し、同人が大正十一年十二月十日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年六月二十日

仙台地方裁判所氣仙沼支部

本籍並最後の住所本吉郡津谷町洋谷松岡三十二番地

不在者　佐藤　台輔

明治三十四年七月十三日生

当裁判所は佐藤國松の申立により、右不在者に対し、同人が昭和十七年十一月二十日死亡せるものと看做して失踪を宣告した。

昭和二十二年六月二十一日

仙台地方裁判所氣仙沼支部

本籍並最後の住所福島縣大沼郡赤沢村大字雀林字二番山下二千九百七十九番地

不在者　佐々木　清

明治二十六年三月十四日生

右に対し同所同番地佐々木ヒデの申立に因り当裁判所は大正十五年二月一日死亡したるものと看做し本日失踪の宣告を爲したり。

昭和二十二年七月四日

福島地方裁判所若松支部

本籍及び住所山形縣西置賜郡小國町大字小國小坂町六百六十一番地の三

不在者の戸主

申立人　相馬　啓一

本籍及び最後の住所右同所同番地

不在者　相馬　みつ

天保四年五月二日生

右申立人より不在者に対し失踪宣告の申立を爲したるに付当裁判所は昭和二十二年四月二日公示催告を爲したるに昭和二十二年七月二十八日午前九時の公示催告期日迄に不在者生存の届出なきを以て不在者は安政元年三月以來九十四年以上生死分明ならざるものと認め左の如く判決を爲す。

不在者相馬みつの失踪を宣告す

昭和二十二年七月二十九日

山形地方裁判所米沢支部

判事　猪股　薫

◉号外　八月十六日発行廣告八頁◉同十九日発行廣告八頁◉同二十日発行衆議院会議録二十六号一六頁

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價　一ヶ月十五円　郵税　六十銭

實費　四十円

廣告料　本欄　一行　十七字詰　三十五円
一般廣告　八ポイント　一行　十四字詰　二十五円

發行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇
印刷局

（國定規格A判）

◎大藏省
商工省告示第二十八号

閉鎖機関令第一條の規定により左の会社等を閉鎖機関に指定する。

昭和二十二年九月二十三日

大藏大臣　栗栖赳夫
商工大臣　水谷長三郎

日本塩扱株式会社
協同産業株式会社
日本鱗寸輸出株式会社
日本駒子交易株式会社
貿易物資運保協会

◎厚生省告示第六十三号

國民医療法施行規則により、第三回医師國家試験を施行し、その方法等を次のように定める。

昭和二十二年九月二十三日

厚生大臣　一松定吉

一、場所　北海道、東京、京都、静岡
二、日時　自十一月五日(水)至十一月七日(金)毎日午前九時より
三、願書提出の締切期日　昭和二十三年十月十五日

右期日までに必ず着くよう各受験地の厚生省医務局出張所(別記参照)に提出すること。但し、東京において受験する者は厚生省医務局医務課に提出すること。

四、受験者は昭和二十二年十月三十一日から試験開始の前日(休日を除く。)までに、午前十時から午後四時(但し、土曜日は正午)までの間に各受験願書を提出した厚生省医務局出張所又は厚生省医務局医務課に出頭して受験票を受取り、且つ試験場等を照合すること。
五、試験手数料は必ず三十円の収入印紙を用いて、これを試験願書に貼付すること。
六、出願に関する書式は國民医療法施行規則第十七條ノ二の規定を参照すること。
七、試験願書記載の現住所地名及び氏名には振仮名を付すること。なお願書提出後住所を変更した者は直ちに願書提出先に申し出でること。
八、受験希望地は便宜試験願書に記載すること。但し、願書提出期限後は、どんな事由があつても受験地の変更を許さない。

(別記)

名称	位置
北海道	札幌市豊平町七條八丁目北海中学校内
京都	厚生省医務局北海道出張所
福岡	大阪市東区法円坂町　厚生省医務局近畿出張所
	福岡市大名町國立福岡病院内　厚生省医務局九州出張所

◎逓信省告示第二百九十二号

昭和二十二年九月二十一日から、次の郵便局を設置し、これを逓信官署官制第十條第一項但書の規定により、特に指定する郵便局とする。但し、郵便物集配事務を取扱わない。

昭和二十二年九月二十三日

逓信大臣　三木武夫

名称	位置
慈恩寺郵便局	埼玉県南埼玉郡慈恩寺村(岩槻局郵便区内)
石井郵便局	鳥取県西伯郡成実村大字石井(米子局郵便区内)
小鴨郵便局	同東伯郡小鴨村(倉吉局郵便区内)
高島郵便局	岡山県上道郡高島村(長岡局郵便区内)
足柄郵便局	静岡県駿東郡足柄村(小山局郵便区内)

正誤

九月四日逓信省告示第二百七十八号二十行「その」は「との」、同六日同告示第二百八十二号初行「昭和二十二年」は「昭和十二年」のいづれも誤植。

敍任及辞令

◎昭和二十二年九月十六日

(各通)
大藏事務官　塚元孝
司法事務官　西田隆
大門正輝

総理廳事務官に任命する
二級に敍する　伊部公雄

総理廳技官に任命する
二級に敍する　運輸技官　吉村定明

総理廳技官に兼ねて任命する
二級に敍する　総理廳事務官　海獄毅
総理廳事務官兼内務事務官　菅原琢爾
外務事務官　坂手三郎
地方事務官　片岡健

(各通)
同　若旅壽惠廣
丸山保文

経済安定本部経済査察官に任命する
二級に敍する　井尻忠義

内務技官に任命する
二級に敍する　総理廳事務官　豊種伴三

大藏事務官に任命する
二級に敍する　大藏事務官　船川健造

文部事務官に任命する
二級に敍する　上野芳太郎

(各通)
同　高木龜一
小畑勝次
小松道雄
乘田利喜太
福島與平

文部教官に任命する
二級に敍する　岡本清男

(各通)
同　小山田務治
同　米津千之
同　原佑
同　堀内正元

文部教官　佐藤豊三郎　同
二級に敍する　中森孝治　同
(各通)
同　小島潔　同
同　岡村勝　同
同　堀川義男　同
二級に陞敍する　樋橋陽吉

(各通)
同　小倉正男
同　神田八郎
同　西原義久
同　福島周

運輸教官に任命する
二級に敍する　運輸事務官　山根利一
同　伊達二郎
同　小柴新一
同　富山醇
同　川信代次郎
同　高田卯之亟
同　藤原正保
同　法代地喜四郎
同　齋藤寅一
運輸技官　川口新太郎
賀美七太郎

二級に陞敍する　大藏事務官　山本正淑
(各通)
地方事務官に任命する
二級に敍する　資藤明

地方教官　池田勝三　同
同　平木はる　同
(各通)
同　江馬泰一郎　同
同　飯下榮作　同
同　長場梯治　同
同　諸里忠治　同
同　川井外次

地方事務官　首藤不二夫
同　大岡三郎
同　小川五郎
同　大間知慶三
同　東一雄
同　西片寅治
同　新保義雄

二級に陞敍する
◎昭和二十二年九月十七日

(各通)
厚生事務官　林勝譚
裁判所調査官　尾後貫莊太郎

一級に陞敍する
(各通)
総理廳事務官に任命する
二級に敍する　吉植悟
沼本謙一

総理廳技官に任命する
二級に敍する　小泉嘉四郎

二級に陞敍する　総理廳技官　三宅俊治

司法事務官に任命する
二級に敍する　新谷正夫

外務事務官に兼ねて任命する
二級に敍する　外務事務官兼総理廳事務官　鶴島岩男

領事に任命する
二級に敍する　藤澤細屋喜平進

(各通)
内務事務官に任命する
二級に敍する　大藏事務官　鋼鑑一

二級に陞敍する　黒田源次

文部事務官に任命する
二級に敍する　恩田光明
(各通)
文部教官に任命する
二級に敍する　須田經宇
山下康雄

(各通)
居石直貴
廣瀬知治
石井泰藏
平井愈太郎
一瀬清
力武彌壽保
行村正次郎
福田義文
江星日健次郎
瀬尾政記

厚生技官に任命する
二級に敍する　赤澤淵
田北周平
油谷友三
細口謙太郎
士井佑
中武節雄
成田清壽
清瀬治
瀬分嘉滿夫

(各通)
農林技官に任命する
二級に敍する　大藏知治
白岩覺三郎
吉成文夫

農林事務官　山本一人　同　山添剛

(各通)
同　小菅伊勢松　同　田崎忠雄
同　佐藤紀文　同　岩藤慈一郎
同　山下政治　同　伊藤靜夫

農林技官　小城登三男　同　石黒則義
同　吉田秀之助　同　廣三郎
同　倉石典夫　同　山本行

二級に陞敍する　厚生事務官　中臺正治

地方事務官に任命する
二級に敍する　地方事務官　幸得爲明

二級に陞敍する　蒲田源作

地方教官に任命する
二級に敍する

厚生技官　野邊地慶三

願に依り本官を免ずる
大藏事務官　森永貞一郎
同　舟山正吉
同　伊藤隆
事務局長官　野田卯一
渡辺年之助

第一回國会政府委員を命ずる
総理廳事務官　木村忠二郎

第一回國会政府委員を免ずる(以上九月十七日内閣)
(各通)
総理廳事務官　塚元孝
同　大門正輝
総理廳技官　吉村定明

経済安定本部部員を命ずる
(各通)
大藏事務官　前波之三
同　中尾正一
同　寺山時二
大藏技官　谷川三郎

願に依り本官を免ずる
大藏事務官　愛知揆一

政府貸付金処理委員会委員を命ずる
(各通)
文部教官　津山玄道
同　野口逸三郎

願に依り本官を免ずる
厚生技官　藤澤喜一郎

官吏分限令第十一條第一項第四号に依り依職を命ずる

第6209号

○官報事項

Matters Concerning the Imperial Ordinance
No. 311 of 1946 (Ref. Official Gazette, September 3, 1947)

Subject: Confiscation of Propaganda Publication-Supplement No. 30
To: Central Liaison Office, Imperial Japanese Government (Attn: Mr. Toru Furuya, Chief of Police Section, Political Division, Central Liaison Office)

1. Reference:
   a. Memorandum AG 311.7 (Mar 17, 46) CI (SCAPIN-824), Subject as above
   b. Memorandum AG 311.7 (Mar 27, 46) CIS (SCAPIN-843), subject as above-Supplement No.1.

August 15, 1947

1. KOKUMIN TOKUHON (Text-book for Imperial Subjects) by Masao ISHIYAMA. Published by Heibonsha, 5, 3-chome, Gofuku-bashi, Nihombashi-ku, Tokyo; 20 January 1940.
2. TATAKAWAZU SHITE KATSU (Victory without Fighting) by Tsunekichi KAWANO. Published by Shinkokaku, 7, 2-chome, Awaji-cho, Kanda-ku, Tokyo; 25 May 1934.
3. JIHEN TO KEIZAISEN (The China Incident and Economic War) by Nacharu, KADA. Published by Shozanbo, 6, 1-chome, Sarugaku-cho, Kanda-ku, Tokyo; 15 October 1938.
4. CHI TO KAERU TSUCHI (Land Exchanged with Blood) by Jisuke, SHINODA. Published by Oda Shoten, 3 Rentai-mae, Azabu-ku, Tokyo; 5 December 1931.
5. HAIKU TO SENSEN (17-syllabled Verses and Battle-front) by Tokusuke IWAI. Published by Keisetsu Shoin, 3, 2-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 1 May 1940.
6. GOYU IIZUKA BUTAI-CHO (Iizuka, Brave Unit Commander) by Yoshikata TAKAGI. Published by Dai Nippon Yubenkai Kodan-sha, 19, 3-chome, Otoha-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 22 December 1938.
7. SODOIN TAISEI NO ZENSHIN (Progress of General Mobilization Structure) Compiled by Asahi Shimbun Seikei-bu. Published by Asahi Shimbun Sha, 3, 3-chome, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka; 25 May 1941.
8. SHINA JIHEN TO REKKYO NO DOKO (China Incident and Movement of the Major Powers) by Jiro OTAKA. Published by Nippon Seinen Gaiko Kyokai, 10 Shimoro-kuban-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 16 June 1938.
9. GUNBU TO SHINSHINA NO KENSETSU (Military Faction and Construction of New China) by Tomoji KOBAYASHI. Published by Tokai Shuppan Sha, 760, c/o Osaka Bldg., Uchisaiwai-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 21 March 1938.
10. JUGO NO MAMORI (Defense of the Home-front) compiled and published by Tokyo Shi Yakusho, 5-chome, Kojimachi, Kojimachi-ku, Tokyo; 7 October 1938.
11. WAKISAKA BUTAI (The Wakisaka Unit) by Masao NAKAYAMA. Published by Chobunkaku, 41-1 Kohinatadai-machi, Koishikawa-ku, Tokyo; 20 September 1940.
12. AJIYA SHINRYAKU HISHI (Concealed History of Aggressed Asia) by Saburo KUWAHARA. Published by Shimizu Shobo, 7-1 Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 10 April 1941.
13. NISSHI SENSO-KI (The Sino-Japanese War Records) by Masaichi SHIMAYA. Published by Osaka Shuppan Sha, 2-chome, Kamihon-machi, Minami-ku, Osaka; 25 September 1931.
14. SHINTAISEI TO WA DONNA KOTOKA (What is Meant by New Structure?) edited by political Department of Hochi Shimbun. Published by Naigai Shobo, 56, 2-chome, Haruki-cho, Hongo-ku, Tokyo; 8 October 1940.
15. NIHON SEISHIN NO KENYO TO SOZO KYOIKU (The Exaltation of the Japanese Spirit and Creative Education) by Yoshizo YOSHIDA. Published by Sozosha, 9, 4, Katsuyamadori, Tenmoji-ku, Osaka; 10 October 1938.
16. PHILIPPIN NI OKERU SEISAKU NO HENSEN (Changes of Policy in Philippines) by Tomotaro NAGAOKA. Published by Nippon Takushoku Kyokai, 1-chome, Kasuga-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 22 July 1941.
17. HEITAI TO TOMONI (Together with Soldiers) by Takao KURIBAYASHI. Published by Kaizosha, 12, 7, Shimbashi, Shiba-ku, Tokyo; 20 April 1939.
18. MANSHU JIHEN, JUPPEI BIDAN SHU (A Collection of Fine Warrelief Anecdotes, Manchurian Incident) compiled by the War Minister Secretariate. Published by Aikoku Juppei Kai, 8, 3-chome, Haramachi, Ushigome-ku, Tokyo; 21 February 1936.

19. NAMPO KOKAI KI (Diary of a Voyage to the South Seas) by Seitaro SATO. Published by Endo Shoten, 2, 3-chome, Shimbashi, Shiba-ku, Tokyo; 5 April 1942.

20. EEI-EI TOA SHINRYAKU SHI (The History of American and British Aggression Toward East-Asia) by Shumei OKAWA. Published by Daiichi Shobo, Sukiyabashi, Ginza, Tokyo; 29 January 1942.

21. THE PHILIPPINES by Ken-ichi NAKAYA. Published by Koa Shobo, 21, 3, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 5 March 1942.

22. TATAKAI (Battle) by Sotaro KUGA. Published by Taishu Bungei-sha, c/o Edo Bldg., 3-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 10 April 1939.

23. SHOWANO GUNSHIN? NISHIZUMI SENSHA CHO (A God-of-War of Showa, Commander Nishizumi of Tank Corps) by Gen-ichi KUME. Published by Kin no Hoshi Sha, 27, 1-chome, Kojima-cho, Asakusa-ku, Tokyo; 5 May 1939.

24. OMOIDE NO SENSEN (Remembrance of Front Line) by Shiro HARA. Published by Shunju-sha, 5, 2-chome, Gofukubashi, Nihombashi-ku, Tokyo; 5 November 1938.

25. TENNO KIKANSETSU NO BOKUMETSU SEN (An Exterminatory Campaign against the "Emperor-Organ Theory") by Sukero ITO. Published by Toho Shoin, 8, 1-chome, Kyobashi, Kyobashi-ku, Tokyo; 1 April 1935.

26. INDO DOKURITSU SENSO (Indian War of Independence) by Uho HATANO. Published by Kinsei Sha, 6, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 15 October 1942.

27. KOKUSHI NO KAGAYAKI (The Brilliant National History) by Tokugoro NAKAMURA. Published by Kojin sha, 22, 2-chome, Hakuro-cho, Higashi-ku, Osaka, 10 January 1934.

28. KONOE NAIKAKU NO SHUTSUGEN NI ATARITE (On the Juncture of Appearance of Konoe Cabinet) by Shuichi NOYORI. Published by Teito Nichinichi Shimbun Sha, 5-gochi, Shiba-koen, Shiba-ku, Tokyo; 14 June 1937.

29. CHOJO HOMARE NO NISSHOKI (Glorious Flag of the Rising Sun Hoisted on the Great Wall of China) by Goro KOBAYASHI. Published by Seikado-Shoten, 6, 1-chome, Suda-cho, Kanda-ku, Tokyo; 25 October 1937.

30. HAGAKURE TOKUHON (A Reader of Hagakure) by Yodo OKI. Published by Kyozai Sha, 9, Nishimaru-cho, Koishikawa-ku, Tokyo; 10 September 1937.

31. KOKUSAI NIHON NO CHII (The International Position of Japan) by Toshio SHIRATORI. Published by Mikasa Shobo, 21, 2, Nishi-Kanda, Kanda-ku, Tokyo; 18 February 1938.

32. KASEN NO GUN-I (Surgeon on the Battle-line) by Kaiichiro KAWAHARA. Published by Yuko Sha, 8, 3, Marunouchi, Kojimachi-ku, Tokyo; 19 July 1940.

33. ZENTAI SHUGI NO KOSO (An Idea of Totalianism) by Yoichi NAKAGAWA. Published by Sakuhin Sha, 15, 1, Moto-machi, Hongo-ku, Tokyo; 19 February 1939.

34. NIHON WO NERAU SPY (Japan, the Objective of Spies) by Kazuo ITO. Published by Yakumo-do, 6, 1, Kayaba-cho, Nihombashi-ku, Tokyo; 20 June 1939.

35. SHIN TOA WO HABAMU SEKAI NO KYOJI BEIKOKU (America, the World's Most Haughtiest Nation Barring the New East Asia) by Yujiro SHINJO. Published by Yujiro SHINJO, 65, Kita-machi, Kinugasa Komatsubara, Kami-kyo-ku, Kyoto; 5 June 1940.

36. TOMIYA TAISA (Colonel Tomiya) by Kiyoto FUKUDA. Published by Toa Kaitaku-Sha, 273, Shirogane-sanko-cho, Shiba-ku, Tokyo; 1 March 1942.

37. SEKAI WA DONARU (What is the Fate of the Sarld?) by Kango NAKAMORI. Published by Seibun-kan, 2, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 18 October 1932.

38. HOKUSHIN TONAN (Expansion to the North and South) by Kenzo ADACHI. Published by Shuncho Sha, 327, Dozaka-machi, Hongo-ku, Tokyo; 8 November 1940.

39. KOKOKU NI MIWO SASAGETE (Dedicating the Lives to Fatherland) by Toyoji IIDA. Published by Kinsei-do, 21, 2-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 15 August 1942.

40. TATAKAU TSUBASA (Fighting Wings) by Nobuo DANNO. Published by The Asahi Press, 3, 3-chome, Nakanoshima, Kita-ku, Osaka; 13 December 1939.

41. GUNJIN TO SEIJI (Soldiers and Politics) by Shichiro YANAGINUMA. Published by Kigen Shobo, 24, 1, Suda-cho, Kanda-ku, Tokyo; 9 July 1935.

42. SENSO NO KAGAKUTEKI KENKYU (Scientific Fursuit of War) by Seien NUNOKAWA. Published by Daito Shobo, 19, Saka-machi, Yotsuya-ku, Tokyo; 25 September 1941.

43. SANSEN TO KENSETSU KAHOKU (China's Entry into the War and North China Under Construction) by Rin BUNRYU. Published by Rengo Shuppan Sha, 7-2, Yuraku-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 15 December 1943.

44. AIKOKU JUNJO SHONEN YOMIMONO-KANO BUTAI CHO (Patriotic, Purehearted, Juvenile Reading-KANO, the Unit Commander) by Shun-ichiro OKAMURA. Published by Iashin Do Shoten, 7, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 July 1938.

45. SHINTAISEI TO ZENTAISHUGI (New National System and Totalianism) by Iwao ADACHI. Published by Shinkoa Sha, 9, 3-chome, Irihune-cho, Kyobashi-ku, Tokyo; 29 December 1940.

46. IYOIYO-KOKKA-SORYOKUSEN (Impending National All-out Warfare) by Eisuke YAMAMOTO. Published by Teikoku Gunjin Kyokai, 21, 2-chome, Tamura-cho, Shiba-ku, Tokyo; 1 September 1938.

47. DAIJOTEKI NIPPON SEISHIN (Japanese Spirit from a Broad-point of view) by Tochoku MATSUKURA. Published by Hitotsubu Sha Shoten, 5, 2-chome, Minami-Otsu-machi, Naka-ku, Nagoya; 15 August 1936.

48. HIJOJI SOKOKU NO JUGO NI SAKEBU (Appealing to the Home-front of the Fatherland under Emergency) by Sueko TANAKA. Published by Shakai Kyoiku Kaikan, 4, Ura-Kasumiga Seki, Kojimachi-ku, Tokyo; 1 June 1934.

49. SHINJIDAI NO SEKAIKAN (One View of the world in New Age) by Keiji SATO. Published by Dobunkan Shuppan-Bu, 1, 1-chome, Kasugacho, Koishikawa-ku, Tokyo; 30 January 1942.

50. MOGURA HEITAI (Soldiers like Gophers) by Hiroshi Kuge. Published by Aidoku Sha, No. 5-2, Misaki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 10 June 1942.

51. SHOI-GUNJIN SEISEN-KASHU (The Collection of 31-Syllabled-poems on Holy War versed by Wounded-Soldiers) by Nobutsune SASAKI. Published by Jinbun-Shoin, Nijo-sagaru, Kawaramachi, Kyoto; 20 November 1939.

52. SHINA JIHEN KAIKETSU RON (The Solution of the China Incident) by Takuji HIDA. Published by Shinsei Sha, 1, 1-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 14 November 1937.

53. SENSO TO JINKO MONDAI (War and Population Issue) by Kokusaku Kenkyujo. Published by Kokusaku Kenkyujo, 1038, Oyaguchi-machi, Itabashi-ku, Tokyo; 1 August 1942.

54. TAIHEIYOJO NO SEIHA (Domination Over the Pacific) by Isamu SUGA. Published by Fuji-Shobo, No. 102, Wakamatsucho, Ushigome-ku, Tokyo; 28 December 1939.

55. SENJO SHIJITSU, KETSU-RUI DE TSUZURU (Historical Facts at Firing Front Written with Blood and Tears) by Chusuke TSUCHIDA. Published by Koseikaku Shoten No. 48, Shimo-Rokubancho, Kojimachi-ku, Tokyo; 10 September 1932.

56. TSUWAMONO NO MICHI (Warriors Way) by Tohihiko TAKEDA. Published by Hakko Sha, No. 10 1-chome, Ogawamachi, Kanda-ku, Tokyo; 5 March 1939.

57. MAMMO HEIDON KA DOKURITSU KA (Will Manchuria and Mongolia be Annexed or Independent?) by Ro NAGANO. Published by Chikura Shobo, c/o Daiichi Sogo Bldg., Kyobashi, Tokyo; 1 December 1931.

58. GEKIHEN KACHU NO SEKAI TO NIHON (The World in Turmoil of Rapid Transition and Japan) by Kametaro MITSUKAWA. Published by Senshinsha, 109 Kamifujimeecho, Komagome, Hongo-ku, Tokyo; 18 April 1932.

59. DAITOA SENSO WO MEGURU KEIZAISENRYAKU (Economic Warfare Surrouding the Great East Asia War) by Yakichi TERADA. Published by Fuzanbo, 3, 1-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 25 October 1942.

昭和22年9月23日 火曜日
官報 149 第6209号

60. NYU DILU NO KOZAI (Merits and Demerits of the New Deal) by Motoji TAKEMORI, Published by Fuzanbo, 3, 1-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 August 1940.

61. KODO KEIZAI NO GENRI (Principles of the Throne Economics) by Shimaji DOSAI. Published by Kodo Keizai Kenkyusho, 18, 1-chome, Onito, Nishiyodogawa-ku, Osaka-City; 15 December 1940.

62. JUKEI NO KOSENRYOKU (The Resisting Power of Chungking) by Sadao MIYAKE. Published by Asahi Press, 3, 2-chome, Yuraku-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 5 November 1942.

63. EIKOKU HOROBU KA (Is the Downfall of Britain Expected?) by Minosuke MOMO. Published by Takayamashoin, No. 10, 2-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 20 November 1940.

64. CHINI KAGAYAKU SEIMEISEN (The Life-line Gleaming with Blood) by Tenka YOKOI. Published by Niigata Mainichi Shimbun Sha, 227, Ichiban-cho, Higashi-Nakadori, Niigata-City; 10 August 1932.

65. REKISHI WA TENKAN SU (History Changes) by Taneji KYOSA. Published by Shin-toa Kyokai, 22, 3-chome, Nishi-hatchobori, Kyobashi-ku, Tokyo; 10 November 1943.

66. MAMMO NO SEIMEISEN ENO MICHI (The way to Manchuria of Mongolia a Lifeline of Japan) by Akira KOBAYASHI. Published by Koshi Sha, 2 Gakko-machi, Niigata-City; 10 October 1932.

67. SHINA TO SHINAJIN TO NIHON (China, Chinese and Japan) by Heisuke SUGIYAMA. Published by Kaizosha, 12, 7-chome, Shimbashi, Shiba-ku, Tokyo; 13 May 1937.

68. SENBOTSU-SHOSHI, JINCHU-DAYORI (The Letters from Firing Lines Written by Warriours who fought to the Death) by Ki SOMA. Published by Tokyo Nichinichi Press, No. 11, 1-chome, Yuraku-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 24 September 1939.

69. SENBOTSU-SHOSHI, JINCHU DAYORI (The Letters from Firing Front Written by Warriors who Fought to the Death) by Seiichi ISOKONO. Published by Kinseido, No. 21, 3-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; 20 June 1939.

70. AMERICA NO JITSURYOKU (Real Power of America) by Matsuji MUNEO. Published by Seinen Shobo, 10, 2-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 5 February 1941.

71. KOKKA KAIZO KEIKAKU KORYO (The Platform of May National Reconstruction Plan) by Seigo NAKANO. Published by Chikura Shobo, Daiichi Sogo Building, Kyobashi-ku, Tokyo; 28 October 1933.

72. AMERICA HYORON (Criticism on America) by Ei HEMMI. Published by Nippon Seinen Gaiko Kyokai, 4, 3-chome, Rokuban-cho, Kojimachi-ku, Tokyo; 17 June 1941.

73. KAERU HEITAI (A Soldier Going Home) by Toraichi NAMBA. Published by Taiko Sha, 26, Kotchira-cho, Shiba-ku, Tokyo; 1 April 1939.

74. NIPPON KEIZAI NO GUNJITEKI KEITAI (Military Form of the Japanese Economy) by Shigeo OHAMA. Published by Shozanbo, 6, 1-chome, Sarugaku-cho, Kanda-ku, Tokyo; 18 September 1938.

75. ZEN-NIHONKOKUMIN NI TSU GU (Appeal to the Whole Japanese Nation) by Sadao ARAKI. Published by Taido Shoin, 12, 2-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 11 February 1933.

76. BUSHIDO NO GONGE-Kato KIYOMASA KO (The Incarnation of "Bushido"—Feudal Lord, Kiyomasa KATO—) by Yoshitaro GOSHI. Published by Goshi Shidan Kai, 460, Kuhonji, Oemachi, Kumamoto-city; 25 March 1935.

77. SHINA-JIHEN, CHURYU RETSUDEN-RIKUGUN NO BU—(Vol. 18) (Biographies of Loyal and Courageous Warriors who Participated in China Incident) (Army Section Vol. 18). by Gunjin Engokai. Published by same, No. 8, 3-chome, Hara-machi, Ushigome-ku, Tokyo; 30 September 1941.

78. GUNTAI KYOIKU MANGA-KAGAYAKU MUTEKI RIKUGUN—(Caricatures on Military Education-Glorious Invincible Army) by Gunji Fukyu Kai. Published by Chojiro Furukawa, Gunji Fukyu Kai, 36, 2-chome, Jimbo-cho, Kanda-ku, Tokyo; November 1938.

79. SHINTO KOGI, CHINO MAKI (The Old Meaning of Shintoism Vol. II) by Kanshin TOMOKIYO. Published by Shinto Tenkokyo, Iwakiyama, Tabuse-kyoku, Suwano Kuni; 5 August 1936.

80. NIPPON AIKOKU KAKUSHIN HONGI (The First Principle of Patriotic Reformation of Japan) by Kozaburo TACHIBANA? Published by Kensetsu Sha, 115, Zoshigaya, Takata-machi, Tokyo surburb; 20 May 1932.

81. ICHIOKUJIN NO SHINTAISEI (New Structure for the People of One Hundred Million) by Takanobu MUROFUKU. Published by Seinen Shobo, 10, 2-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 10 January 1941.

82. NIPPONSHUGI KOWA (On Japanese Way) by Zai MATSUNAGA. Published by Maeno Shoten, 444, Tsurumaki-cho, Ushigome-ku, Tokyo; 18 January 1941.

83. HINOMARU NO MOTONI (Under the Sun-Flag) by Yukio TAKEDA. Published by Bunsho Sha, 9, 3-chome, Ginza-nishi, Kyobashi-ku, Tokyo; 24 December 1938.

84. MOKYO (Menkiang) by Yojuro HODA. Published by Seikatsusha, Nabecho Building, 6, 3-chome, Kaji-cho, Kanda-ku, Tokyo; 5 December 1938.

85. SAISHIN MARAI-GO JIBUN SHISHIN (The Newest Guide to the Current Malayan Language) by Kunzo UEHARA. Published by Obun Sha, 55, Yokotera-cho, Ushigome-ku, Tokyo; 20 August 1944.

86. YOSHIDA SHOIN TAIRIKU NANSHIN RON (Yoshida Shoin on Continental and Southward advance) by Giryo FUKUMOTO. Published by Seibun Do Shinko Sha, 5, 1-chome, Nishiki-cho, Kanda-ku, Tokyo; 30 October 1942.

87. SHINA JIHEN TO TOA NO SHORAI (The China Incident and The Future of East Asia) by Kiyokatsu SATO. Published by Shunju Sha, 5, 2-chome, Gofukubashi, Nihombashi-ku, Tokyo; 25 June 1937.

88. NISSHI JIHEN O MEGURU SEKAI NO UGOKI (Trend of the World Activities around the Sino-Japanese Hositilities) by Katsuji INAHARA. Published by Takayama Shoin 10, 2-chome, Ogawa-machi, Kanda-ku, Tokyo; 18 November 1837.

◉昭和二十一年三月十七日 内務省令第十四号

昭和二十一年三月十七日

内務大臣 安倍源基

内務省警保局長 坂信彌

作成者 宣伝課長 田村清三郎

右宣伝課長に於て昭和二十一年八月十五日以後廃棄すべき宣伝用出版物として指定されたものは以下の通りである。

一九四七年八月十五日附宣伝用出版物没収令追補第三〇号

書名	著者	発行所	発行日
1. 皇國民族本	石山正夫	東京市日本橋区吳服橋三の平	昭五、一二、一〇
2. 國は亡して勝つ	河野恒吉	東京市神田区淡路町二丁目七 光閣社	九、五、二五
3. 祭政と経済國	賀田直治	東京市神田区錦町一丁目 松の新の六 山房	一三、一〇、一五
4. 血と代える土	藤田文助	東京市麻布区三連隊前	六、一一、五
5. 俳句と皇國	岩井鎮雄	東京市神田区神保町二丁目	一五、五、一
6. 皇軍皇國皇民	西木義實	東京市小石川区音羽町 波の三の一 雪書院	一三、一二、一二
7. 皇國自覚の前進	鈴木日新閣	大阪市北区中之島三の 朝日新聞社	一六、五、二五
8. 支那事変と列国の動向	大蔵一雄	東京市麹町区下六番町一〇 日本青年外交協会	一三、六、一六